

第6期 第5回 横浜市子ども・子育て会議（総会）

日時：令和6年6月10日（月）午後7時00分～

場所：市庁舎18階 みなと1・2・3会議室

次 第

- 1 こども青少年局長あいさつ
- 2 各部会からの報告
- 3 審議事項
 - (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
 - (2) 「量の見込み」の算出に用いる推計児童数について
 - (3) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施について
- 4 報告事項
 - (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取組状況について
 - (2) こども・子育て基本条例について
 - (3) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度）の策定について
 - (4) その他

=====
資料1 第6期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿

資料2 第6期横浜市子ども・子育て会議 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱

資料4 部会報告 子育て部会

資料5 部会報告 保育・教育部会

資料6 部会報告 放課後部会

資料7 部会報告 青少年部会

資料8 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について

資料9 「量の見込み」の算出に用いる推計児童数について

資料10 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施について

資料11 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取組状況について

資料12 こども・子育て基本条例について

資料13 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度）の策定について

第6期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやま てっぺい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
2	○ あかし よういち 明石 要一	千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	いけだ ひろひさ 池田 浩久	市民委員
4	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
5	うえおか ともこ 上岡 朋子	市民委員
6	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
7	◎ おおひなた まさみ 大日向 雅美	恵泉女学園大学 学長
8	きん あき 金 明希	一般社団法人ラシク045
9	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
10	しばた やすみつ 柴田 康光	横浜地域連合 副議長
11	しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
12	たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
13	つとみ ひろし 津富 宏	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
14	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
15	へんみ しんいち 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
16	ほり さとこ 堀 聡子	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師
17	まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所 女性会 副会長
18	みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員連絡協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表
19	みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
20	やぎさわ えな 八木澤 恵奈	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

第6期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

◎：部会長 ○：職務代理者

(敬称略・50音順)

部会	氏名	所属・役職等	
子育て 部会	委員	うえおか ともこ 上岡 朋子	市民委員
		きん あき 金 明希	一般社団法人ラシク045
		しばた やすみつ 柴田 康光	横浜地域連合 副議長
		たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
		◎ ほり さとこ 堀 聡子	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師
		まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所 女性会 副会長
		○ みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
	やぎさわ えな 八木澤 恵奈	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	
保育・教育 部会	委員	◎ いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
		おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
		くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
	臨時 委員	おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
		おぎ まり 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
		さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
	てんみょう みほ 天明 美穂	一般社団法人ラシク045	
	○ もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	
	○ やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授	
放課後 部会	委員	○ あおやま てつべい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
		◎ あかし よういち 明石 要一	千葉敬愛短期大学 名誉教授
		いけだ ひろひさ 池田 浩久	市民委員
		へんみ しんいち 辺見 伸一 ※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
		みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表
	臨時 委員	ほしな ゆうこ 保科 優子	横浜市立小学校長会 副会長
		すずき ゆうこ 鈴木 裕子	国士舘大学文学部教育学科 教授
		たかすぎ ようこ 高杉 陽子	横浜市PTA連絡協議会 会計
		まつもと ゆたか 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	

◎：部会長 ○：職務代理者

(敬称略・50音順)

部会		氏名	所属・役職等
青少年 部会	委員	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長
		◎ つとみ ひろし 津富 宏	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
		○ はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
		へんみ しんいち 辺見 伸一 ※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	臨時 委員	しまだ のりたか 島田 徳隆	特定非営利活動法人アンガージュマン・よこすか 理事長
		ひらもり よしのり 平森 義教	横浜市立中学校校長会
		みわ のりえ 三輪 律江	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科 教授
		やお さとし 矢尾 覚史	神奈川県弁護士会所属弁護士
		やなだ りえこ 梁田 理恵子	横浜市民生委員児童委員協議会 理事 中区民生委員児童委員協議会 会長
		よこた たかゆき 横田 孝行	横浜市立高等学校校長会

※で表示の委員については、複数部会へ所属

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	福 嶋 誠 也
部 長	総務部長	武 居 秀 顕
	こども青少年局医務担当部長	岩 田 眞 美
	総務部担当部長	白 井 正 和
	青少年部長	田 口 香 苗
	保育・教育部長	片 山 久 也
	保育・教育部保育対策等担当部長	渡 辺 将
	こども福祉保健部長	秋 野 奈 緒 子
	こども福祉保健部担当部長	柴 山 一 彦
	中央児童相談所長	川 尻 基 晴
課 長	青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	放課後児童育成課長	河 原 大
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八 木 慶 子
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田 村 憲 一
	保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	保育・教育運営課担当課長	齋 藤 淳 一
	保育・教育給付課長	槇 村 瑞 光
	保育・教育認定課長	馬 淵 由 香
	保育対策課長	安 藤 敦 久
	保育対策課担当課長	須 山 次 郎
	保育対策課担当課長	岡 崎 有 希
	こども施設整備課長	野 澤 裕 美
	こども家庭課長	藤 浪 博 子
	地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥 津 秀 子
	こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
	障害児福祉保健課長	高 島 友 子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石 神 光
中央児童相談所支援課担当課長	木 村 知 香 枝	

事務担当

企画調整課長	柿 沼 千 尋
企画調整課企画調整係長	宗 川 淳
企画調整課担当係長	生 野 元 康

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

子ども・子育て会議部会報告書 【子育て部会】

資料4

(期間) 令和5年11月1日～令和6年4月30日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第3回	令和6年3月22日 18:00～20:00	1 審議事項 (1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について (2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施(案)について 2 報告事項 (1)令和6年度こども青少年局予算案について

1

2. 主な報告事項

第3回	
審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
報告内容	骨子案に対して、意見交換を行った。
主な意見	第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について ・子ども分野の視点だけではなく、他局と連携して計画を推進してほしい。 第2章 子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況 ・子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」という課題に対して対策を検討してほしい。不登校になった際には、ネット・ゲームの利用時間が増える傾向があるため、SNS依存について、教育するだけで不十分で野外活動を体験する場があることが大事。 ・仕事と子育ての両立に加え、ダブルケアについての視点も考慮すべき。 第4章 施策体系と事業・取組 基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実 ・出産と子育てのイメージができるように、中学生と赤ちゃんの触れ合い体験を充実してほしい。

2

<p>主な意見</p>	<p>基本施策2 地域における子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親の育休・育児参加が増加しており各居場所においても、母親を前提とした支援からの転換が必要である。 ・子育て支援の場は沐浴体験など人気のある支援が集中していると感じるため、民間団体へ分散し、きめ細やかな支援を提供できるような仕組みとなるよう整理してほしい。 ・夏に遊べる居場所が極端に少ないので、じゃぶじゃぶ池や学校のプール開放、民間施設でのプール体験など水遊びができる場所が不足している。 ・子育て応援サイト・アプリで親が能動的に情報を取り入れやすくするため障害児地域訓練会の紹介をしてほしい。 <p>基本施策6 障害児・医療的ケア児への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のあるこどもが安心して意見を伝えられる環境を整えたうえで、状況や特性に合わせ配慮し、意見を聞き取ってほしい。
-------------	---

<p>主な意見</p>	<p>基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センターの啓発や予防教育の中で利用者が相談した後に、状況の改善イメージが湧くような好事例を示すと良い。 ・ひとり親支援について、子の不登校により就労がままならなくなるような例もあり、在宅や起業などその世帯の状況にあった就労支援ができると良い。 <p>基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市における社会的養育という言葉の定義を示してほしい。 ・一時保護所に行った時点で、意見を表明する機会を確保してほしいが、意見表明を支援すること自体とても難易度が高いということを認識した上で支援してほしい。専門家の聞き取りはもとより、同じ経験をしているピアサポートを活用して本質的な支援に繋げてほしい。 <p>基本施策9 社会全体で子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢を区切ったサービスだけでなく、年齢の垣根を越えた居場所を支援する視点を持ってほしい。
-------------	---

第3回

審議事項	(2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について
報告内容	試行実施（案）に対して、意見交換を行った
主な意見	特になし。
報告事項	(1)令和6年度子ども青少年局予算案について
報告内容	令和6年度子ども青少年局予算案について、情報提供を行った。
主な意見	特になし。

子ども・子育て会議部会報告書

【保育・教育部会】

資料5

(期間) 令和5年11月1日～令和6年4月30日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第7回	令和5年11月1日 18:15～19:04	Ⅰ 審議事項 (1) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について
第8回	令和6年3月27日 18:00～20:55	Ⅰ 審議事項 (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について (2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施(案)について (3) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について (5) 幼保連携型認定こども園の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について (6) 幼保連携型認定こども園の認可及び建設費等補助金交付先法人の審査について
第9回	令和6年4月30日 19:30～21:12	Ⅰ 報告事項 (1) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果について

1

2. 主な報告事項

第7回	
審議事項	(1)私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について
報告内容	審議の結果、付議された5法人5件を新規認定園として承認した。
主な意見	特になし。
第8回	
審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
報告内容	骨子案に対して、意見交換を行った。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・ウェルビーイングをどのように子どもに伝えていくかが課題だと感じる。・保護者の精神的、時間的ゆとりが子どもに関わりあるゆとりになることが必要。・預けるだけでなく、保護者と幼稚園・保育園等が両輪となり、子どもと一緒に育てていくことが大切と保護者が実感できるようにしていく必要がある。・成育の中でジェンダーフリーの視点が組み込まれていくことが必要ではないか。・重点取組①と②は大事だと思う。基本施策との関連がわかりやすくなると良い。

【添付資料】 第6期横浜市子ども子育て会議第7回保育・教育部会の審議結果

2

第8回	
審議事項	(2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について
報告内容	試行実施（案）に対して、意見交換を行った。
主な意見	質的な部分も認められるような、プラス面を取り上げられるような仕組みになったら良いと思う。
審議事項	(3)私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1件を新規認定園として承認した。
主な意見	特になし。
審議事項	(4)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
報告内容	審議の結果、付議された全ての利用定員について承認した。
主な意見	特になし。

3

第8回	
審議事項	(5)幼保連携型認定こども園の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1法人1件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし。
審議事項	(6)幼保連携型認定こども園の認可及び建設費等補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された2法人2件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし。

第9回

報告事項	(1) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果について
報告内容	「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果について、報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・回収率が非常に高い。他都市の類似調査でも40%代。・困りごとにネットやゲームが出ている。今後も増えていくと思う。・アンケートの回答者の属性で、父親の回答率を高めていくような取り組みが必要と感じる。

第6期横浜市子ども・子育て会議 第7回保育・教育部会の審議結果

令和5年11月1日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について

審議の結果、付議された5法人5件を新規認定園として承認しました。

	所在区	施設名	法人名	受入枠	事業開始日(予定)
1	港北区	綱島幼稚園	個人立	20	令和6年4月1日
2	港北区	プリンス幼稚園	学校法人 明瞳館	20	令和6年6月1日
3	保土ヶ谷区	あかいとり保育園	社会福祉法人 赤い鳥保育会	15	令和6年4月1日
4	港北区	横浜りとりぱんぶきんず	社会福祉法人 清香会	15	令和6年4月1日
5	保土ヶ谷区	和田愛児園	社会福祉法人 ピアッツア	15	令和6年4月1日

第6期横浜市子ども・子育て会議 第8回保育・教育部会の審議結果

令和6年3月27日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について

審議の結果、付議された1法人1件を新規認定園として承認しました。

	所在区	施設名	法人名	受入枠	事業開始日(予定)
1	港南区	あゆみ幼稚園	学校法人 あゆみ学園	20人	令和6年4月1日

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

審議の結果、付議された全ての利用定員について承認しました。

(3) 幼保連携型認定こども園の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された1法人1件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認しました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	保土ヶ谷区	認定こども園育和幼稚園	(学) 聖ヶ丘学園	240人	令和7年4月1日

(4) 幼保連携型認定こども園の認可及び建設費等補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された2法人2件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認しました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港南区	認定こども園港南台幼稚園	(学) 太田学園	100人	令和8年4月1日
2	磯子区	幼保連携型認定こども園 かおり幼稚園	(学) まるやま学園	165人	令和8年4月1日

子ども・子育て会議部会報告書

【放課後部会】

資料6

(期間) 令和5年11月1日～令和6年4月30日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第3回	令和5年12月1日 18:30～20:00	1 報告事項 (1)放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査の最終報告について
第4回	令和6年3月25日 19:00～20:37	1 審議事項 (1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について (2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施(案)について 2 報告事項 (3)令和6年度放課後施策について

1

2. 主な報告事項

第3回	
報告事項	(1)放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査の最終報告について
報告内容	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査結果に対して、意見交換を行った。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・クラブの満足度、保護者の満足度がともに高いことは非常に良いことだと思う。・配慮が必要な児童の支援については、研修を更に充実させていくことでスタッフも関わり方も向上していくと考えられる。・放課後児童クラブを利用する保護者は、クラブ運営への参加や利用料などに負担感を感じており支援が必要と思われる。・クラブの人材確保については大学等と連携するなどの工夫も必要ではないか。

2

第4回

審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
報告内容	骨子案に対して、意見交換を行った。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高学年の問題とか、午前だけの授業の日がある学校が増えていることを考えたときに、学校以外にも放課後の多様な居場所や活動の拠点があることが望ましい。 ・体験格差の解消ということはもっと強調されて良いのではないか。
審議事項	(2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について
報告内容	試行実施（案）に対して、意見交換を行った。
主な意見	・子どもの意見を聞くとあるが、意見を聞いて、それをどう実現させたかを子どもたちに評価させるということをしないとイケない。
報告事項	(1)令和6年度放課後施策について
報告内容	事務局案の説明があり、意見交換を行った。
主な意見	長期休業期間中の昼食提供は良い取り組みだと思う。夏休み期間中であるため、衛生面の管理はしっかりと対応してほしい。

子ども・子育て会議部会報告書 【青少年部会】

資料7

(期間) 令和5年11月1日～令和6年4月30日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第4回	令和6年3月29日 10:00～11:30	1 審議事項 (1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について (2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施(案)について

1

2. 主な報告事項

第4回	
審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
報告内容	骨子案に対して、意見交換を行った。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・当事者性が高い子ども・若者から意見や提案を受け、事業を作っていく機会があるとよい。・性教育や幸せな子育てなどを伝えていく視点を入れることで、今後子育てをしていく当事者となる青少年に向けてのメッセージ性を持たせてほしい。・子どもの意見の反映について、意見聴取の方法や、公開する情報の選択、フィードバックの方法をしっかりと考え、子どもが納得できる施策が必要である。・乳幼児期の支援は充実してきているが、学齢期以降の支援が弱いと感じる。様々な居場所や取組をつくり、それを中高生に知らしてもらわなければならない。・全ての土台でもある施策分野3「社会全体での子ども・子育て支援」に関わる部分にもう少し厚みをもたせるべき。・横浜市において、小学校4年生から中学校1年生までの暴力発生率が高いことを課題として認識し、中長期的な視点で検討する必要がある。・子どもの居場所づくりに関しては、子どもの日常生活圏域を考慮するとともに、福祉分野だけでなく、区別・地区別レベルでのまちづくりの視点も含めて考える必要がある。

2

第4回

審議事項	(2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について
報告内容	施行実施（案）に対して、意見交換を行った。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・子ども・若者にアンケートをとるだけでなく、選定した事業をモニタリングしてもらい意見を聞くなどの取組もよいと感じた。・効率化することに異論はないが、数値目標に偏らず、質的な評価についても考慮すべき。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

(赤字部分:部会意見を踏まえた変更点)

1

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 全体構成

【総論部分】 ※ 「子ども・青少年」という表現を「こども・若者」に統一

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画の位置づけ
2. 計画の趣旨
3. 計画の期間
4. 計画の対象
5. 他計画との関係

第2章 こども・若者や子育てを取り巻く状況【4は素案作成時議論】

1. 人口や少子化の状況
2. こども・家庭の状況
3. 地域・社会の状況
4. 第2期計画の振り返り

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿
2. 計画推進のための基本的な視点

【各論部分】

第4章 施策体系と事業・取組【3・4は素案作成時議論】

1. 重点取組
2. 施策分野・基本施策とその関係性
3. 施策体系図
4. 指標一覧
5. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策【素案作成時議論】

1. 保育・教育に関する施設・事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進体制等について【素案作成時議論】

1. 計画の点検・評価
2. 様々な主体による計画の推進
3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

2

第1章

横浜市子ども・子育て支援事業計画 について

3

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の位置づけ

○計画の法的根拠

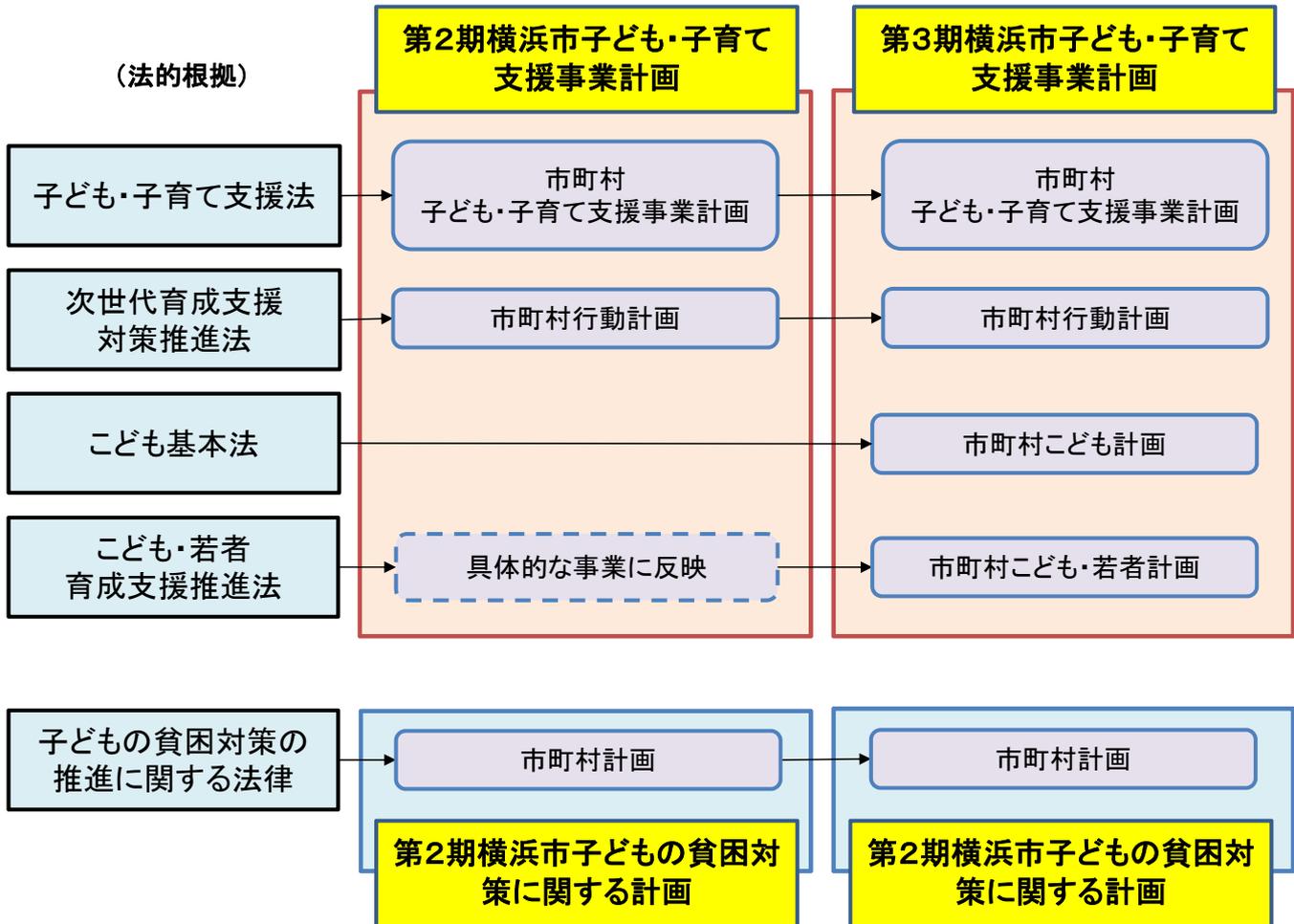
- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- ・こども・若者育成支援推進法に基づく「市町村こども・若者計画」

※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、こどもの貧困対策に資する教育、福祉、こども・子育て支援等の取組に横串をさし、連携して推進することを目的とした計画であるため、引き続き別計画として推進する。

<国の動き>

- 令和5年4月に「こども基本法」が施行された。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められた。
- 令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められている。

4



第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

2 計画の趣旨

- 本市のこども・若者施策及び子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定め、生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進する。

3 計画の期間

- 令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

4 計画の対象

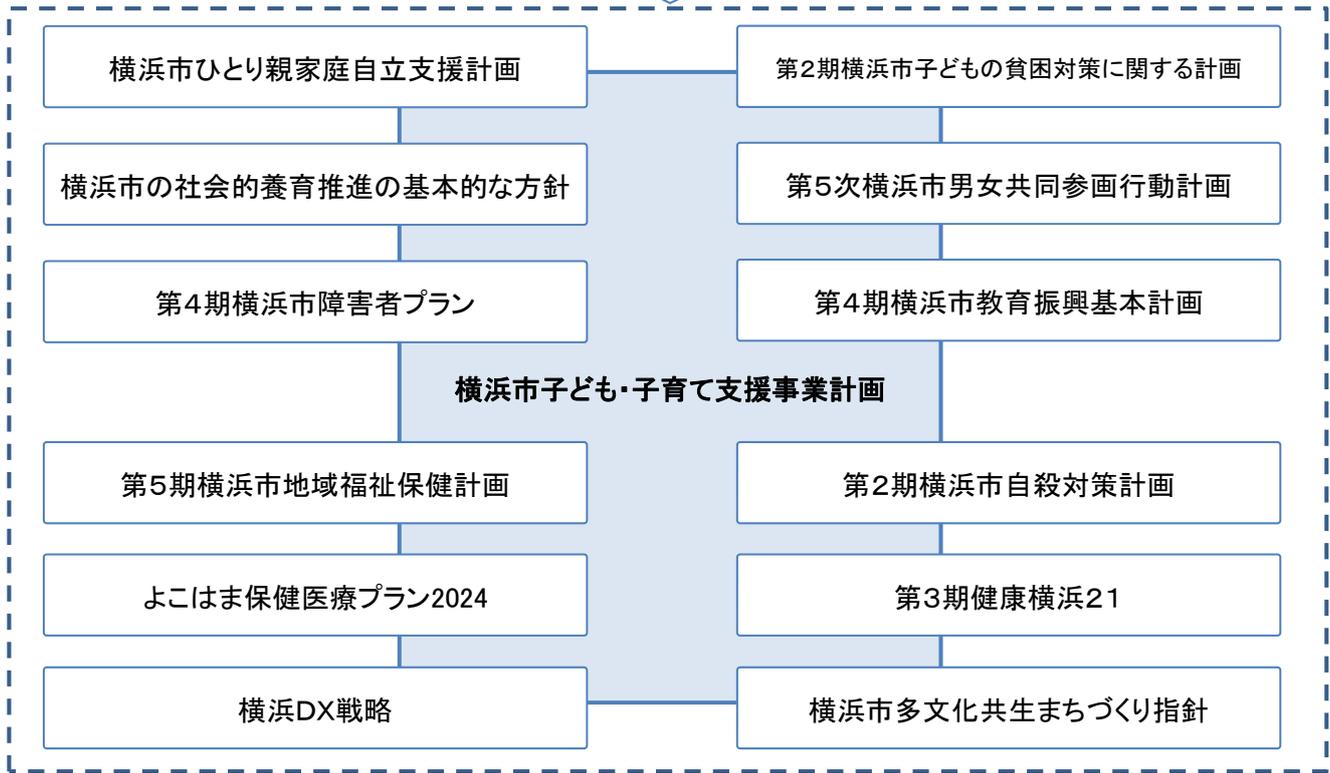
- 心身の発達過程にある者とその家庭を対象とする。
 - ・主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこども・若者とその家庭とする。
 - ・若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

5 本市における他計画との関係

- 横浜市中期計画をはじめ、こども・若者施策及び子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こども・若者や子育て家庭への支援を総合的に推進する。

<関連する主な計画等>

横浜市中期計画2022～2025



第2章

こども・若者や子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

(1)人口、出生数、合計特殊出生率の推移

- 市の人口は、2021年の約377.6万人をピークに減少。また、本市の将来人口推計では、2070年には約2割が減少し約301.3万人。なお、出生数は2031年に向けて増加傾向となる推計。
- 18歳未満の人口は、2004年の約58万人から約1割減少し2024年は約51.4万人。
- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2022年時点で約2.4万人。
- 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となったが、その後低下し、2022年時点で1.16。全国(2022年:1.26)と比較すると、低い水準で推移。
- 本市の未婚割合は上昇傾向。2020年における40～44歳で、男性33%、女性21%。2010年における40～44歳では、男性29.8%、女性16.9%。
- 2021年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人。令和3年度中に市内から東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9%、東京圏からの転入者では16.1%。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化の進展により、こども・若者にとって乳幼児と触れ合う機会や地域とこども・子育て家庭の交流の機会等が減少しているとの指摘もある。

2 こども・家庭の状況

(1)世帯状況の変化

- 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に約15.2万世帯(一般世帯数に占める割合:11.2%)だったところ、2020年には約13.0万世帯(同:7.4%)となり、そのうち約96%が核家族世帯となるなど、こどもがいる世帯が減少し、地域の中で、こどもや子育て家庭の状況を捉えづらくなっている。
- 「利用ニーズ把握のための調査」(未就学児)では、子育てに対する周囲から支えがない人の割合は、2013年度の16.2%から2023年度は22.0%に増加。

2 こども・家庭の状況

(2)就労状況等の変化

- ニーズ調査(未就学児)では、父母ともに就労している共働き世帯の割合は、2018年度の55.5%から2023年度には68.6%に上昇。
- 母の就労形態は、フルタイムが48.4%、パート・アルバイト等が23.2%、未就労が27.1%。また、未就労の母親で就労したい意向がある人は80.2%であり、希望する就労形態はパート・アルバイト等が85.6%。
- 父親の育児休業の取得した割合は、2018年度の7%から2023年度は20.5%に増加。

(3)こどもの状況

- ニーズ調査(未就学児)では、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、0歳児27%、1歳児63%、2歳児が75%で、2013年度の0歳児18%、1歳児38%、2歳児48%から増加。
- 父母共にフルタイムで就労している世帯を含めた共働き世帯の増加に伴い、長期間かつ長時間保育所等を利用するこどもが増加。
- 保育・教育の質の向上に加え、**保護者と保育・教育施設が両輪でこどもの育ちを支えていけるよう**、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要。併せて、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ない在宅で子育てを行う家庭の支援も必要である。
- 保育・教育現場の声として、コロナ禍や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で幼いこどもが増えているとの指摘がある。
- **市内の観測地点における7、8月の平均気温が過去10年で最高となるなど夏の暑さが増している中で、安全・安心に活動できる環境が求められる。**
- ニーズ調査(小学生)では、小学生の居場所の利用を促すこととして、「様々な体験活動ができる」、「大人の見守りがある」「自然の中で遊べる」の割合が高い。また、学校の授業や行事以外での自然体験を「していない」方は約3割。
- ニーズ調査(小学生)によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」の割合は12.7%で、10年前の7.4%から増加。
- 放課後等デイサービス支給決定人数が2018年6,468人から2022年9,886人で1.5倍となり、発達障害児の増加が示唆されている。

2 子ども・家庭の状況

(3)子どもの状況(続き)

- 周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病の子どもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加。
(国によれば、全国の在宅の医療的ケア児(0~19歳)は推計で約2万人)
- 疾病や障害の有無に関わらず全ての子どものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められている。

(4)子育ての不安感・負担感

- ニーズ調査(未就学児)によると、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.4%、「出産後、半年くらいまでの間」では72.2%が「あった」と回答。
- ニーズ調査(未就学児)の子育てに関しての困りごとでは、「仕事との両立」が45.7%、「経済的な負担」が31.8%など、子育てに関して何らかの困りごとを抱えている人が92.7%。
- 子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要。

(5)子どもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング(※1)

- 「令和5年度 全国学力・学習状況調査」において、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」「ときどきある」との回答した割合は、本市の小学校(公立)の児童で91.1%、中学校(公立)の生徒で88.1%。
- ニーズ調査(小学生)の子ども本人向けの質問では、あったら良いと思う場所として「建物の中で思い切り遊べる場所」が66.5%、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思い切りできる場所」が49.3%。
- ニーズ調査(未就学児・小学生)によると、子育ての満足度は5年前と比較して低下。相談相手がいる方や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した方で、満足度が高い傾向。
- 横浜市立大学と連携したハマスタディ調査では、フルタイムで働く妻の平日の家事時間は子どもがいない家庭の1.8時間に対し、子どもができると2.2~2.5時間に増加。夫は子ども数と家事時間に関連がみられず、妻の家事時間のおよそ半分。妻の家事時間が長くなるにつれてウェルビーイングが悪化する傾向が見られる。
- 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「子どもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出された。

※1 幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。

11

2 子ども・家庭の状況

(6)様々な状況にある子ども・若者の状況

- 「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答。「いる」と回答した子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%、中学2年生で6.5%、高校2年生で11.0%。
- 「横浜市子ども若者実態調査」では、ひきこもり状態にある15~39歳の方は約1.3万人の推計。
- 令和3年度の内閣府調査(※2)によると、若年層(16~24歳)のうち、4人に1人以上(26.4%)が何らかの性暴力被害に遭っている。身体接触を伴う被害は12.4%(女性15%、男性5.1%)、性交を伴う被害は4.1%(女性4.7%、男性2.1%)。
- 児童虐待相談対応件数は、2017年6,796件から2022年13,140件と約2倍に増加。
- 令和4年度「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)では、不登校児童生徒数は8,170人。
- 子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されている。
- 「子どもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要。
- **居場所を持っていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、子どもの育ちにとって極めて重要である。どの子どもも分け隔てなく過ごせるよう、身近な地域で、子ども・若者のニーズを踏まえた多様な居場所が確保されるようにしていく必要がある。**

※2 アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者(積極的に回答した方)の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要。

12

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題

3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

- ニーズ調査(未就学児)では、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解」を挙げた方が48.3%。地域社会から見守られている、支えられていると感じない方は、未就学児保護者では31.6%、小学生保護者では25.7%。また、そのような方では生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくる上でも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要である。
- 本市のNPO法人に関して、2023年12月時点で1,498の認証法人が設立されている。そのうち子どもの健全育成を図る活動を行っているのは約45%であり、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺える。
- **市内の子どもや子育て家庭を支える地域の居場所には多世代交流の拠点として幅広い年代を対象とした取組も行われている。地域福祉保健計画と連携して、分野を超えた身近な地域のつながりづくりの取組に対する支援のあり方を考えていくことが必要。**
- 市民意見交換会では、「子どもが楽しく関われる地域の方がほしい」「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や地域における居場所を求める意見が多く寄せられた。

(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

- 令和4年度の内閣府調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.6時間、中学生では約4.6時間、高校生では約5.8時間。
- ニーズ調査(小学生)では、子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」を挙げた方が44.1%。
- インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されている。**子どもにとって安心・安全な多様な居場所が確保されることで、SNSやインターネットの長時間利用などを防ぐことも期待される。**
- ニーズ調査(未就学児・小学生)では、子育て支援の電子化に関して、「区役所等に行く頻度が減ること」、「作成する必要のある書類が減ること」、「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められていた。
- 市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」「情報が一か所に集まってほしい」などの意見があった。
- デジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用した子育て支援の展開が求められる。

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題

3 地域・社会の状況

(3) 国際化の状況と多文化共生

- 本市の外国人人口は令和3、4年に一時減少するが、令和5年には11万人を超え、近年で最も多くなっている。日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5年には3.7千人と、平成26年の1.4千人から約2.5倍に増加しており、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

4 第2期計画の振り返り

【素案作成時に別途議論】

- ・コロナ禍での影響についても、振り返りの中で記載予定
- ・保育・教育施設等における災害対策、妊産婦・乳幼児の災害対策についても、振り返りの中で記載予定

第3章

本市の目指すべき姿と基本的な視点

15

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

社会全体でこどものウェルビーイング向上を支え、未来を創るこども・若者の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

16

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、
施策・事業を組み立て、推進。

視点	
①子ども・若者の視点に 立った支援	<u>子ども・若者のより良い育ちを社会全体で支え、子ども・若者の人権と最善の利益が尊重されるよう、子ども・若者が意見を表明する機会を確保しながら、「子ども・若者の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組む</u>
②全ての子ども・若者へ の支援	<u>疾病や障害の有無に関わらず</u> 子ども・若者の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・若者を支援する視点を持って取り組む
③それぞれの発達段階に 応じ、育ちや学びの連続 性を大切にする一貫した支 援	子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・若者の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組む
④子ども・若者に内在する力 を引き出す支援	<u>子ども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、</u> 一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にする視点を持って取り組む
⑤家庭の子育て力を高める ための支援	<u>保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、</u> 妊娠、出産、子育てに対する不安や負担感、 <u>孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、</u> 家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組む
⑥子育て世代のゆとりを 創り出すための支援	<u>誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が時間的・精神的なゆとりを持って子どもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組む</u>
⑦様々な担い手による社会 全体での支援 ～自助・共助・公助～	「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組む

第4章

施策体系と事業・取組

※ 第3期計画のポイントとなる部分を青字・下線で記載しています。

1 重点取組

- ・令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置づけを行う最初の計画となること
- ・「横浜市中期計画2022-2025」で、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進めていく事項として、次の2つを重点取組として整理する。
 主に、基本施策1～9における「主な事業・取組」の中から、重点取組に資するものを抜き出して位置付けていく。(計画の構成上は再掲とする。)

【重点取組①】

こどものウェルビーイング実現に向けた取組

→こども・子育て家庭を包括的に支えるとともに、こどもの居場所・遊び場の充実や、こどもの意見を施策・事業に生かす取組など、「こどもまんなか社会」を実現していくための基盤整備を推進

【重点取組②】

子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組

→保護者が時間的・精神的なゆとりを持ってこどもに向き合うことで、こどもの健やかな成長や親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための取組を推進

※子育てDXの取組、EBPM(エビデンスに基づく政策立案)の仕組みについては、計画の総論や各基本施策の内容に反映

※ 第3期計画のポイントとなる部分を青字・下線で記載しています。

2 施策分野・基本施策とその関係性

重点取組① こどものウェルビーイング実現に向けた取組

重点取組② 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組

【施策分野1】
すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策2 地域における子育て支援の充実

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実

【施策分野2】
多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

【施策分野3】
社会全体でのこども・子育て支援

基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

(1) 現状と課題

<母子保健>

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させるとともに、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要。また、地域の子育て関係者と連携しながら、安心して出産・子育てができる環境を整え、保護者がゆとりを感じられることが重要である。
- ニーズ調査(未就学児)ではこどもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.7%に上り、将来こどもを産み育てることのイメージが持ちにくくなっている。
- 35歳以上の高齢出産の割合は3人に1人。出産年齢が高齢化すると、産後の母の心身の不調や育児の負担感にも影響している。
- 本市の調査によると子育て家庭の8割が妊娠から産後にかけて経済的な負担を感じており、時期を捉えた経済的な支援が必要である。
- 「妊娠中や出産後に重要なサポート」として「母親の健康面の相談」を挙げる割合も多く、母体に過重な負担がかかっている状況が伺える。妊娠・出産後も働き、両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援が重要である。
- 約1割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われており、心の不調を抱える妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行う必要がある。
- 母子保健事業の充実を通じて、妊娠期からの児童虐待の予防に取り組むことが重要である。
- 妊婦歯科健診の市内の指定医療機関での受診率は43.6%であり、歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう妊娠期からの一貫した働きかけが重要。また、むし歯がない児が増える一方で、一人で多くのむし歯がある児が存在し、口腔機能の健全な発育・発達につながる支援等が必要である。
- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要である。
- 若い世代が将来の妊娠・出産に備えて健康管理やライフプランを主体的に選択することができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要である。
 - ・ こどもを産み育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による精神的な負担軽減への支援が必要
 - ・ 思春期特有の健康課題、性に関する不安や悩み等の相談に応じるとともに、こどもの行動を受け止める地域づくりが重要
 - ・ 「予期せぬ妊娠」では、「生後0日死亡」につながる場合もあり、相談支援体制を充実させることが必要
- より安心で安全な出産ができる環境づくりや小児救急医療体制の安定的な運用など、産科医療及び小児医療の充実が求められる。
- 国において児童福祉法が改正され、「子育て世帯訪問支援事業」の実施が自治体の努力義務とされた。

(2) 根拠となるデータ

- ・ 出産費用及び妊娠から出産にかかる支援ニーズに関する調査 (R5.12 こども青少年局)
- ・ 第16回出生動向基本調査(R4.9 国立社会保障・人口問題研究所)
- ・ 生殖補助医療の治療早期における女性のストレス(R5.10 国立成育医療研究C)
- ・ 母の年齢階級別出生数(R5 第102回横浜市統計書)
- ・ 地域保健・健康増進事業報告 (R5.3厚生労働省)
- ・ ARTデータブック(R5.8 日本産科婦人科学会)

21

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

(3) 目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
- (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

(4) 主な事業・取組

思春期保健指導事業	母子訪問指導事業
不妊・不育相談事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
妊娠・出産相談支援事業	産後母子ケア事業
妊婦健康診査事業	産前産後ヘルパー派遣事業
(産科・周産期医療の充実)	産婦健康診査事業
(小児救急拠点病院事業、小児救急に関する電話相談)	産後うつの早期支援に向けたネットワーク構築
(小児医療費助成事業、小児慢性特定疾病医療給付)	乳幼児健康診査事業等
出産・子育て応援事業(経済的支援・伴走型相談支援)	妊婦歯科健康診査事業
出産費用助成事業	育児支援家庭訪問事業
妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・ 乳幼児健康診査事業等の推進
- ・ 妊産婦健診の支援の充実
- ・ 母子の歯科健診受診率の向上
- ・ 産後母子ケア事業の充実
- ・ 不妊治療の経済的支援

22

(1) 現状と課題

<保護者・養育者への支援>

- ニーズ調査(未就学児)では地域での子育て支援の場を利用している(していた)親子の割合は増加。一方で「子育てについて不安を感じたり自信が持たなくなったりすることがよくあった」と6割弱の方が回答しているため、支援ニーズは依然高い状況である。
- 親子の居場所事業を利用していない理由として、「施設の内容や利用方法がわからない」と回答する方が、増加しており、事業自体の認知度向上が必要である。
- 妊娠期からの利用や見学が可能な地域資源もあるが、産前の認知度は低く、出産前に利用者となることが難しい現状がある。出産後「初めて行く場所」にせず、行くためのハードルを下げる取組が必要である。
- 保育所への入所する児童が増え、地域の親子の居場所を利用する期間が短期化している。そのため、妊娠期間(特に産前休暇期間)から地域の親子の居場所を周知し、短期化に対応する必要がある。
- 父親の育休・育児参加が増加しており、各居場所においても、母親を前提とした支援からの転換が必要である。
- 子育てに関する相談先は、相談者の困りごとや属性によっては身近な場所や区役所での相談ニーズがある一方、インターネットやSNS、メールでの相談を望む傾向があり、対象者に応じた相談の場や機会の充実が必要である。
- 情報感度の高い保護者だけではなく、情報に繋がるのが難しい家庭や自らSOSを発信することの少ない家庭世帯にアプローチできる施策が必要である。
- 未就学児に関する子育て支援機関では、こどもの生活・発達に関する悩みが寄せられることが多い。

<こどもの育ちを支える地域づくり>

- 地域の支援の質の維持・向上に取り組むとともに、利用していなかった方などが利用につながる、新たな支援方法の検討も必要である。
- 様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい「こどもを温かく見守る地域づくり」を進めていく必要がある。
- 「支援する側・される側」という枠を超えて互いに支え合うことを通じ、保護者が次の担い手になる働きかけも地域づくりには大切である。
- 地域全体で子育てを応援していく機運醸成が重要であり、区役所や地域子育て支援拠点が中心となって、地域で子育て支援に関わる人と協力しながらこども一人ひとりが健やかに育つ地域、子育てをしている人が安心して子育てができる地域づくりが必要である。
- 一時的な預かりのニーズに応え、子育ての負担感の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められる。
- 預かりを利用することで「子育ての相談をできる場」等を持つことにつながり、こどもにとっても多くの人と触れ合う機会となる。

(2) 根拠となるデータ

- ・こども基本法・こども大綱 (R5.12 こども家庭庁)
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (R5.10こども青少年局)
- ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン) (R5.12 こども家庭庁)

(3) 目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり

(4) 主な事業・取組

地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援スタッフの育成
地域子育て支援拠点における利用者支援事業	横浜子育てサポートシステム事業
親と子のつどいの広場事業	子育て応援サイト・アプリ事業
保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)
子育て支援者事業	こども家庭センター機能の順次設置

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・こども家庭センター機能の全区展開・運営
- ・地域子育て相談機関の整備
- ・子育て応援サイト・アプリの機能拡充及びさらなる活用

(1) 現状と課題

<保育・幼児教育の質の確保・向上>

- 乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって重要な時期であり、一人ひとりの育ちに応じて、その時期にふさわしい育ちの保障をしていくことが大切である。
- 「こども基本法」、「こども大綱」が策定され(R5)、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの人権を守り、こどもの主体性や思いを尊重した保育・教育の推進が求められている。
- 保育・教育の質の確保・向上では、すべての保育者の共通事項として、大切にしたい方向性を「よこはま☆保育・教育宣言」として策定(R2.3)し、研修等で周知を図っており、各園での取組を深めるためには、更なる保育実践の充実と好事例の展開が必要である。
加えて、「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を家庭にも伝え、保護者と保育・教育施設が両輪で進めていく必要がある。
- 障害や医療的ケアなど個別に支援が必要な児童について、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられる環境を整え、障害の状況に応じたきめ細かな支援が必要である。
- 送迎バスの安全対策、園外活動等における置き去り・見失いなどの事故防止、睡眠中・水遊び中の安全確保など、安全・安心な保育の提供が必要。また、不適切保育・虐待については、国のガイドラインを踏まえ、防止及び発見時の適切な対応が求められている。
- 幼児期と学齢期の円滑な接続に向け、幼保小のこども同士の交流が進む中、架け橋プログラムのモデル地域(R4~6)としての実践を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、幼保小の職員による継続的な対話機会の創出が求められている。

<保育所等の利用ニーズ>

- 令和5年4月の保育所等利用申請者は過去最大の74,459人であり、利用者数の伸びは以前と比べ鈍化しているが、保育の利用を希望する世帯の割合は増加傾向。一方で、年齢や地域によって定員割れが発生するなどニーズの変化に合わせた取組が必要。また、園選びにおいても保育の質が重視される傾向が強まることが想定され、保護者や地域からもわかりやすいよう、保育の質の見える化、数量化等について研究が必要である。
- 保育所等の利用申請では、ニーズ調査(未就学児)で「子育て支援の電子化への期待」について、区役所に行く頻度の減少(55.8%)や書類作成の手間を削減(48.4%)などが求められており、オンライン申請の対象サービスの拡充や保護者がより簡単に利用できるような改善等が必要である。

25

(1) 現状と課題

<保育・幼児教育を担う人材の確保>

- 保育士の有効求人倍率は、神奈川県において2.60倍(令和5年1月)であり、県内の全産業平均の有効求人倍率0.99倍と比べて、非常に高い傾向にある。一方、市内の保育士養成校の入学者数は年々減少しており、令和5年4月の入学者数は定員の66.8%となっている。
- 保育士の定着を図るためには、働きやすい職場環境を作ることが不可欠だが、現場の事務負担の大きさが依然として課題となっている。DXの推進により、保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や働きやすさにつなげる必要がある。

<多様な保育ニーズへの対応と地域子育て支援の充実>

- 保育所等を利用していない子育て家庭への一時預かり事業については、就労やリフレッシュ等の理由により、特に低年齢児を一時的に預けたいというニーズが増加している。一方、受入れ枠の問題により、利用したくても断られてしまい、預けることを諦めてしまうケースもあるため、一時預かり施設をさらに拡充していくほか、預けやすさにつなげる取組が必要である。
- 令和8年度から法定事業として「こども誰でも通園制度」が開始予定であり、既存の保育・幼児教育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていく必要がある。

(2) 根拠となるデータ

- ・こども基本法／こども大綱 (R5.12 こども家庭庁)
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (R5.10 こども青少年局)
- ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン) (R5.12 こども家庭庁)
- ・「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について」(R5.2 架け橋特別委員会)
- ・待機児童集計 (R5.4 こども青少年局)
- ・一般職業紹介状況(職業安定業務統計) (R5.1 厚生労働省)
- ・障害児保育教育対象児童数・医療的ケア児対象児童数等 (R5.4 こども青少年局)

26

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

(3) 目標・方向性

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (3) 保育・幼児教育の場の確保
- (4) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

(4) 主な事業・取組

「よこはま☆保育・教育宣言」を活用した取組の推進

保育・幼児教育研修及び研究事業

園内研修・研究の推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校、義務教育学校、特別支援学校との円滑な接続

安心・安全な給食の提供

保育・教育施設に対する巡回訪問等

保育・教育施設等に対する運営指導の実施

保育・幼児教育の場の確保

保育・教育コンシェルジュ事業

幼稚園での預かり保育

保育士宿舎借上支援事業及び幼稚園教諭等住居手当補助事業

保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援

保育所等での一時保育

乳幼児一時預かり事業

休日一時保育

24時間型緊急一時保育

病児保育事業、病後児保育事業

保育所子育てひろば、幼稚園はまっこ広場

障害のあるこども等への保育・教育の提供体制の整備

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・ 保育所等におけるこどもの人権に関する取組
- ・ 保育ニーズの変化を見据えた既存保育所等の有効活用
- ・ 障害児・医療的ケア児の受入れ推進
- ・ 園選びの利便性向上
- ・ 保育所等の利用手続きの更なるオンライン化
- ・ 保育所のDX推進
- ・ 将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援
- ・ 一時預かりの受入れ枠のさらなる拡充
- ・ こども誰でも通園制度の実施 等

27

基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

(1) 現状と課題

<総論、社会環境の変化>

- こども・若者を取り巻く環境は、インターネットやSNSの長時間利用による生活習慣の乱れや、不登校、薬物、特殊詐欺、自殺するこども・若者の数の増加など、一層厳しさを増すとともに、課題が複雑かつ複合化している。
- 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少している。
- こども・若者期の社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向が見られる。
- 全てのこどもたちにとって、安全・安心で豊かな時間を過ごすことができる放課後等の居場所の確保が必要である。
- こどもの小学校入学を機に子育てと仕事の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」の問題に表れるように、保護者の時間的ゆとりへの創出が求められている。

<こども・若者の居場所や体験活動、人権を守る取組とこども・若者の意見の反映>

- 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。
- 全てのこどもが自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸せな状態(ウェルビーイング)を築くには、こどもが選択できる多様な居場所が多くあった方がよい。
- こどもが外遊びができる時間は減少しているが、その背景として外遊びできる場所の減少も挙げられる。
- 中高生の通学形態の多様化、広域化によりライフスタイルに広がり生まれており、中高生の学校外の居場所づくりの必要性が高まっている。
- 地域活動拠点は中高生のこどもの居場所の機能を有しているが、地区センター等と比べ、中高生の認知度が低く、また箇所数も限られているため、これまで以上に広報の工夫や充実に取り組む必要がある。
- 学齢期から青年期まで、年齢で途切れることなく、全てのこども・若者が居場所を持つことができるよう、関係機関が連携して取り組むことが大切である。
- 地域主体により広がっているこども食堂等の取組が一層進むよう、必要なこどもへの周知、運営団体の人材や食材を確保するための支援やネットワークの構築等が求められる。
- こども・若者への性加害などこども・若者の人権が侵害される事態も生じており、こども・若者の人権が守られる施策が求められている。
- こどもに関する施策の実施にあたっては、当事者であるこども・若者の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めるとともに、こども・若者の社会参画を促進していくことが求められている。

28

(1) 現状と課題

＜放課後等の居場所＞

- 小学生の放課後の時間は、社会性の取得や発達段階に応じた主体的な活動ができる場としていく必要があり、放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの職員に対する人材育成やプログラムの充実等による「質の向上」が求められている。
- 放課後の居場所づくりを持続可能なものとするため、運営主体への支援の充実が必要である。
- 放課後キッズクラブは全小中学校に設置されており、子どもたちが思い思いに過ごせる活動場所の確保や、増加する配慮が必要な児童への支援に際して、学校との連携を更に進める必要がある。
- 放課後キッズクラブや放課後児童クラブは低学年の利用が主となっていることから高学年も利用しやすい場としていくとともに、学年が上がるほど多様化する放課後の過ごし方に対応した小学生の居場所づくりが必要である。
- 共働き家庭等の増加や就労形態の多様化にあわせた小学生などの居場所づくりが求められている。
- 放課後の過ごし方の多様化に伴い、家庭・社会環境に起因する子どもたちの「体験格差」が生じている。

＜地域での子ども・若者の見守り＞

- 青少年指導員や横浜市少年五団体が、地域での子ども・若者の育成・支援に取り組んでいる。
- 子ども・若者の健やかな成長のためには、地域の中で多様な世代と交流することで、社会性や自主性を育むことが重要である。
- 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、「子ども・若者を見守る目」を醸成するとともに、地域全体で予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期支援につなげられる環境を作っていくことが必要である。
- 地域における青少年育成の担い手の高齢化や新たな担い手の確保などの課題に取り組む必要がある。

(2) 根拠となるデータ

- ・子ども大綱・子どもの居場所づくりに関する指針 (R5.12 子ども家庭庁)
- ・放課後児童対策パッケージ (R5.12 子ども家庭庁)
- ・子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ (R5.7 子ども家庭庁・内閣府)
- ・子ども・若者白書 (R4.6 内閣府)、地域活動拠点利用者アンケート (R5.12 子ども青少年局)
- ・高校生の体験活動等ニーズに関する調査 (R5.6 よこはまユース)
- ・放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査 (R5.7 子ども青少年局)

(3) 目標・方向性

- (1) 全ての子ども・若者がウェルビーイングでいられる居場所づくりや体験活動の充実
- (2) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (3) いわゆる「小1の壁」の打破
- (4) 子ども・若者の成長の基盤づくり
- (5) 子ども・若者の人権を守る取組の推進と子どもの意見の反映
- (6) 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (7) 子ども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり

(4) 主な事業・取組

小学生の居場所づくりの推進 (小学生の朝の居場所づくりモデル事業、プレイパーク支援事業、**子どもログハウス**、子ども食堂等支援事業)

放課後児童育成事業 (放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、放課後児童育成施策推進事業等)

青少年の地域活動拠点づくり事業 (安心して集える居場所・体験機会の提供、子どもの意見を聞くワークショップ、防犯カメラの設置)

子ども・若者の体験活動の推進 (体験プログラム(子どもの意見の反映)、青少年関連施設・野外活動センターの運営、**子どもの文化体験推進事業**など)

青少年育成に係る人材育成等の取組 (子ども・若者の人権を守るための研修、子どもの意見を反映した事業運営研修、拠点スタッフ研修、育成センター、ユースワーカー養成、青指研修等)

青少年育成に係る広報・啓発の実施 (ふぁんみっけの充実、ボランティア等利用のきっかけとなる体験プログラムの実施)

青少年指導員や横浜少年五団体の活動支援

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・放課後事業における「質の向上」のための取組推進 ・障害児・医療的ケア児の受入れ推進
- ・「小1の壁」の打破に向けた取組の推進 (DX、長期休業期間中の昼食提供、朝の居場所づくりモデル事業等) ・子どもの居場所が連携した取組 (青少年の地域活動拠点、子ども食堂、地域子育て支援拠点など)
- ・多様な子どもの居場所づくりの推進 (施設間の連携、プレイパークの更なる充実等)
- ・子ども・若者の居場所関係者のネットワークづくり

基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実

(1) 現状と課題

<地域における療育や保護者支援の充実>

- 障害や療育等について、多くの情報が様々な媒体を通じて行き交う中、保護者や学校・保育所等が、障害のある子との関わり方等について悩みや不安を感じるが増えているため、地域療育センター等が適切な情報を提供できる体制づくりを目指す必要がある。
- 地域療育センターの新規利用児も増加し、初期支援が充実しつつある中、3歳未満の児童や集団療育を卒園した児童(学齢児)が必要な相談支援や診療等を適切な時期に受けられるよう、支援のあり方を検討していく必要がある。
- ペアレントトレーニングやペアレントメンター等の実施等、保護者支援を体系的に取り組むことが求められる。

<障害児施設等における支援の充実>

- 障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、利用者側にとってはその選択等が課題になっている。また、提供されるサービスの質の維持・向上や事業所の事務の効率化や運営の適正化に向けた支援が課題である。特に、虐待の防止に向けた具体的な取組の実施や、重心児や医療的ケア児等が安心して利用できる体制の充実が急務である。
- 事業所の不足等により、全国平均に比して障害児相談支援の利用率が低いため、障害児相談支援の充実を図る必要がある。
- 切れ目のない支援を実現するため、放課後等デイサービス等の通所事業所と、学校の連携をさらに深めていく必要がある。
- 障害児入所施設において個室化等児童の生活環境改善を図るほか、職員のメンタルケアなど勤務環境を向上する必要がある。
- 早い段階から成人期を見据えた支援を行う必要がある。特に障害児入所施設入所児童は、成人期の生活への移行がスムーズに行われるよう支援の充実を図る必要がある。

<医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実>

- 医療的ケア児や重症心身障害児が増えており、医療・福祉・教育分野における受入れをさらに推進するとともに、各機関における支援をサポートし、総合的に調整する体制の構築が求められる。
- 利用する児童の視点等を考慮しながら状況を把握し、医療的ケア児等のレスパイトサービスなどの新たな施策を検討する必要がある。

<こどもの意見を聞く取組等の推進>

- こどもの意見を聞く取組について、その実施手法等含め、実施に向けた検討を進めていく必要がある。(年齢別、障害別など)
- 幼少期・学齢期から様々な場面で障害や医療的ケアの有無に関わらず、人と人が出会い、つながることを通して、障害への社会全体の理解を深めていくことも重要である。

(2) 根拠となるデータ

- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (R5.10子ども青少年局)
- ・児童発達支援・放課後等デイサービス事業所利用者向けアンケート結果 (R6.1子ども青少年局)
- ・医療的ケア児に関する実態調査 (令和6年度実施予定)

31

基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実

(3) 目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 成人期以降の生活を見据えた療育と教育の連携等による切れ目のない支援
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実
- (6) 障害への理解促進

(4) 主な事業・取組

地域療育センター運営事業

障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備(基本施策3の再掲)

障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上

障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進

障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進

医療的ケア児・者等支援促進事業の推進

メディカルショートステイ事業の推進

市民の障害理解の促進

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・ 地域療育センターが実施する地域支援機能のさらなる充実
- ・ 保育所・放課後事業等での障害児・医療的ケア児の受入れ推進(再掲)
- ・ 障害児通所支援事業所の質の向上、事務の効率化や運営の適正化を図るための取組の実施
- ・ 医療的ケア児や重心児の利用サービスの充実(重心放デイ等の拡充や新たなレスパイトサービス実施)
- ・ ペアレントメンター、ピアサポート事業の実施等、保護者支援に係る取組の充実

32

基本施策6 困難を抱えやすい子ども・若者への支援施策の充実

(1) 現状と課題

<養育環境に課題を抱える家庭の子ども・若者>

- 親の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで困難や課題を抱える子ども・若者が存在する。
- 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている子ども・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況がある。
- 子ども・若者が抱える課題は、家庭が抱える問題が子ども・若者に表面化(顕在化)したのもあることから、課題の解決には、世帯全体を支援する必要がある。世帯全体を支援するためには、行政の支援だけでなく、地域における日頃の見守り活動などにより、早期に世帯の変化に気づき、支援機関につないでいくことも重要である。
- 地域で子ども・若者の育成に関わる人材(青少年指導員、民生委員・児童委員等)と連携して取り組むことが必要である。
- 子どもが家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活・学習習慣を身に付けるための機会の確保が必要である。
- 地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮が必要である。
- 外国にルーツがある子どもでは、言語や文化・習慣の違いによる生きづらさや進学・就労へのハンディキャップがあることも見受けられる。
- 国において児童福祉法が改正され、虐待リスクが高いなど養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者の相談に対応することなどが求められている。

<ひきこもり等困難を抱える子ども・若者>

- ひきこもりは誰にも起こりうることであり、本市調査では、15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方は約13,000人いると推計されている。
- 内閣府の調査では、15歳～64歳のひきこもり状態の方が全国で推計146万人となっている。
- 本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込むことでひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられ、早期発見・早期支援することが求められる。
- 相談の敷居を下げるためにも、専門家による支援だけでなく、経験者等同じ経験をしている人同士の支えあいによるサポートも必要である。
- 本人に対してだけではなく、家族に対する支援も重要である。
- ひきこもり等の若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人なりの自立を見守り、支える地域の力が必要である。
- 支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援、居場所の運営など、本人の心身の状態に応じた支援が必要である。
- 地域の当事者団体、家族会等は運営スタッフの不足、スペースの確保の難しさ等から安定した運営に苦慮している。「居場所」の開催や啓発講座等の活動に対する支援が求められている。
- 本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるなど、地域や社会の理解促進が必要である。
- 一旦進路や就労先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要である。

33

基本施策6 困難を抱えやすい子ども・若者への支援施策の充実

(1) 現状と課題

- 悩みごとや困りごとをうまく話すことができない子ども・若者が一定数存在する。電話や来所での相談につながりにくい方への相談手法としてSNS相談を実施することにより、支援が必要な子ども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型支援を届けることができる取組を推進する。
- 中学校卒業後は、地域社会と本人・家族がつながる機会が減少し、卒業後や高校退学後は支援を必要とする対象者を把握しにくくなり、必要な支援を届けることが難しくなる。
- 公的な相談機関等の利用意向が低く、また、相談に有用性を感じている者が少ない。さらに、公的な支援機関そのものや支援内容の認知度が低い。

<ヤングケアラー>

- 本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などについて、年齢や成長に見合わない重い責任や負担が日常化している子ども・若者がいる。学業や友人関係に支障がでてしまうなど、子ども・若者らしい生活が送れずにつらい思いをするだけでなく、将来にも影響を及ぼす可能性がある。
- 本市調査では、市内の家族の世話をしている子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもは、小学5年生で8.6%(全体の約1.7%)、中学2年生で6.5%(全体の約0.9%)、高校2年生で11.0%(全体の約0.6%)
- ヤングケアラーの背景にある家庭が抱える課題は多様であることから、見守りや支援等に当たっては、子どもの意向に寄り添いながら、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、家族に対する適切なアセスメントを行い、世帯全体を支援していく視点を持った支援体制の構築が必要である。
- ヤングケアラーに関する課題は18歳以降も続いたり、若者ケアラーとして新たに発生したりする場合もあることから、ヤングケアラーと若者ケアラーへの支援の取組は一体的に行っていく必要がある。

(2) 根拠となるデータ

- ・横浜市子ども・若者実態調査(R5.1 子ども青少年局)
- ・子ども・若者の意識と生活に関する調査(R5.3 内閣府)
- ・横浜市子どもの生活実態調査(R2.12 子ども青少年局)
- ・青少年相談センター利用者満足度アンケート(R5.12 子ども青少年局)
- ・横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査(R4.6 子ども青少年局)
- ・横浜市ヤングケアラー広報啓発事業にかかるWEBアンケート(R6.2 子ども青少年局)
- ・ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(R2/R3 厚生労働省)

34

(3) 目標・方向性

- (1) 子ども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を支援する視点を持った支援体制の構築
- (3) 切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携
- (4) 若者自立支援機関などによる支援の充実

(4) 主な事業・取組

青少年相談センター事業

地域ユースプラザ事業

若者サポートステーションにおける相談・支援

困難を抱える若者に対するSNS相談事業

よこはま型若者自立塾

寄り添い型生活支援事業

寄り添い型学習支援事業

青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策4の再掲)

若者自立支援に係る人材育成、
関係機関支援及びネットワーク構築

地域で活動する青少年指導員との連携

ヤングケアラー支援事業

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・当事者団体・家族会等の支援
- ・寄り添い型生活支援事業における外出・宿泊体験等の支援の充実
- ・外国につながる子どもたちへの支援(既存の事業の枠組みに当てはまらないものがあれば)

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

(1) 現状と課題

<ひとり親家庭の自立支援>

- 国勢調査(令和2年)では、本市におけるひとり親家庭は22,635世帯。うち、母子家庭が19,481世帯、父子家庭が3,154世帯。
- 母子家庭では非正規雇用が半数近くを占め、安定した収入を得ることが難しい状況。母子家庭では収入の不足、父子家庭では家事や相談する相手がいないといった悩みが多い傾向。
- 親はひとりで就労、家事、育児を行うため、時間に追われる感覚をより抱きやすい。日常生活において、追われる感覚の軽減を感じられる施策が必要である。
- 時間的制約を抱えての就労に起因する経済的困窮や進学への断念、離別親とのかわりの喪失による発達面での影響など、親だけでなく、子にも課題が生じることがある。
- 離別親が、親の責務として子の養育費を支払うこと、及びその取り決めを行うことの重要性について、啓発及び補助をさらに推進する必要がある。
- 民法改正の動きを踏まえ、子の福祉を第一に考慮したうえで、離別親も、子の想いに寄り添い成育に適切に関与していくよう啓発・支援する必要がある。
- ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親または子どもの疾病・障害などの課題を抱えている場合もある。経済状況にも絡み複合的な課題となっている状況から、自立に向けてひとり親が行動できるよう、家庭の個別の事情に寄り添った、就労面だけではなく総合的な自立支援が必要である。
- ひとり親家庭は社会的に孤立しやすく、親がひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われているため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくなど、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチも重要だが、当事者団体の存在があまり知られていない、父子家庭においては、第三者への相談や当事者同士で話すことへの心理的障壁を持ちやすい課題があり、さまざまなアプローチを続ける必要がある。

<DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援>

- 令和4年度のDV相談件数は4,291件。過去5年間の推移をみるとおよそ5,000件程度で推移しており、ほぼ横ばいの傾向。コロナによる相談状況への影響は、数字上で確認することは難しいが、コロナ禍における生活スタイルの変化による相談行動の変容について、把握していく必要がある。
- 女性緊急一時保護件数は、令和元年度の211件を境に減少傾向が続いている。理由として、通信制限や外出制限等、ニーズとマッチしないことが考えられる。こうしたニーズにも応えながら、相談者の安全性が確保できる支援策が必要である。
- 令和元年に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童虐待とDV対策との連携強化が規定されており、本市においても児童相談所や区役所との連携強化が必要である。
- また、同法律の附則には、「政府は、加害者更生のための指導及び支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずるもの」と定められ、DV被害者支援の一環として、DV加害者更生のための支援が求められている。
- DV相談支援センターでは、若年層(20歳代以下)からの相談件数が少なく、令和4年度実績では、全体の約5%。若年層が相談に繋がりがやすい環境づくりや、若年層に向けた啓発・予防教育が求められている。
- これまで、困難な問題を抱える女性の支援は売春防止法を根拠としてきたが、令和6年4月からは、新法である困難女性支援法がその根拠となる。新法の趣旨を踏まえながら、DVも含めた困難な問題を抱える女性の支援を、包括的かつ切れ目なく行う必要がある。

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

(2) 根拠となるデータ

- ・横浜市ひとり親家庭自立支援計画一部改定に向けたアンケート (R4.11 こども青少年局)
- ・DV相談件数の推移 (R5.5 こども青少年局) ・女性相談保護事業における一時保護件数の推移 (R5.5 こども青少年局)
- ・横浜市DV相談支援センターにおける年齢別相談件数 (R5.5 こども青少年局)

(3) 目標・方向性

- (1)ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- (2)ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- (3)DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもへの安全・安心の確保、自立支援
- (4)支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

(4) 主な事業・取組

児童扶養手当	寄り添い型生活支援事業(基本施策6の再掲)
母子・父子家庭自立支援給付金事業	寄り添い型学習支援事業(基本施策6の再掲)
思春期・接続期支援事業(子の学習支援、親の相談支援)	ひとり親の自立支援に関する連携協定
ひとり親家庭日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	女性相談保護事業
養育費確保の支援	DV被害者支援
住宅確保の支援	若者向けデートDV防止啓発
母子生活支援施設	女性緊急一時保護施設補助事業
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子生活支援施設緊急一時保護事業
母子父子寡婦福祉資金貸付	若年女性支援モデル事業
	困難な問題を抱える女性への支援における民間団体との連携

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- 児童扶養手当支給所得水準を超えた際の支援
- 養育費確保支援の拡充、親子交流への支援
- 子の意見を聞き取り、心に寄り添うピアサポート
- モデル事業を踏まえた若年女性支援充実

37

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

(1) 現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は年々増加。これまでに児童虐待による死亡や重篤事例も発生している。
- 早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実、専門性の高い人材の育成と確保が必要である。
- こども家庭センター機能の設置に伴う母子保健と児童福祉の連携・協働を進める必要がある。
- 全国の児童虐待死亡事例のうち0歳児は約5割。予期しない妊娠や特定妊婦の支援強化など、課題解決に向けた取り組みが必要である。
- 関係機関からの児童虐待に関する通告・相談件数は増加傾向であり、今後も市民に向けた啓発や情報共有の仕組み・関係機関ネットワークの充実が必要である。
- 増加傾向にある児童虐待の抑止に向けて、予防と介入の隙間を埋める早期支援(アーリーヘルプ)が重要である。
- 弱い立場のこども・若者が性被害に遭う事案があり、被害にあっても声を上げにくく適切な支援を受けにくいいため、相談しやすいワンストップ窓口の設置や被害者支援の取組強化が必要である。

<児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化>

- 児童福祉施設や里親への措置を検討する際や一時保護開始時等にこどもの意見を聴取する機会を確保していく必要がある。
- 児童相談所の強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成が必要である。
- 一時保護所の保護期間は原則2か月となっているが、平均入所日数は長期化傾向にある。入所中の生活は制限があるため、児童の権利擁護の観点からも保護期間の短縮化が課題である。一方で、個々の事情により、長期化せざるを得ない場合もあり、保護所の環境改善や学習支援が必要である。
- 一時保護所の新たな設備・運営基準及び定員超過への対応、児童相談所におけるDX化を進めていく必要がある。
- 特に児童虐待対応については法的根拠に基づいた判断が求められ、また、令和7年度からは一時保護に際して、司法審査が導入される予定となっており、引き続き、法的対応力の強化が必要である。
- 児童福祉法改正による一児あたりの管轄区域(50万人)に対応していくことが必要である。

<社会的養育の推進>

- 社会的養育とは、こどもの福祉のために、こどもへの直接の支援はもとより、社会がこどもの養育に対して保護者(家庭)とともに責任を持ち、家庭を支援することである。(新しい社会的養育ビジョン)
- 里親等への委託数は増加傾向であり、養育環境の整備や家庭養育の推進が必要である。
- 里親養育の推進や委託後の支援の充実のための里親支援センター設立やファミリーホームの増設など、関係機関が連携し、支援する体制の充実が必要である。
- 専門的なケアを必要とする児童や中高年齢児のための施設の多機能化・高機能化や、施設職員等のスキルアップや専門性の向上のための支援が必要である。
- 児童養護施設等の退所者に、就労や進学への支援、生活相談等、安定した生活を送るための計画的な支援の提供が必要である。
- 計画の策定に向けて実施した社会的養護経験者へのヒアリング調査を踏まえ、さらに多くの社会的養護経験者の支援ニーズ等を的確に把握するための実態調査を行い、施設等退所後に必要とされる支援を実施していく。
- 社会的養護下にあるこどもの意見を表明する機会を確保していく必要がある。
- 国において児童福祉法が改正され、「親子関係形成支援事業」の実施が自治体の努力義務とされた。

38

(2) 根拠となるデータ

- ・児童虐待相談の対応状況の経路別件数（横浜市における児童虐待の対応状況）
- ・進行管理台帳登録件数（要保護児童等進行管理台帳登録）
- ・個別ケース検討会議開催回数（要保護児童等の統計調査）

(3) 目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応における支援策の充実と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) こどもが意見を表明する機会の確保と促進

(4) 主な事業・取組

区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	子育て短期支援事業
医療機関との連携強化	母子生活支援施設緊急一時保護事業 (基本施策7の再掲)
区の相談支援機能の強化	一貫した社会的養護体制の充実
児童虐待防止の広報・啓発	里親等委託の推進
児童相談所の相談・支援策の充実	一時保護所の生活環境の向上
養育支援家庭訪問事業	

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・児童相談所の専門性の強化、中央児相の機能再編
- ・こどもの福祉保健分野の人材育成の強化
- ・電話やSNSの相談窓口の再構築
- ・こども家庭センター機能の全区展開・運営

基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

(1) 現状と課題

＜仕事と子育ての両立に関する状況＞

- 共働き世帯の増加や男性の長時間労働は改善の傾向が見られるものの、男女がともに働きやすく、子育てに向き合える環境づくりが、引き続き求められる。
- 男性が育児休業を取得することに対して肯定的な意見が多く、男性の育児休業取得は約4割程度。なお、取得期間は、1か月未満が約7割を占めている。
- 男性が育児休業を取得しなかった理由は、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」など、制度はあっても利用しづらい職場環境が存在している。
- 夫の家事・育児等に費やす時間は増加傾向にあるが、妻の家事・育児等に費やす時間が夫よりも大きく上回っている。
- 夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会を作っていく必要がある。
- 晩婚化・晩産化などを背景とした、ダブルケア(育児と介護)と仕事の両立ができる環境づくりを進めていく必要がある。また、地域活動や、学校・園などにおける保護者活動などに際しても、ダブルケアに対する気づきや理解が求められる。

＜こどもや子育てをめぐる社会的な環境＞

- 「地域社会から見守られている、支えられている」と感じている保護者は約4割程度となっている。
- 安心して子育てをしていくためには、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成していくことが必要。
- 市民意見交換会では、「こどもが騒ぐと冷たい視線を感じる」「こどもが大事にされていることを実感できる世の中になってほしい」との声が寄せられている。
- 子育て家庭が置かれている環境や負担感について、より多くの方に理解が広まり、自然と周囲の協力が行われることが望ましい。
- こどもや子育て世帯・妊娠中の方が安全・安心に生活しやすい環境の整備や、こどもの遊び場・居場所のさらなる充実が求められている。

○ 男の子らしさ、女の子らしさなどのジェンダーに関わる決めつけや役割分担にとらわれずに、こどもの育ちを見守る環境づくりが必要である。

＜こどもの意見聴取と施策反映の必要性＞

- こども基本法の中では、こどもの成長に対する支援にとどまらず、こどもが関わる幅広い分野において、こどもの視点に立った施策の推進が求められている。
- こども大綱では、すべてのこども・若者が、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できることを目指すとされている。取組に当たっては、声を聴かれにくいこども・若者を考慮する必要がある。また、年齢及び発達段階に応じて、多様な形で表れる思いや願いを受け止める姿勢を持つことの大切さを意識する必要がある。

(2) 根拠となるデータ

- ・子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (R5.10 こども青少年局)
- ・男女共同参画に関する市民意識調査 (R4.6 政策局) ・こども基本法 ・こども大綱 (R5.12 こども家庭庁)

(3) 目標・方向性

- (1) 多様で柔軟な働き方と共育での推進
- (2) 子どもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

(4) 主な事業・取組

「よこはまグッドバランス企業」認定事業	地域防犯活動支援事業
企業を対象としたセミナー等の実施	よこはま学援隊
共に子育てをするための家事・育児支援	福祉のまちづくり推進事業
祖父母世代に向けた孫育て支援	地域子育て応援マンションの認定
結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供	子育て応援サイト・アプリ事業 (基本施策2の再掲)
子どもの事故予防啓発事業	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」) (基本施策2の再掲)
交通安全教育の推進	

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・ 子育て応援サイト・アプリの機能拡充及びさらなる活用
- ・ 子ども・子育て家庭への理解を広め、それを「見える化」する取組の検討
- ・ 継続的にこどもの意見を聴取し、施策・事業に反映するための仕組みの検討

41

【参考】第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画
計画策定スケジュール等について

時期	概要
令和5年10月～	ニーズ調査、市民意見交換会等
令和6年10月	計画素案公表、パブリックコメント
令和7年 2月	計画原案公表
3月	計画策定
4月	横浜市子ども・子育て基本条例施行 計画スタート

骨子案に加え、「横浜市子ども・子育て基本条例」(令和6年6月議決)も踏まえて、今後、素案の検討を進めていきます。

42

各部会でのご意見と対応状況

資料8(別紙)

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
1 子育て部会	第2章 基本施策4	「こどものネットやゲームとの付き合い方」について、ゲーム依存や不登校になっている子どもの生活習慣が乱れるなどの話を聞くことが多いが、どのような施策を検討しているか。	<p>【第2章】 「3(2)情報化社会の進展とDXに対するニーズ」3つ目の○に、ゲーム依存や不登校との関連について追記しました。また、インターネットの長時間利用から生じる課題への対策として、こどもたちの居場所の必要性を追記しました。</p> <p>【基本施策4】 「(1)現状と課題」<総論、社会環境の変化>の1つ目の○に、インターネットやSNSの長時間利用による生活習慣の乱れについて追記しました。</p>	13 28
2 子育て部会	基本施策4 基本施策6	不登校になったとき、インターネットやゲームの利用時間が増える傾向があるが、対策として、野外活動を体験する場があることが大事。また、SNSの向き合い方を教育するだけでなく、家に居場所がないこども、SNSが居場所となる現状に対して、SNSの向き合い方を教育するだけでは埋まらないのではないか。居場所の充実など、環境面も整える必要がある。	<p>【第2章】 「3(2)情報化社会の進展とDXに対するニーズ」3つ目の○に、ゲーム依存や不登校との関連について追記しました。また、インターネットの長時間利用から生じる課題への対策として、こどもたちの居場所の必要性を追記しました。</p> <p>【基本施策4】 「(1)現状と課題」<総論、社会環境の変化>の1つ目の○に、インターネットやSNSの長時間利用による生活習慣の乱れについて、また、「(4)主な事業・取組」の「小学生の居場所づくりの推進」に「こどもログハウス」を追記しました。</p>	13 28 30
3 子育て部会	基本施策8	横浜市における社会的養育という言葉の定義、考え方を示した方がよい。	<p>【基本施策8】 「(1)現状と課題」に、社会的養育の説明を追記しました。</p>	38
4 子育て部会	基本施策8	「社会的養護下にあるこどもの意見を表明する機会」について、施設入所後、里親預け後の意見表明だけでなく、一時保護所に行ったあと、施設に入るのか自宅に帰りたいのかの最初の部分から、しっかりとこどもの意見を聴いていくということをした方がよい。	ご意見の内容は、基本施策8の主な事業・取組としては、「一貫した社会的養護体制の充実」に含まれており、令和6年度は、改正児童福祉法の施行に伴い、こどもの意見聴取等、こどもの人権に配慮した上で対応できる人材の育成に取り組むこととしています。ご意見を踏まえ、第3期計画においても、一層推進していきます。	-
5 子育て部会	基本施策1	子育て支援拠点や居場所で中学生を呼んで、ふれあい体験をやっているが、赤ちゃんとの触れあい体験を充実させてほしい。こどもの存在をイメージできないとこどもの声がうるさいなどにつながってしまう。	基本施策2の主な事業・取組「地域子育て支援拠点事業」において、学校と連携したふれあい体験などを実施してきました。ご意見を踏まえ、第3期計画においても、一層推進していきます。	-

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
6 子育て部会	基本施策 1	妊婦歯科健診の受診率は区役所での受診率か。	【基本施策 1】 「(1)現状と課題」<母子保健>の 8 つ目の○に「市内の指定医療機関で受診」であることを追記しました。	21
7 子育て部会	基本施策 2	「父親の育休・育児参加が増加しており、各居場所においても、母親を前提とした支援からの転換が必要である。」について、ぜひこの方向で進めてほしい。	ご意見を踏まえ、乳幼児期の地域の子育て支援について、引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-
8 子育て部会	基本施策 5	障害児相談支援の利用率が低いとあるが、計画相談のガイドラインは今現在あるのか。	健康福祉局が作成する計画相談支援に係る業務ガイドラインに、障害児相談支援に関する事項も掲載しています。障害児相談支援の充実にあたり必要な事項について追記等をしていくこととします。	-
9 子育て部会	基本施策 2 基本施策 7	インターネットや SNS・メールでの相談について、若年層の相談が課題になっている。困った時の単発の相談も見られる。つながりたい、相談したいけど、なかなかつながらない方も多い。相談したあとのイメージを持ちにくいこともあると思うので、事例紹介を工夫して、啓発や予防教育の中で伝えてほしい。	さまざまな相談窓口について、必要な方がより相談しやすくなるよう、ご意見を踏まえ周知方法や周知内容について一層工夫してまいります。	-
10 子育て部会	基本施策 8	「社会的養護下にあるこどもの意見を表明する機会」について、専門家に加えて、同じ経験をしているピアの存在を生かしてもらえると、意見を引き出せるのではないかな。	こどもの意見表明を支援する取組やこどもの意見の施策反映については、素案や次期計画の推進において、子ども・子育て会議や関係団体の皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討してまいります。	-
11 子育て部会	基本施策 5 基本施策 9	こどもの意見を施策に生かす取組について、障害のある子の意見を丁寧に取り上げて反映してほしい。状況や特性に配慮した丁寧な聞き取りが必要で、聴き取り側の設定や、安心して意見を伝えられる環境を整えることも重要である。	こどもの意見表明を支援する取組やこどもの意見の施策反映については、素案や次期計画の推進において、子ども・子育て会議や関係団体の皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討してまいります。	-
12 子育て部会	基本施策 2	マタニティイベントを企画しても人を集めるのが難しい状況がある。沐浴体験は人気があるが、赤ちゃんの人形が15万と高価で、地域子育て支援拠点での実施がほとんどとなっているので、地域の団体が使えるようにしてもらえるとよい。	ご意見を踏まえ、妊娠期の子育て家庭に対する支援について、より効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
13 子育て部会	基本施策 2	地域子育て支援拠点に利用が集中しており、飽和状態にあると思う。産後赤ちゃんがいるときに動ける範囲は小学校区（徒歩15分）くらいなので、近くに拠点や広場がないエリアも、サロンなど身近な場を大事にする施策をしてほしい。	ご意見を踏まえ、乳幼児期の親子の居場所事業について、より効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-
14 子育て部会	基本施策 4	近年、夏が長くて公園遊びが難しい季節が長い、その間遊べる場所が地域に少ない。家に引きこもると運動不足になるが、水遊びできる場所もほぼなく、課題である。小学生の居場所や、水遊び、夏の遊び場が不足している。	【第2章】 「2(3)こどもの状況」に、「近年夏の暑さが増していること等により、安心・安全に外遊びできる環境が減っている」ことを追記しました。 【基本施策 4】 「(4)主な事業・取組」に、関係局が行うこどもの居場所や体験活動の事業について、追記しました。	10 30
15 子育て部会	基本施策 4	思いきり遊べる場が不足している一方で、塾・習い事に通うことが多い。外遊びできないので、習い事で運動させている側面もある。地域の中で運動できる場所が必要なので、民間事業者の力を借りながらでもできると良い。習い事にかかる金銭的な負担も減らせるのではないか。	【基本施策 4】 「(4)主な事業・取組」に、関係局が行うこどもの居場所や体験活動の事業について、追記しました。	30
16 子育て部会	基本施策 7	不登校の子が増えているが、特にひとり親だと親の就労が難しくなってしまう、仕事をどうすればいいかというのが難しい問題。単純な支援だとしてもならず、不登校への支援対策が必要。また、お子さんが多い場合も普通の就労が難しく、起業・個人事業を選んでいる例もある。スタートしていくときの支援としてグラミン銀行のような就労支援もあり得るのではないか。	ご意見を踏まえ、ひとり親家庭の自立支援について、多様な就労形態の支援ができるよう検討してまいります。	-
17 子育て部会	第2章	拠点やつどいなどは対象年齢があるため、成長により慣れ親しんだ場所を卒業しなくてはならない状況があり、地域のつながりが切れてしまう。また、地域の居場所についても、多世代の居場所を作っていくとすると、補助金や助成金の対象外となって運営が厳しくなることもあるので、年齢の垣根がない居場所づくりという視点も大事だと思う。	【第2章】 「3(1)地域とのつながり」に、地域の多世代交流の居場所づくりの事例があること、地域のつながりづくりの取組への支援のあり方について追記しました。	13

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
18 子育て部会	基本施策 9	子育て応援サイト・アプリに障害のある子どもの地域訓練会の紹介も入れてほしい。必要な時に情報が見られたらスムーズにつながれると思う。障害を決定づけてしまうようで、行政から紹介しにくい場合もあると思うので、こどもの発達に不安を持った場合の相談先やつながり先が出てくるとよい。	障害など福祉関連の情報を、必要とする方に確実にお届けすることは非常に重要だと認識しています。子育て応援サイト・アプリで申請可能な手続きや掲載する情報を拡充する中で、適切な情報発信等についてもあわせて検討していきます。	-
19 子育て部会	基本施策 8	一時保護所の日数が長期化傾向にあり、短縮化が課題とある。必要があって長期化しているのだと思うが、短縮しなければならないものなのか。	【基本施策 8】 「(1)現状と課題」＜児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化＞の3つ目の○に、一時保護所の入所日数の考え方（2か月、通学等が制限されること等）を追記しました。	38
20 子育て部会	基本施策 9	働く現場では、子育てと仕事の両立に、さらに介護が加わる状況が増えてきていると実感している。晩婚化が進んでこどもを持つ年齢も上がると、親世代の年齢も上がり、ケアが必要なケースが出てくる。この現状を計画にも記載するべきではないか。	【基本施策 9】 「(1)現状と課題」＜仕事と子育ての両立に関する状況＞に「ダブルケア」について追記しました。	40
21 子育て部会	基本施策 8	一時保護所では、意見を表明する機会があったとしても、選択の余地がないのが現状で、意見を言っても無駄ではないかと思っている子どもたちが多く。そうした中で意見表明を支援していくのは難しいということ、を、まずよく認識し、そのうえでどう進めていくのか検討してほしい。	ご意見を踏まえ、児童虐待対応や社会的養育の推進について、引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-
22 子育て部会	基本施策 4	子育て支援の充実について、こども関係の部局だけですべて解決するのは難しい。遊び場についても、空き家や既存施設の活用など、所管の垣根を超えて連携を取っていく必要がある。少ない財源の中でどうしていくのか、具体的な検討が必要である。	【基本施策 4】 「(4)主な事業・取組」に、関係局が行うこどもの居場所や体験活動の事業について、追記しました。	30
23 放課後部会	全体	「子ども・青少年」という言い方について、整理が必要である。	「こども・若者」に統一します。	全体
24 放課後部会	第 2 章 基本施策 4	思春期以降の若者に関する施策が手薄に見える。思春期以降の生きづらさや居場所の問題について、もっと手厚い支援が必要である。	【第 2 章】 「2(6)様々な状況にあるこども・若者の状況」に、居場所の役割を追記しました。 【基本施策 4】 「(1)現状と課題」＜こども・若者の居場所や体験活動、人権を守る取組とこども・若者の意見の反映＞に、中高生の居場所づくりの必要性を追記しました。	12 28

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
25 放課後部会	第2章 基本施策4	放課後の格差の解消をもう少し強調したほうがよい。学校以上に放課後の方が、体験格差など生じやすい。全てのこどもと、特定のニーズがあるこどもたちの両方をサポートしていくことが必要で、格差の解消はもっと強調されてよい。	【第2章】 「2(6)様々な状況にあるこども・若者の状況」に、居場所の役割を追記しました。 【基本施策4】 「(1)現状と課題」＜放課後の居場所＞に、こどもたちの体験格差が生じていることを追記しました。	12 29
26 放課後部会	第2章 基本施策4	学校内での居場所づくりは充実してきたが、思春期以降を重視するなら学校外の居場所を充実していかないとけないのではないかと。学校だけではなく多様な居場所・活動の拠点があることが望ましい。	【第2章】 「2(6)様々な状況にあるこども・若者の状況」に、居場所の役割を追記しました。 【基本施策4】 「(1)現状と課題」＜こども・若者の居場所や体験活動、人権を守る取組とこども・若者の意見の反映＞に、中高生の居場所づくりの必要性を追記しました。	12 28
27 放課後部会	基本施策4 基本施策6	高校生・大学生・専門学生（若者）などの若者支援・施策に、もう少し力を入れていいのではないかと。	ご意見を踏まえ、青少年や若者の支援について、引き続きより効果の高い事業内容となるよう取り組んでいきます。	-
28 放課後部会	基本施策4	ウェルビーイングと居場所の充実についてのところだが、新たに居場所・体験活動を作るのか、既存の居場所の活用の中で充実させるのか。	新たな居場所づくりと既存の居場所の更なる充実の双方を進めていく必要があると考えています。素案及び計画推進において引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-
29 放課後部会	基本施策4	ウェルビーイングを掲げるにあたり、こういったものがあつたらそれが満たされていくのか、指針があるとよい。	ウェルビーイングの評価を含め、今後計画の成果指標等を検討していく際に、こども・子育て会議のご意見等を踏まえて検討してまいります。	-
30 放課後部会	基本施策4	「ウェルビーイング」という言葉を使うのは非常によい。ある有識者の見解として、幸福度を高める4つの因子として「やってみよう」「ありがとう」「なんとかなる」「ありのまま」という4つのポイントが挙げられている。4つのポイントを一番満たしているのはプレイパークだと思う。地域とのつながりがあって、感謝をして、やってみて、それで何とかなる、ありのまま、ということで、ある程度大きな指標に掲げて点検できるとよい。	【第3章】 「1 目指すべき姿」に「社会全体でこどものウェルビーイング向上を支え、」を追加しました。	16
31 放課後部会	基本施策4	青少年5団体は、多様な地域資源として、それぞれ活動しているが、担い手の高齢化や新たな担い手の確保などの課題があり、運営面や資金面で苦しい状況になっている。何らかの支援の充実があるとよい。	ご意見を踏まえ、地域でのこども・若者の見守り活動に対する支援について、より効果の高い事業内容となるよう取り組んでいきます。	-

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
32 放課後部会	第3章「目指すべき姿」	キーワードだが、「地域との連携」「地域力の活用」など、地域につながるものがあるといいのではないかと。	【第3章】 「2 計画推進のための基本的な視点」の「⑦様々な担い手による社会全体での支援」に反映しました。	17
33 放課後部会	第3章「目指すべき姿」	キーワードとして、「合意形成」というワードもある。こどもが集まってディスカッションして、みんなの違いを認めながらある提案をしていくということ。合意を作っていくことは日本人は弱い。こどもたちが合意形成の体験をしてけるとよい。	こどもの意見表明を支援する取組やこどもの意見の施策反映については、素案や次期計画の推進において、子ども・子育て会議や関係団体の皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討してまいります。	-
34 放課後部会	重点取組②	重点取組②「ゆとりの創出」について、具体的な取組として検討していることがあるか。子育て家庭を見ていると、両親共働きが増えている、本当に忙しそう、まさにゆとりがないので、引き続き検討してほしい。	ご意見を踏まえ、計画素案に向けて、検討を進めていきます。	-
35 放課後部会	基本施策4	放課後事業で、高学年のこどもの利用が少ないとあるが、遊ぶ場所が少ない状況がある。3年生くらいまではトランプやゲームなどもできるが、4年生以上になると教室だけだと動く範囲が少ない。校庭に行くと、スタッフの目が届かなくなってしまう。高学年のこどもたちへの支援ができるようなクラブになったらよい。	ご意見を踏まえ、計画素案に向けて、検討を進めていきます。	-
36 放課後部会	基本施策4	東京には児童館があり、体育館のようなところで、高学年や中高生が集まって遊んでいる。学校の中で体育館や特別教室など新たな空間を使えるようにしてくれると高学年も集まるのではないかと。	ご意見を踏まえ、計画素案に向けて、検討を進めていきます。	-
37 放課後部会	基本施策4	こども達も家庭も多様化しており、放課後の居場所のニーズも多様化している。その中でニーズに対応していくのは難しいことだが、骨子からさらに広げて考えていけるとよい。	ご意見を踏まえ、計画素案に向けて、検討を進めていきます。	-
38 放課後部会	基本施策4	高学年は無料区分だと16時までなので時間が短い。有料区分に変えて高学年も預けるか、高学年になったからいいかなというご家庭もあると思う。一方で、高学年がきてくれると小さい子の面倒見てくれるなど、こどもの成長にもつながるところもあるので進むとよい。	ご意見を踏まえ、計画素案に向けて、検討を進めていきます。	-

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
39 放課後部会	基本施策4	5・6年生で毎日通うのは難しいかもしれないので、期間を限定して何かの企画を提供していくのはどうか。例えば、小学校6年生や中学校3年生など、学校の卒業式の後、春休みに一定の期間があるので、その10日・2週間なりで限定して、高学年・中学生に来てもらう機会を設けるなど考えられる。	ご意見を踏まえ、計画素案に向けて、検討を進めていきます。	-
40 保育・教育部会	重点取組①	ウェルビーイングをこどもたちにどのように伝えていくのが難しいが、大事な課題なので引き続き検討を深めてもらいたい。	ご意見を踏まえ、計画素案に向けて、検討を進めていきます。	-
41 保育・教育部会	第2章 重点取組② 基本施策3	こどものウェルビーイングを目指すには、特に乳幼児期は、家庭での理解、園との協力が大切である。保護者と園と一緒に両輪で取り組んでいきたい。	【第2章】 「2 こども・家庭の状況(3)こどもの状況」の3つ目の○として、保護者と保育・教育施設が両輪でこどもの育ちを支えていくことについて追記しました。 【基本施策3】 「(1)現状と課題」<保育・幼児教育の質の確保・向上>の3つ目の○等に、「保育・教育宣言」の理念を家庭にも伝え、両輪で進めていくことについて追記しました。	10 25
42 保育・教育部会	第2章 重点取組② 基本施策3	ゆとり創出とあるが、精神的・時間的ゆとりが、こどもに関わりのあるゆとりになるように、保護者と園と一緒に関わって一緒に育てていくことが大切だということを保護者が実感できるような、気づきの取組が大切だと思う。こどもに向き合うというところにつながるような取組があるとよい。	同上(41に同じ)	10 25
43 保育・教育部会	第3章	「個人としての尊重」は、「個人の尊重」でいいのではないか。「権利の擁護」と「基本的人権の保障」の違いもわかりにくく、もう少しわかる表現がいい。「最善の利益」にはこどものを付けるべき。	ご意見を踏まえ、計画素案に向けて、検討を進めていきます。	-
44 保育・教育部会	第3章	「こどもの内在する力」は「こどもに内在する力」の方が良いのではないか。	【第3章】 「2 計画推進のための基本的な視点④」を「こどもに内在する力を引き出す支援」に修正しました。	17
45 保育・教育部会	第3章 基本施策3	乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援、幼保小の連携がますます発展してほしいと願っている。取組の発展に向けて、「学びの連続性」を大事にしていく視点が明確にされるとよい。	【第3章】 「2 計画推進のための基本的な視点③」に「学びの連続性」を追記しました。	17

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
46 保育・教育部会	第3章	キーワードとして、ジェンダーの視点も必要と思った。女の子らしさ・男の子らしさなど、固定的な性別役割意識は、家庭、地域、学校で、意識せずに自然に身につけさせられるものである。難しいかもしれないが、こどもの生育過程で、ジェンダーフリーの視点が組み込まれていくことが必要ではないか。	【施策9】 「(1)現状と課題」<こどもや子育てをめぐる社会的な環境>の6つ目の○として、ジェンダーフリーの視点を踏まえた記述を追記しました。	40
47 保育・教育部会	重点取組	重点取組1・2はそれぞれ大事なことだと思うが、各基本施策のどこにどう該当しているのかわかるようになるとうい。	【第4章】 第4章1「重点取組」に位置付ける事業をどのように記載するか追記しました。	19
48 青少年部会	基本施策4 基本施策6	当事者性が高いこども、若者から提案をもらって事業をつくるというのもあったら良いと思った。若者でチームをつくって提案してもらい、それでPDCAサイクルが回ったりすると面白い取組になるのではないか。	こどもの意見表明を支援する取組やこどもの意見の施策反映については、素案や次期計画の推進において、子ども・子育て会議や関係団体の皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討してまいります。	-
49 青少年部会	第2章	計画に、横浜市他計画や地区別の計画の内容と連動した記載をするべきだと思う。地区センターやケアプラザなど、関連性のある取組との連動も明確に落とし込むべきだと感じた。本来であれば、子ども・子育て支援事業計画も地区別に近い内容を記載して良いと思っているので、それに近い文言を加えてほしいと思っている。	【第2章】 「3(1)地域とのつながり」の3つ目の○として、地域福祉保健計画と連携した、地域のつながりづくりの取組に対する支援のあり方を考えていく必要性について追記しました。	13
50 青少年部会	基本施策1 基本施策4	切れ目のない支援に関連して、性教育や子育てすることの幸せを青少年期の方々に発信することが大切だと思っている。もっと幸せな子育てをするために動こう、というメッセージ性があっても良い。	基本施策1では、将来の子育て世代を対象に、こどもを生み育てることをイメージしやすくするための取組や正しい知識の普及啓発等を位置付ける予定です。素案作成に向けて、基本施策間の関係性やつながりについて整理していきます。	-
51 青少年部会	第1章	関連する主な計画の中に、福祉関係の計画だけでなく、都市計画マスタープランなども含められないか。	素案作成に向けて、関連する本市他計画については、引き続き整理を進めていきます。	-
52 青少年部会	基本施策2 基本施策4	こどもの居場所は、市内のどこかで取組をしていれば良いということではなく、こどもが生活圏の中で選択できることが大切だと感じている。様々な形態のこどもの居場所をエリアで共有できるようにして、こどもにとって選択肢が増える施策を目指してほしい。	ご意見を踏まえ、地域におけるこどもの居場所づくりに対する支援について、より効果の高い事業内容となるよう取り組んでいきます。	-

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
53 青少年部会	重点取組① 基本施策 9	こどもの意見を聞くに当たって、誰がどんなふうに聞くのか、何を聞いて、どこまで公表していいのかという情報の選択が難しい。子どもたちが、意見を言っても反映されない、意味がないという思いをしないように、フィードバックの仕方も工夫する必要がある。様々な施策でのこどもの意見を聞く取組について、聞き手の育成も含めて一体的に考え、どのような理念で意見を聞いていくかを共有できるように進めていくことが必要。	こどもの意見表明を支援する取組については、聞き手の人材育成を含め、素案や次期計画の推進において、子ども・子育て会議や関係団体の皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討してまいります。	-
54 青少年部会	基本施策 4	切れ目のない子育て支援について、学齢期からが弱いように感じる。様々な福祉団体が混じり合って活動しているわけだが、地域の住民はどこで誰がやっているか分からないことが多い。それらを学齢期の中高校生たちにどのように知らせるかということを考えていかなければいけない。	【第2章】 「2(6)様々な状況にある子ども・若者の状況」に、居場所の役割を追記しました。 【基本施策 4】 「(1)現状と課題」<子ども・若者の居場所や体験活動、人権を守る取組と子ども・若者の意見の反映>に、中高生の居場所づくりの必要性を追記しました。	12 28
55 青少年部会	基本施策 4	保護者だけではなく、こどもが納得できる施策というものを考えていってほしい。地域のこどもにとっては、自分に合ったところを探して行くということもできるように、様々な居場所や取組があるということも大切だと思う。	こどもの意見表明を支援する取組については、聞き手の人材育成を含め、素案や次期計画の推進において、子ども・子育て会議や関係団体の皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討してまいります。	-
56 青少年部会	全体	施策分野3の「社会全体でこども・青少年を大切に作る地域づくりの推進」という全ての土台ともいえる施策が弱く見えるが、施策1～4で9と連動する部分がたくさんある。施策4の、居場所の多様化や施設間の連携、スタッフ等の人材育成も、施策分野3にも関わる話でもあり、もう少し厚みのある表現にしたほうが良い。	ご意見を踏まえ、素案作成段階で、施策分野3及び基本施策9について、他の施策分野との関係性等について、説明を加えていきます。	-
57 青少年部会	基本施策 4 基本施策 6	学齢期からの支援が弱いという話があったが、横浜市の小学校4年生から中学校1年生の間の暴力発生率は非常に高くなっている。このことについて、しっかり分析して、ニーズ調査結果にある遊び場の充実など今後の施策にどのように反映させるべきかを中長期的に検討することが必要だと思う。	学齢期のこどもたちへの支援として、新たな居場所づくりと既存の居場所の更なる充実の双方を進めていく必要があると考えています。ご意見を踏まえ、素案及び計画推進において引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-

部会	骨子の 関連部分	部会でのご意見	対応状況	反映頁
58 青少年部会	全体	子ども・青少年という表記と、子ども・若者という表記の部分があるのでその違いが気になった。	「子ども・若者」に統一します。	全体
59 青少年部会	基本施策4	子ども・青少年の居場所関係者のネットワークづくりについて、NPO法人など既存の横のつながりがあると思うので、そこに行政がしっかりと介入して進めてほしいと感じた。	ご意見を踏まえ、子ども・若者の居場所づくりについて、引き続きより効果の高い事業内容となるよう取り組んでいきます。	-
60 青少年部会	重点取組① 基本施策9	権利擁護（守られる存在）としてだけでなく、権利教育（あなたには権利があるという教育）を盛り込んでほしい。意見を表明するには権利教育が必要である。（部会後追加意見）	こどもの意見表明を支援する取組やこどもの意見の施策反映については、素案や次期計画の推進において、子ども・子育て会議や関係団体の皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討してまいります。	-
61 青少年部会	全体	地区ごとの具体的なデータを元にした議論ができるとよい。（部会後追加意見）	各部会において、施策推進についてご意見をいただくにあたり、関係するデータや地域の状況等を適切にお示しできるよう努めていきます。	-
62 青少年部会	第3章	女性の観点を強調する必要がある。男女によって生きづらさや課題も異なる。子ども・若者と、ジェンダーレスに捉えずに、「あらゆる施策に女性（女子）の観点を反映させる」としてほしい。（部会後追加意見）	ご意見を踏まえ、計画素案に向けて、検討を進めていきます。	-
63 青少年部会	基本施策4 基本施策9	市職員の伴走支援やいろいろな部局との協議などのバックアップが必要となるが、一定の予算を取って、それを、子ども・若者が提案した事業として実施する「参加型予算」のようなものを検討してはどうか。（部会後追加意見）	こどもの意見表明を支援する取組やこどもの意見の施策反映については、素案や次期計画の推進において、子ども・子育て会議や関係団体の皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討してまいります。	-
64 青少年部会	基本施策4 基本施策6	大学生が、子ども若者支援の対象から抜けているが、学生の困窮についての取組も検討してほしい。兵庫県では、知事が大学生から直接意見を聞いて、学費無償化を決めた事例があり、横浜も市立大学があり、当てはまると思う。（部会後追加意見）	子どもの貧困対策については、個別計画である「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」において、計画間の連携を図りながら、引き続き取り組んでまいります。	-

「量の見込み」の算出に用いる推計児童数について

1

【趣旨】

- ・「横浜市子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」及び量の見込みに対応する「確保方策」を掲載します。
※第5章に掲載予定
- ・今後、国の基本指針や量の見込みの算出等の手引き等を踏まえ、「量の見込み」及び「確保方策」を算出し、子ども・子育て会議（各部会・総会）で、ご審議いただく予定です。
- ・本日は「量の見込み」の算出にあたって用いる推計児童数について、説明いたします。

（参考）「量の見込み」の一般的な計算式

量の見込み = **推計児童数** × 潜在家庭類型の割合 × 利用意向の割合

※上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。

※潜在家庭類型の割合、利用意向の割合は、ニーズ調査を基に算出します。

2

(参考) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 全体構成

【総論部分】

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画の位置づけ 2. 計画の趣旨 3. 計画の期間 4. 計画の対象 5. 他計画との関係

第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況【4は素案作成時議論】

1. 人口や少子化の状況 2. 子ども・家庭の状況 3. 地域・社会の状況 4. 第2期計画の振り返り

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿 2. 計画推進のための基本的な視点

【各論部分】

第4章 施策体系と事業・取組【3・4は素案作成時議論】

1. 重点取組 2. 施策分野・基本施策とその関係性 3. 施策体系図 4. 指標一覧
5. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策【素案作成時議論】

1. 保育・教育に関する施設・事業 2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進体制等について【素案作成時議論】

1. 計画の点検・評価 2. 様々な主体による計画の推進 3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

(参考) 事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

事業区分		本市事業
教育・保育	教育・保育施設	○認定こども園 ○幼稚園 ○保育所
	地域型保育事業	○家庭的保育 ○小規模保育 ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	1 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業
	2 乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業
	3 子育て短期支援事業	○ショートステイ、トワイライトステイ ○母子生活支援施設緊急一時保護事業
	4 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○育児支援家庭訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会
	5 病児保育事業	○病児保育事業
	6 利用者支援に関する事業	○横浜子育てパートナー ○保育・教育コンシェルジュ ○母子保健コーディネーター
	7 時間外保育事業	○延長保育事業(夕延長)
	8 放課後児童健全育成事業	○放課後キッズクラブ(一部) ○放課後児童クラブ
	9 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点 ○親と子のつどいの広場 ○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等
	10 一時預かり事業	○幼稚園での預かり保育 ○保育所での一時保育 ○横浜保育室での一時保育 ○乳幼児一時預かり ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○24時間型緊急一時保育 ○休日一時保育
	11 子育て援助活動支援事業	○横浜子育てサポートシステム

<推計児童数の考え方>

令和2年度の国勢調査結果をもとに本市が令和5年度に算出した「横浜市将来人口推計(以下、「元推計」)」を一部補正(※)して算出します。

※補正内容：元推計の令和6年度の推計値を実績値に更新(置換)したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用し、令和7年度以降の推計児童数を算出

(例) 鶴見区の推計児童数(令和7・8年度)の算出方法

元推計の推計値		元推計における増減率(R7年度)	
	R6年度	R7年度	
0歳	2,418人	2,465人	101.9%
1歳	2,333人	2,395人	99.0%
2歳	2,364人	2,312人	99.1%
3歳	2,425人	2,342人	99.1%

元推計の推計値		元推計における増減率(R8年度)	
	R7年度	R8年度	
0歳	2,465人	2,505人	101.6%
1歳	2,395人	2,443人	99.1%
2歳	2,312人	2,374人	99.1%
3歳	2,342人	2,291人	99.1%

↓実績に更新↓

実績値		元推計における増減率(R7年度)		推計児童数	
	R6年度			R7年度	
0歳	1,780人	101.9%		1,815人	
1歳	1,825人	99.0%		1,763人	
2歳	1,960人	99.1%		1,809人	
3歳	1,977人	99.1%		1,942人	

推計児童数		元推計における増減率(R8年度)		推計児童数	
	R7年度			R8年度	
0歳	1,815人	101.6%		1,844人	
1歳	1,763人	99.1%		1,799人	
2歳	1,809人	99.1%		1,748人	
3歳	1,942人	99.1%		1,793人	

<推計児童数の算出結果> ※区毎に算出した推計児童数の合計値

単位：人

	元推計	実績	推計児童数				
	R6年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳	24,685	22,333	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
1歳	24,103	23,551	22,276	22,570	22,738	23,014	23,294
2歳	24,733	25,074	23,508	22,237	22,530	22,699	22,972
3歳	25,742	25,063	25,028	23,468	22,200	22,494	22,662
4歳	24,594	26,347	25,018	24,984	23,430	22,166	22,458
5歳	25,794	27,500	26,284	24,975	24,942	23,394	22,133
0-5歳計	149,651	149,868	144,740	141,029	138,909	137,118	137,086
6歳	26,986	28,054	27,428	26,279	24,917	24,895	23,380
7歳	27,422	28,873	27,984	27,357	26,273	24,860	24,849
8歳	28,540	30,120	28,822	27,913	27,287	26,266	24,805
9歳	29,696	30,595	30,048	28,769	27,844	27,221	26,258
10歳	29,494	30,288	30,525	29,979	28,717	27,776	27,154
11歳	29,862	31,210	30,348	30,564	30,016	28,762	27,811
12歳	30,218	30,870	31,261	30,406	30,600	30,053	28,806
13歳	30,668	31,930	30,919	31,313	30,464	30,637	30,088
14歳	31,523	31,948	31,981	30,969	31,364	30,521	30,674
15歳	31,478	32,003	31,991	32,032	31,017	31,413	30,577
16歳	32,106	32,316	32,465	32,420	32,476	31,447	31,853
17歳	32,467	32,376	32,754	32,921	32,842	32,913	31,870
合計	510,111	520,451	511,266	501,951	492,726	483,882	475,211

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた 新たな点検・評価の試行実施について

1 趣旨

「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「次期計画」という。）を、子どもの意見の施策反映等について定める「こども基本法」（以下、「法」という。）に基づく「市町村こども計画」に位置付けること等を見据え、令和6年度の子ども・子育て会議における「前年度（5年度）の点検・評価」について、新たな内容で試行実施します。

2 新たな点検・評価の方向性

- (1) 子どもの意見を聞く取組等の視点を取り入れた点検・評価
前年度取り組んだ子どもの意見を聞く取組や施策への反映状況についても点検・評価の対象とし、これまで以上に子ども・青少年の視点に立った計画推進とします。
- (2) 点検・評価で把握したニーズや課題等の計画推進への速やかな反映
点検・評価の審議等を通じ把握した新たなニーズや課題等を、これまで以上にスピード感をもって今後の取組に反映します。
- (3) 本市全体の子どもの意見を聞く取組等への展開
点検・評価を踏まえ、本市全体の他の子どもが関わる施策に対し、子どもの意見を聞く取組等の好事例等を横展開につなげます。

3 現状と課題

- (1) 子どもの意見を聞く取組
令和5年度は、次期計画策定等にむけ次のような取組を行いました。
 - ・次期計画に向けた小学4年生～6年生へのアンケート
 - ・青少年の居場所事業や施設等退所後児童の居場所事業の利用者や障害児本人へのヒアリング
 - ・乳幼児の思いや声等を把握することを目的とした幼稚園や保育所等へのアンケート子どもの意見を聞く取組や施策への反映は、対象や内容に応じて適切な手法等を工夫し、継続的に取り組むことが必要です。また、法では、子ども・子育て支援施策や教育施策はもとより、広く子どもが関わる施策において取り組むことが求められています。
- (2) 点検・評価の実施時期
前年度の実施状況について市（事務局）でとりまとめた報告内容をもとに、概ね8～11月頃に子ども・子育て会議（部会・総会）での審議を行い、点検・評価を確定しています。
計画掲載の全ての事業・取組について、前年度の実施状況等を取りまとめていること等により市の準備作業に時間を要し、子ども・子育て会議における審議が年度後半となっています。

※令和5年度（令和4年度点検・評価）の実施状況

令和5年9月～10月に各部会で基本施策ごとに審議、11月に総会で全体を審議・確定

4 次期計画に向けた令和6年度点検・評価の試行実施内容

- ①基本施策ごとに子ども等の意見を聞く取組や施策への反映状況等を報告します。
- ②報告内容のポイントを絞ること等により準備期間を短縮することで、子ども・子育て会議の点検・評価を年度前半に前倒して行い、その後の計画推進に反映します。

		試行実施案	現行
実施時期		6～8月ごろ	9～11月ごろ
審議方法		現行と同じ	基本施策の所管部会で審議した後、総会で改めて全体を審議
基本施策ごとの市からの報告内容	これまでの主な取組	現行の記載項目に加え、 <u>子ども・子育て会議での前年度の点検・評価で論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等を適宜記載</u>	当該年度に、本市として特に力を入れて取り組んだことや進捗が図られた内容等
	指標	現行の記載項目に加え、 <u>計画2年目以降は過年度実績値を掲載し、5か年の進捗状況を確認</u>	目標値と当該年度実績及び評価（A～D）を記載
	今後の取組の方向性	現行の記載項目に加え、今後行う <u>子どもの意見を聞く取組等を適宜記載</u>	「これまでの主な取組」や「指標」の進捗状況などを踏まえた、翌年度の新たな取組や今後の方向性を記載
	主な事業・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績（見込）値 ・<u>過年度実績値（計画2年目以降）</u> ・進捗状況等の評価^{※1} ・予算額、決算（見込）額^{※2} <small>※…決算（見込）額は、確定次第記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績値 ・進捗状況評価（A～D） ・当該年度の取組状況 ・予算額、決算額 ・有効性（A～D） ・利用者、事業者の意見、評価 ・今後の展開（推進、見直し等）

※点検・評価に基づき、子どもの意見を聞く取組や施策への反映の好事例等を、他局等の子どもに関する施策を行う際の参考となるよう情報提供を行います。

5 点検・評価の評価方法について

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

ア 進捗状況 ※令和5年度点検・評価から考え方を変更しています。

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、令和6年度の目標等に向けて直線的に推移した場合に令和5年度に到達すべき数値^{※1}に対する令和5年度実績の進捗率(X)を基に、4段階で評価します。なお、想定事業量が「推進」等により、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ (計画以上に進んでいる)
A	$120\% > X \geq 90\%$ (概ね計画どおりに進んでいる)
B	$90\% > X \geq 50\%$ (計画より若干遅れている)
C	$50\% > X$ (計画より大幅に遅れている)

※1：例) 計画策定時(平成30年度)が100件、令和6年度の目標値が600件の場合、令和5年度に到達すべき数値は、目標値517件となります。

イ 有効性

各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

評価	内容
S	市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
A	市民生活等を向上させることができた。
B	市民生活等を向上させることができたとは言えない。
C	市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

6 次期計画の点検・評価への展開

令和8年度(次期計画1年目の点検・評価実施時期)に向け、次期計画の内容及び試行実施に対する子ども・子育て会議からの意見等を踏まえ、令和7年度に次期計画の点検・評価方法を整理します。

<参考>子ども基本法(抄)

第10条第2項 市町村は、こども大綱等を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<指標の進捗状況>

計画2年目以降は、前年度だけでなく、過年度の実績も掲載

No.	指標	実績						R5年度 進捗状況	所管課
		計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)		
1	保育所待機児童数	46人 【H31年4月】	0人 【毎年4月】	16人 【R3年4月】	11人 【R4年4月】	10人 【R5年4月】			保育対策課
2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%(累計)	51%(累計)	28%(累計)	30%(累計)	34%(累計)			保育・教育支援課

子ども・子育て会議での前年度の点検・評価での論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等も適宜記載

<これまでの主な取組>

1	増加する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、受入枠が不足する地域では新規整備を行うなど、新たに1,322人分の受入枠を確保しました。 インスタグラム等のSNSを活用し、横浜で保育士として働く魅力・就職相談会の案内・園情報の発信等を行うなど、保育士確保に取り組みました。
2	横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」のポイントを分かりやすく伝えるためのPR動画を作成し、動画配信サービスで配信しました。 また、区のデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフへの周知を通じて、子育て家庭に宣言の内容を周知しました。 55園が園内研修リーダー育成研修を受講し、受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表しました。
3	幼保小職員が、子どもの育ちや学びについて共通の視点をもち対話できるよう、架け橋プログラムリーフレット『Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ』を作成しました。 また、「探究心を育む『遊び』研究会」を立ち上げ、子どもの主体性や探究心を育む実践研究を推進するとともに、その成果を広く発信しました。
4	理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて34施設で事業を実施し、利用者は88,916人（前年度より19,891人増加）でした。 また、一時預かりの予約システムの改修を重ね、利用者の利便性向上に努めました。
5	病氣中または病氣の回復期のお子様を預かる病児保育・病後児保育を29か所で実施するなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。
6	保育所等における医療的ケア児の受入れを推進するため、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として、新たに12園認定しました。

<今後の取組の方向性>

今後行う子どもの意見を聞く取組等も適宜記載

1	待機児童解消に向け、既存施設においては保育ニーズの高い1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、0歳児の定員を1歳児に振り替える場合の補助も新設します。 また、中規模改修費用補助を18箇所に行います。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,295人の受入枠を確保します。 さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
2	就職面接会等については、PRの強化や開催場所の工夫により参加者の増加を目指します。また、保育士の採用定着に課題を抱える園への支援として、効果的な採用策の研修を実施し、その中でコンサルタント派遣についても改めてPRします。 依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き保育士宿舍借上げ支援事業等を実施するとともに、潜在保育士等がなかなか保育士・保育所支援センターを通じて市内保育所等に就職した場合、一人5万円を新たに支給します。 また、保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマに研修を実施するなど、保育者確保の採用・定着に係る取組の充実を図ります。
3	「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。 また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。
4	特別保育事業（一時預かり、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。なお、一時預かり事業においては、低年齢児の預かりに対する補助の拡充を行い、受入枠の拡大を目指します。 新たに、赤ちゃんが生まれた世帯に一時預かりを無料で利用できるクーポン（はじめてのおあずかり券）を配布し、子育ての負担感を軽減します。また、年収360万円未満相当世帯に対して、利用料の減免（3分の2減免）を新たに実施します。
5	医療的ケア児サポート保育園を拡充するなどにより、医療的ケア児の受入れ園を増やしていきます。 また、看護職員の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。

<主な事業・取組>

計画2年目以降は、前年度だけでなく、
過年度の実績を掲載

決算(見込)額は、
確定次第記載

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	実績					R5年度 進捗状況	有効性	備考	R5年度 予算額 (千円)	R5年度 決算(見込)額 (千円)
					R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)	R6年度 (R7年3月末時点)					
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,389人/年	30,000人/年	9,494人/年	18,945人/年	21,462人/年					(補足説明がある場合)		
2	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例(2か年) (R3年度4事例)	19事例(3か年) (R4年度9事例)					(補足説明がある場合)		
3	園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	①コロナのため中止 ②329園(累計)	①60園(累計) ②372園(累計)	①95園(累計) ②408園(累計)					(補足説明がある場合)		

第 3 期 横浜市子ども・子育て支援事業計画の 策定に向けた取組状況について

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

(1) 調査の目的

第 3 期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、子育て世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の種類

ア 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者ニーズ把握のための調査（以下「未就学児調査」）

イ 小学生の放課後等に関する現状及び保護者ニーズ把握のための調査（以下、「小学生調査」）

(3) 抽出方法・抽出（発送）数

住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

ア 未就学児調査	イ 小学生調査	合計
64,416 件	65,892 件	130,308 件

(4) 設問数等

ア 未就学児調査

大項目	問数
1 子どもと家族の状況	8 問
2 保護者の就労状況	8 問
3 子どもの発達、障害の状況	4 問
4 日中の定期的な教育・保育事業の利用	5 問
5 不定期な預かりや一時預かり等の利用	3 問
6 病気等の際の対応	4 問

大項目	問数
7 地域における子育て支援等	2 問
8 児童発達支援の利用	1 問
9 小学校就学後の放課後の過ごし方	1 問
10 育児休業など職場の両立支援制度	7 問
11 妊娠・出産・子育て全般	24 問
計 67 問	

イ 小学生調査

大項目	問数
1 子どもと家族の状況	7 問
2 保護者の就労状況	4 問
3 子どもの発達、障害の状況	4 問
4 放課後の過ごし方	21 問

大項目	問数
5 病気等の際の対応	4 問
6 子育て全般	21 問
7 子ども本人への質問	5 問
計 66 問	

(5) 調査実施時期

令和 5 年 10 月 1 日～10 月 31 日

(6) 回収状況

	今回（令和 5 年）		〈参考〉 5 年前（平成 30 年）	
	回収数	回収率	回収数	回収率
ア 未就学児調査	33,321	51.7%	28,721	45.8%
イ 小学生調査	31,938	48.5%	30,738	46.3%
合計	65,259	50.1%	59,459	46.1%

2 市民意見交換会

令和5年10月から12月にかけて、子育て中の方や子育てに関心のある方から、子育てしていて困ったこと、嬉しいこと、あったらいいな、などのお話をお聴きするため、市内18区で市民意見交換会を開催しました。

(参加者数：18区 合計193人)

3 子どもの意見を聴く取組

事業計画の策定や施策に生かしていくため、子ども本人の意見を聴く取組を実施しました。

(1) アンケート調査

【手法】「事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の小学生調査において、子ども本人向けの質問を記載した調査票を同封

【対象】小学生（4年生以上）

【内容】・こんな場所があったらいいなと思う場所
・横浜市がどのようなまちになってほしいか 等

※小学生調査65,892件のうち、あて名の子どもが小学4年生以上は33,068件で、回収数は12,445（回収率37.6%）

(2) ヒアリング

【手法】青少年地域活動拠点や、施設等退所後児童の支援拠点「よこはまPort For」を訪問

【対象】主に中高生以上の利用者（過去に利用されていた方を含む）

【時期】令和5年8～10月

【内容】「子どもたちが安心して気軽に集い過ごすことができる居場所とは」

「こんな支援があればよかったと思うこと」などをテーマにヒアリング

4 その他

令和5年11月から令和6年3月にかけて、計画策定に生かしていくことを目的として、横浜市幼稚園協会、保育団体を通じて、近年の園児の様子や保育・教育の質の向上などについて、保育・教育現場の先生方のご意見を伺いました。

また、令和6年3月に、横浜障害児を守る連絡協議会のメンバーの方等から、障害児支援施策等に関するご意見を伺いました。

横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査
結果の概要 ※一部抜粋

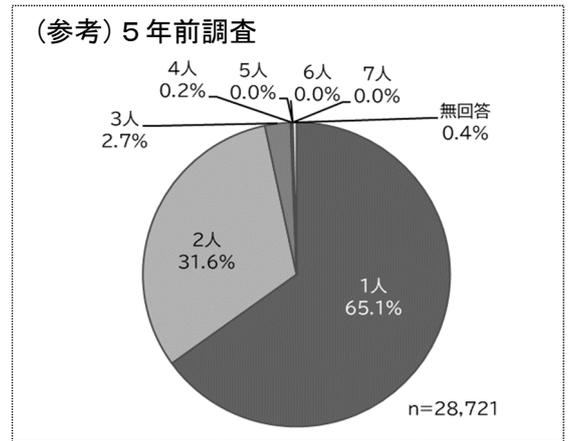
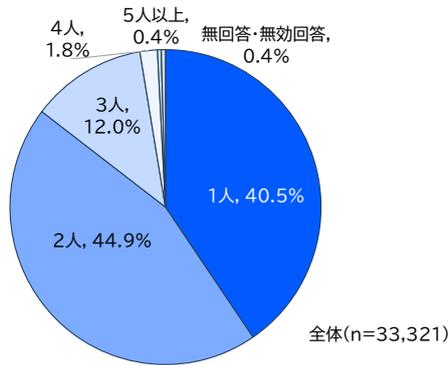
(1) 未就学児調査

ア 子どもと家族の状況

(ア) 子どもの人数

「2人」が44.9%と最も多く、「1人」が40.5%、「3人」が12.0%。

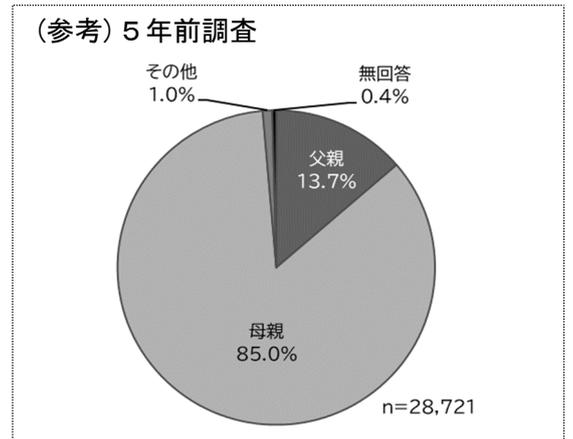
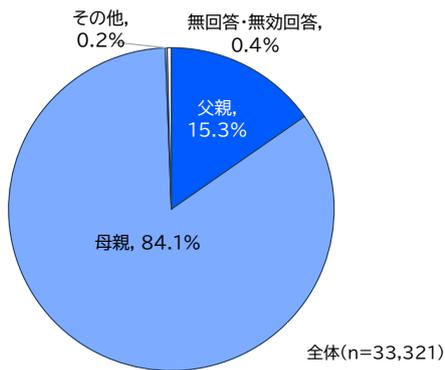
【問3】あて名のお子さんを含めたお子さんの人数は何人ですか。



(イ) アンケート回答者

「母親」が84.1%、「父親」が15.3%、「その他」が0.2%。

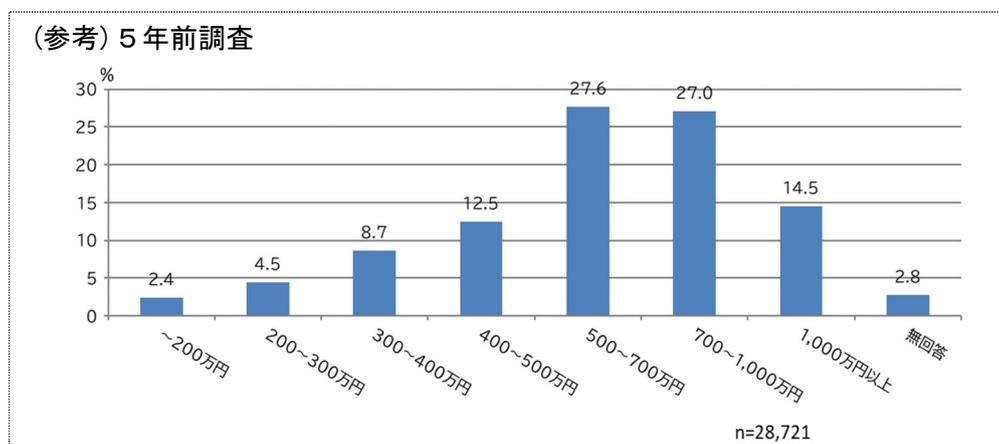
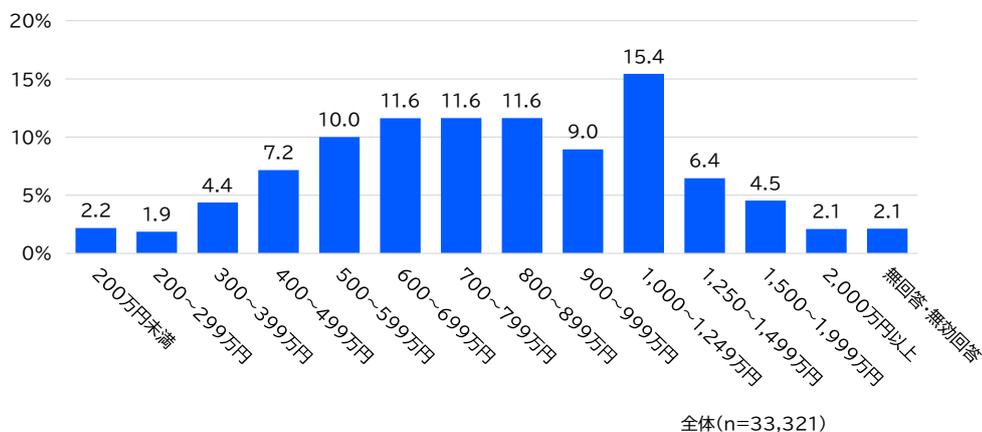
【問4】アンケートにお答えいただく方を伺います。



(ウ) 年間収入

「1,000～1,249万円」が15.4%と最も多く、「600～699万円」「700～799万円」「800～899万円」が11.6%。

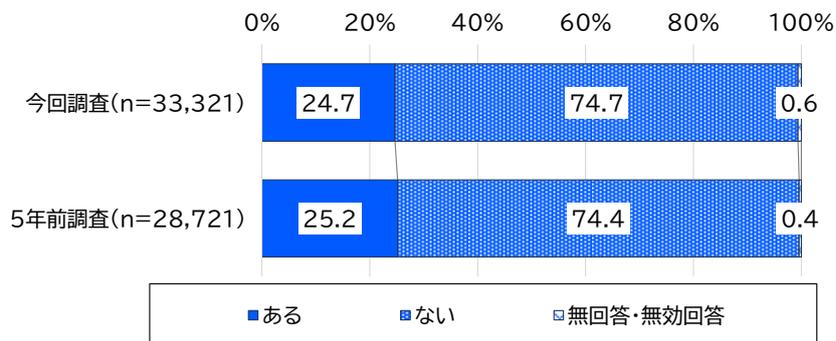
【問7】令和4年1年間の世帯全体の年間収入（税・社会保険料等控除前）を伺います。



(エ) 赤ちゃんの世話の経験

「ない」が74.7%、「ある」が24.7%。

【問8】はじめてのお子さんが生まれる前に、赤ちゃんのお世話をしたことがありますか。

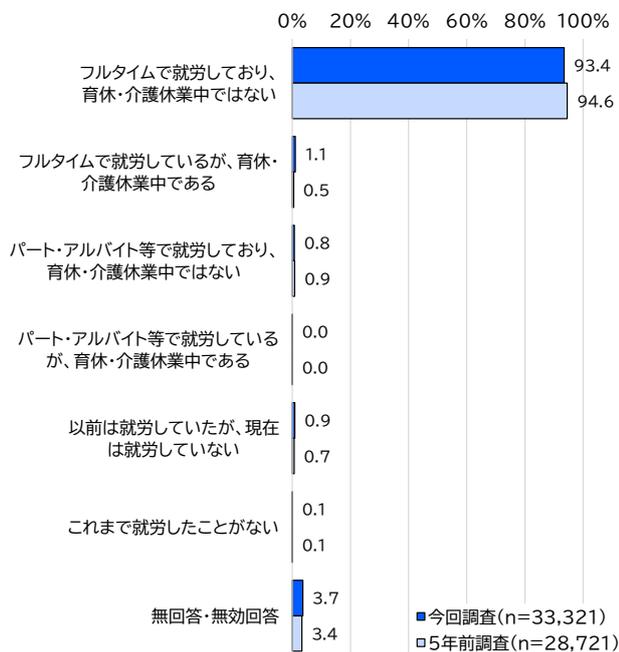


イ 保護者の就労状況

(ア) 父親の就労状況

「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が93.4%と最も多い。

【問9】父親の就労状況（自営業及びその家族従事者を含む）を伺います。

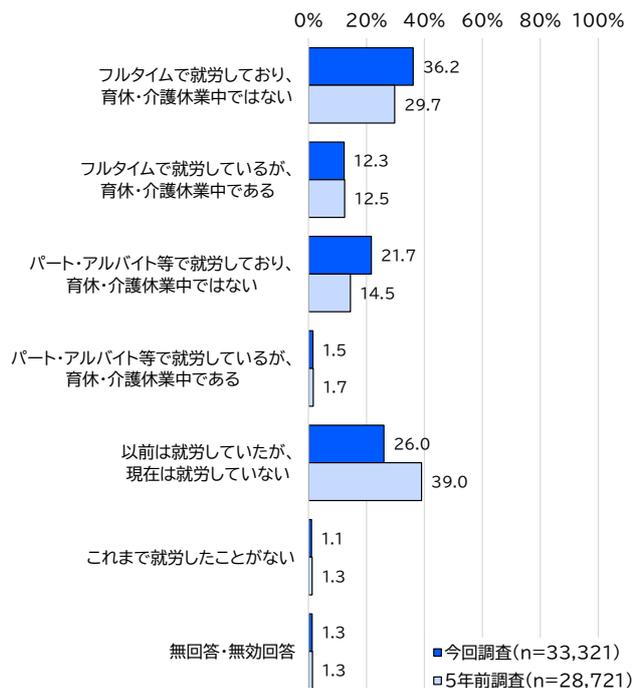


(イ) 母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が36.2%と最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が21.7%。

5年前と比較すると、フルタイムやパート・アルバイト等で就労している母親が増加。

【問10】母親の就労状況（自営業及びその家族従事者を含む）を伺います。



ウ 子どもの発達、障害の状況

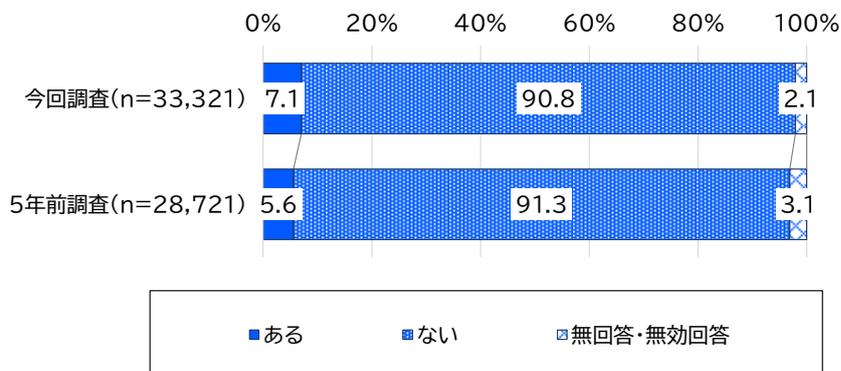
(ア) 発達や障害に関する医師の診断

「ない」が90.8%、「ある」が7.1%。

「ある」回答した診断内容は、「発達障害」が68.1%と最も多く、「知的障害」が29.9%、「身体障害」が19.7%。

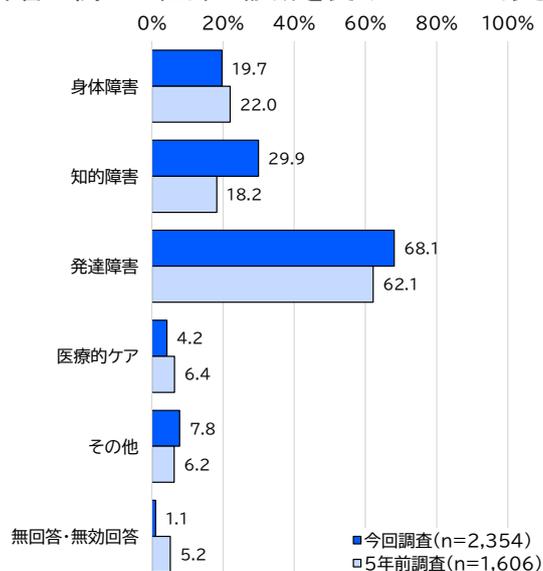
5年前と比較すると、診断がある方のうち、「知的障害」、「発達障害」の診断を受けた方が増加。

【問 12】これまでお子さんの発達や障害に関して、何らかの医師の診断を受けたことはありますか。



【問 12-1】それはどんな診断ですか。(複数回答)

※発達や障害に関して医師の診断を受けたことがある場合のみ回答

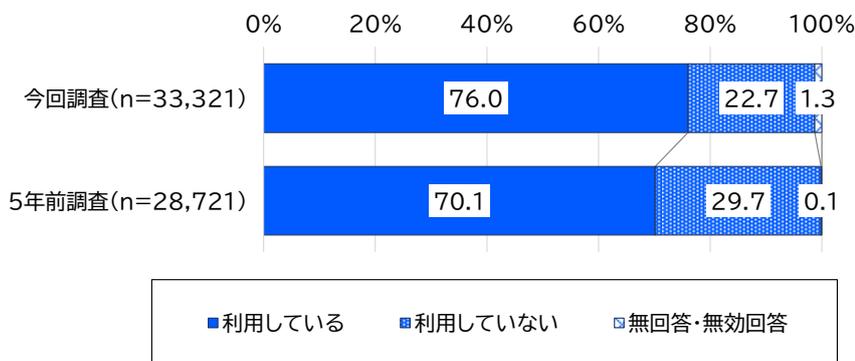


エ 子どもの日中の定期的な教育・保育事業の利用

(ア) 定期的な教育・保育の利用状況

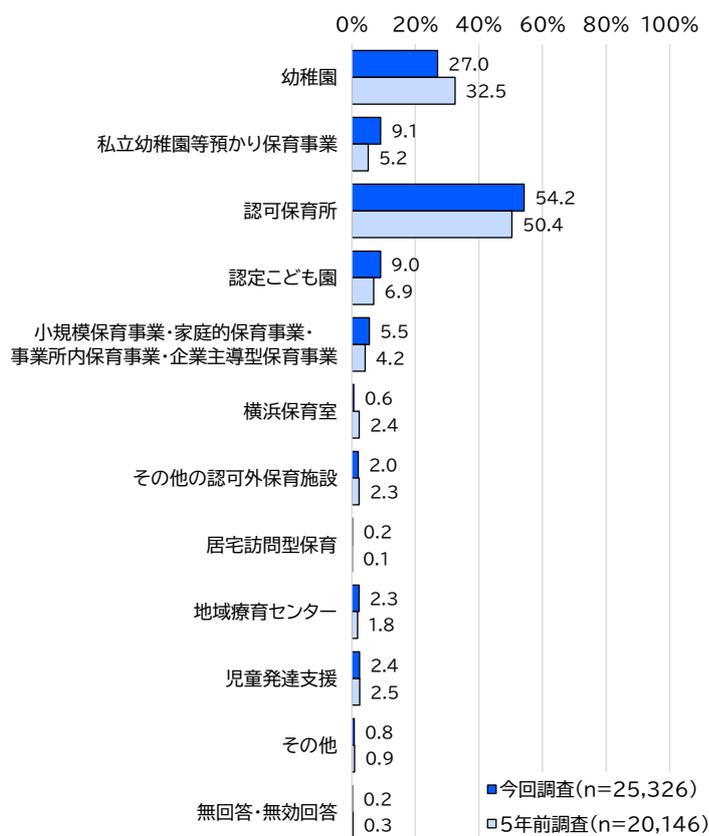
「利用している」が76.0%、「利用していない」が22.7%。
 利用している事業は、「認可保育所」が54.2%と最も多く、「幼稚園」が27.0%、「私立幼稚園等
 預かり保育事業」が9.1%。

【問13】あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「日中の定期的な教育・保育の事業」を利用していますか。



【問13-1】年間を通じて「定期的に」利用している教育・保育の事業をお答えください。(複数回答)

※現在、「日中の定期的な教育・保育の事業」を利用している場合のみ回答

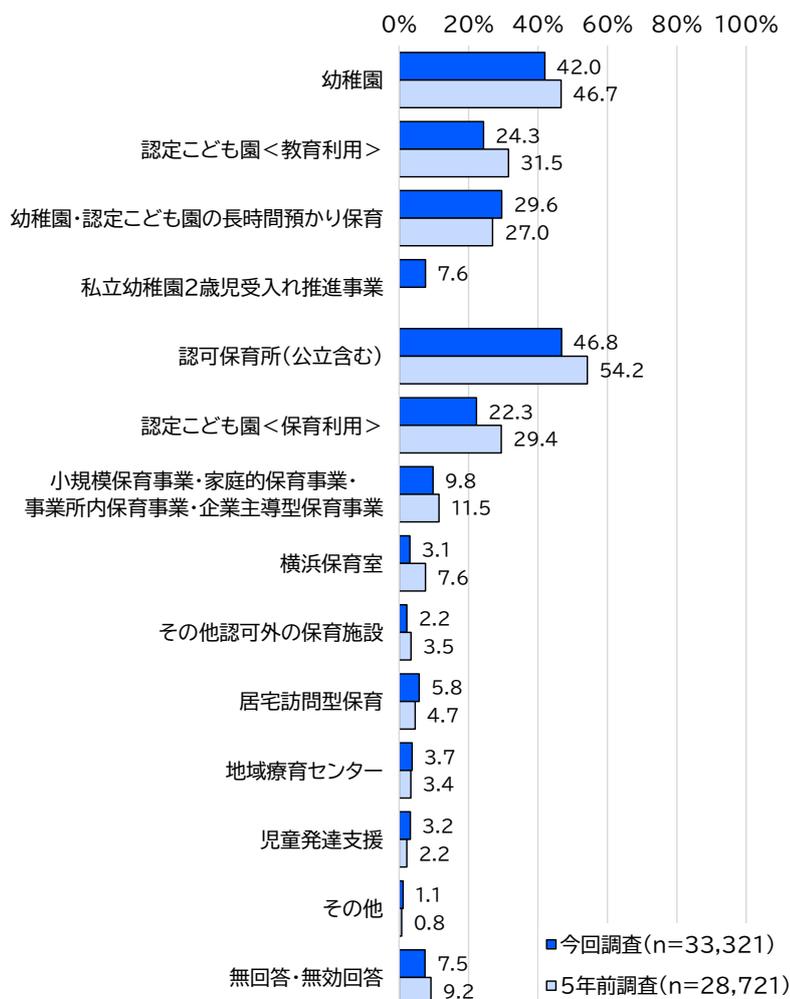


(イ) 利用したい「日中の定期的な教育・保育の事業」

「認可保育所（公立含む）」が46.8%と最も多く、「幼稚園」が42.0%、「幼稚園・認定こども園の長時間預かり保育」が29.6%。

属性別にみると、0歳児では「認可保育所」「認定こども園<保育利用>」「小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業」が高い。

【問 14】 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの「日中の定期的な教育・保育の事業」で利用したいと考える事業をお答えください。（複数回答）



利用したい「日中の定期的な教育・保育の事業」－属性別

	n=	事業名															
		幼稚園	認定こども園<教育利用>	幼稚園・認定こども園の長時間預かり保育	私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	認可保育所	認定こども園<保育利用>	小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業	企業主導型保育事業	横浜保育室	その他認可外の保育施設	居宅訪問型保育	地域療育センター	児童発達支援	その他	無回答・無効回答	
あて名の子どもの年齢	0歳	5,793	38.7	26.9	27.6	12.9	68.0	38.4	20.4	10.8	7.4	4.5	7.2	1.8	1.2	0.8	4.2
	1歳	5,341	41.1	28.6	29.2	13.6	54.2	28.3	9.2	6.8	3.6	2.8	7.1	1.7	1.2	1.3	6.6
	2歳	5,412	42.5	24.8	29.0	7.1	46.2	21.3	5.2	4.7	2.6	1.8	5.9	3.1	2.3	1.0	7.3
	3歳	5,648	42.5	22.4	31.0	4.4	39.6	16.5	2.8	3.8	1.8	1.5	6.3	5.1	4.2	1.2	8.6
	4歳	5,388	42.4	21.5	30.8	3.6	37.3	14.6	2.4	3.4	1.4	1.6	4.2	6.2	5.8	1.4	8.8
	5,514	44.6	21.6	29.8	3.8	35.0	14.3	2.3	3.1	1.6	1.3	4.1	4.6	4.8	1.1	9.6	

※網がけは全体よりも10ポイント以上大きい値を示す。

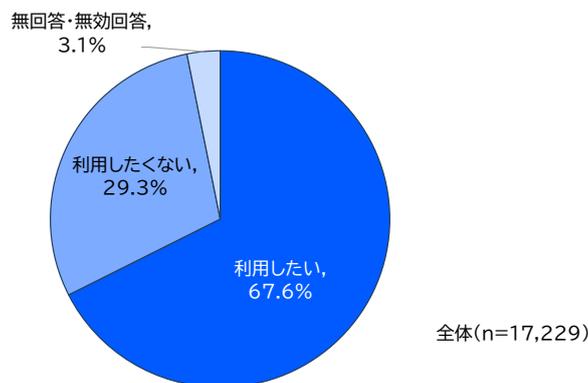
オ 不定期の預かりや宿泊を伴う預かり等の利用

(ア) 幼稚園・認定こども園の在園児対象の一時預かり

「利用したい」が67.6%、「利用したくない」が29.3%。

【問15】幼稚園・認定こども園では、在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなど、理由を問わず利用できる一時預かり保育を実施している場合がありますが、利用したいですか。

※問14で、幼稚園、認定こども園<教育利用>を定期的に利用したいと考える方のみ回答



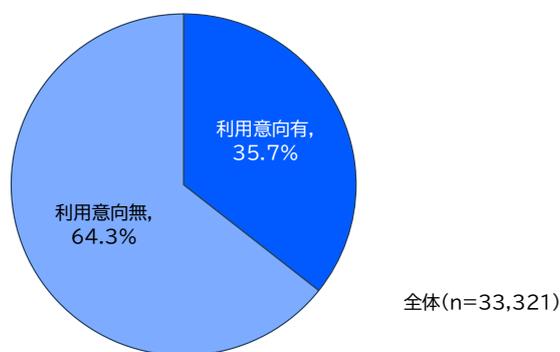
(イ) 不定期の預かりや宿泊を伴う一時預かり

「利用意向無」が64.3%、「利用意向有」が35.7%。

【問16(1)】不定期の預かりや宿泊を伴う一時預かり等を利用したい日数について伺います。

あて名のお子さんについて、これからの1年間の見込みについて回答してください。

(数値回答)



※不定期の預かりや宿泊を伴う一時預かり等を利用したい日数として、「0日」と回答した方または無回答の方を「利用意向無」、それ以外の方を「利用意向有」として集計。

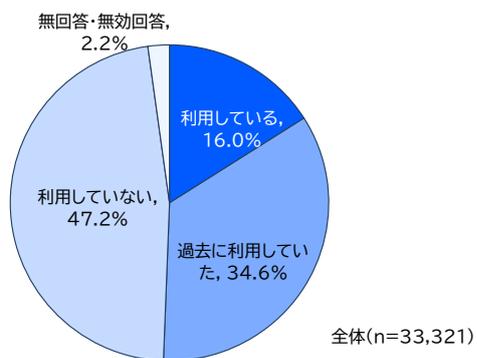
カ 地域における子育て支援等

(ア) 親子の居場所の利用状況

「利用していない」が47.2%と最も多く、「過去に利用していた」が34.6%、「利用している」が16.0%。

属性別にみると、子どもの年齢が低い方や定期的な教育・保育を「利用していない」方で、親子の居場所を「利用している」方が多い。

【問 19(1)】親子の居場所を利用していますか。



「親子の居場所の利用有無」－属性別

		n=	利用している	過去に利用していた	利用していない	無回答・無効回答
あて名の子どもの年齢	0歳	5,793	39.0	17.1	42.0	1.8
	1歳	5,341	24.8	31.5	41.3	2.4
	2歳	5,412	16.9	35.5	45.6	2.0
	3歳	5,648	7.0	39.7	51.1	2.2
	4歳	5,388	4.6	43.4	49.9	2.0
	5歳	5,514	2.8	41.3	53.6	2.3
定期的な教育・保育	利用している	25,326	7.5	41.3	49.8	1.5
	利用していない	7,573	45.3	13.7	40.1	1.0

※網がけは全体よりも10ポイント以上大きい値を示す。

キ 妊娠・出産・子育て全般

(ア) 子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなること

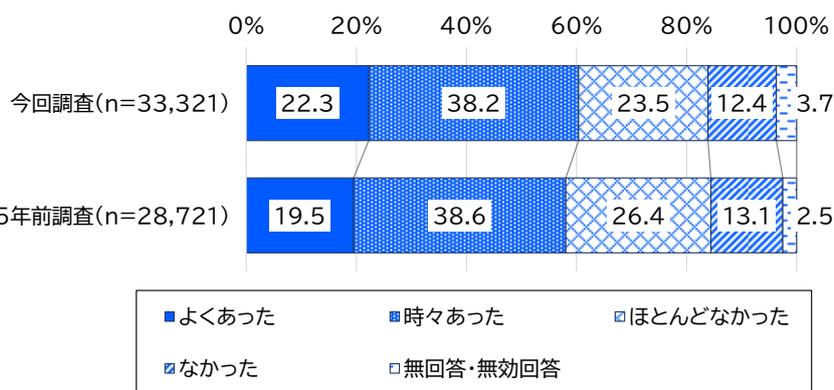
妊娠中では、「時々あった」が38.2%と最も多く、「ほとんどなかった」が23.5%、「よくあった」が22.3%。

出産後、半年くらいの間では、「よくあった」が36.5%と最も多く、「時々あった」が35.8%、「ほとんどなかった」が15.7%。

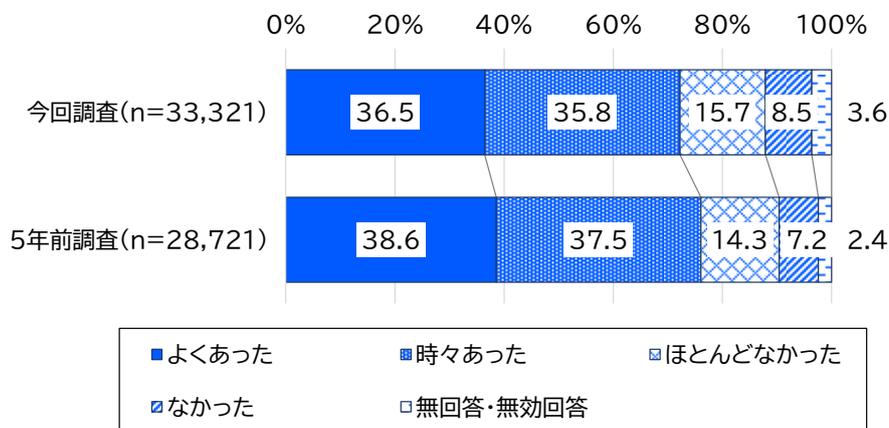
現在は、「時々あった」が43.6%と最も多く、「ほとんどなかった」が26.1%、「よくあった」が14.7%。

【問 30】 妊娠中から現在までで、子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなることはありませんか。

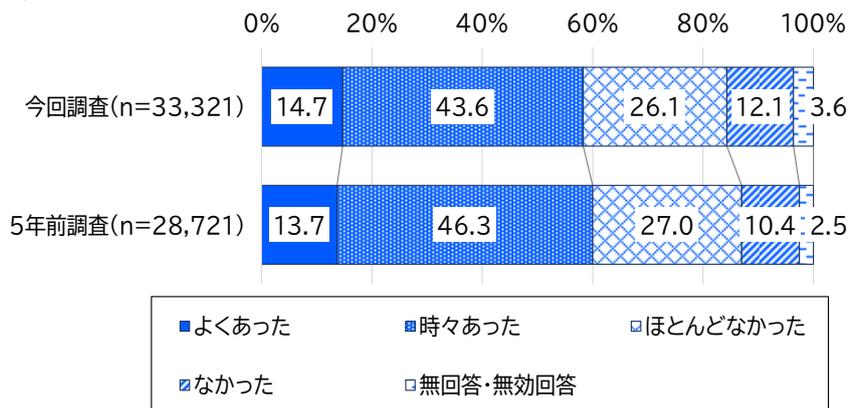
<妊娠中>



<出産後、半年くらいの間>



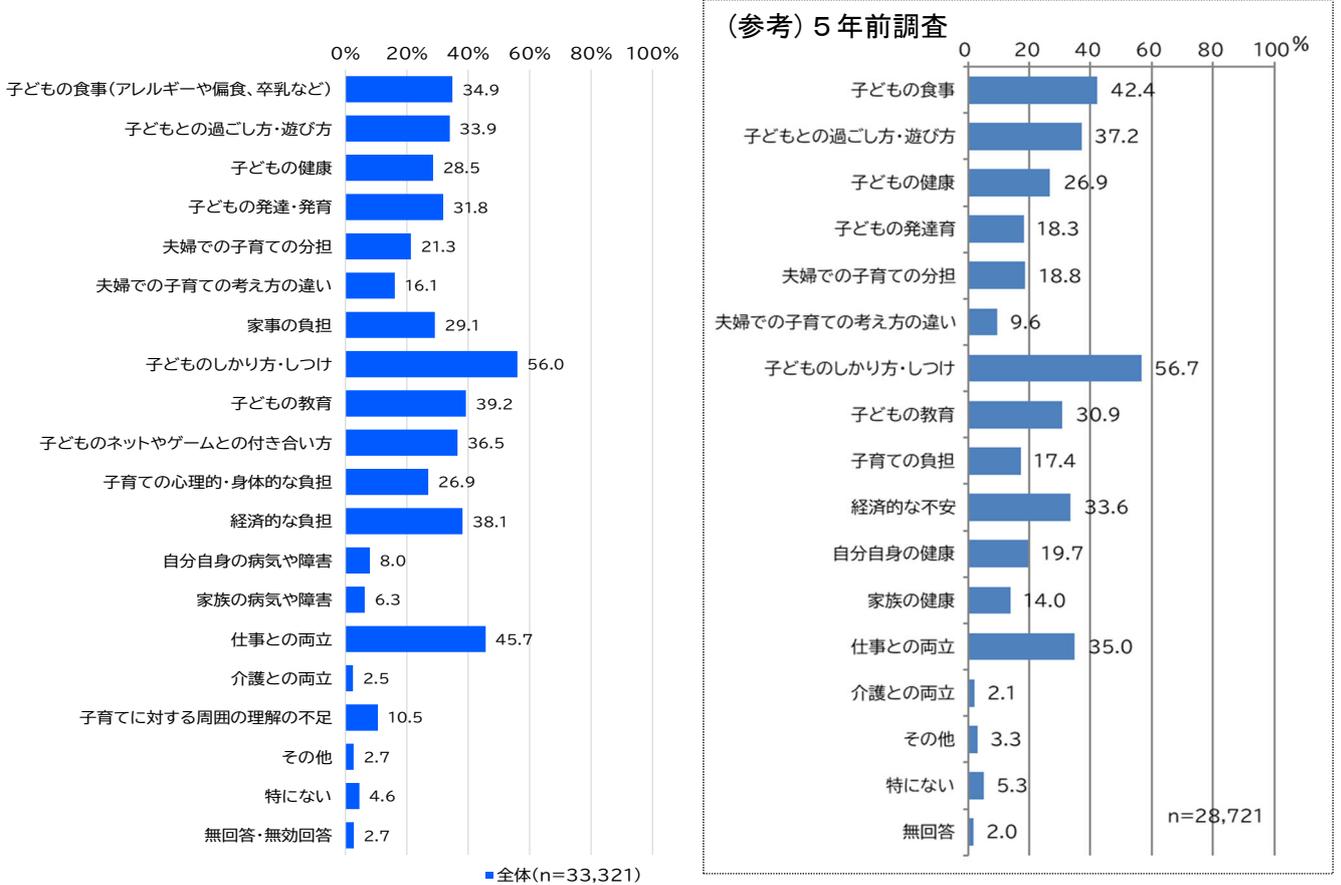
<現在>



(イ) 子育てをしていて感じている困りごと

「子どものしかり方・しつけ」が 56.0%と最も多く、「仕事との両立」が 45.7%、「子どもの教育」が 39.2%。

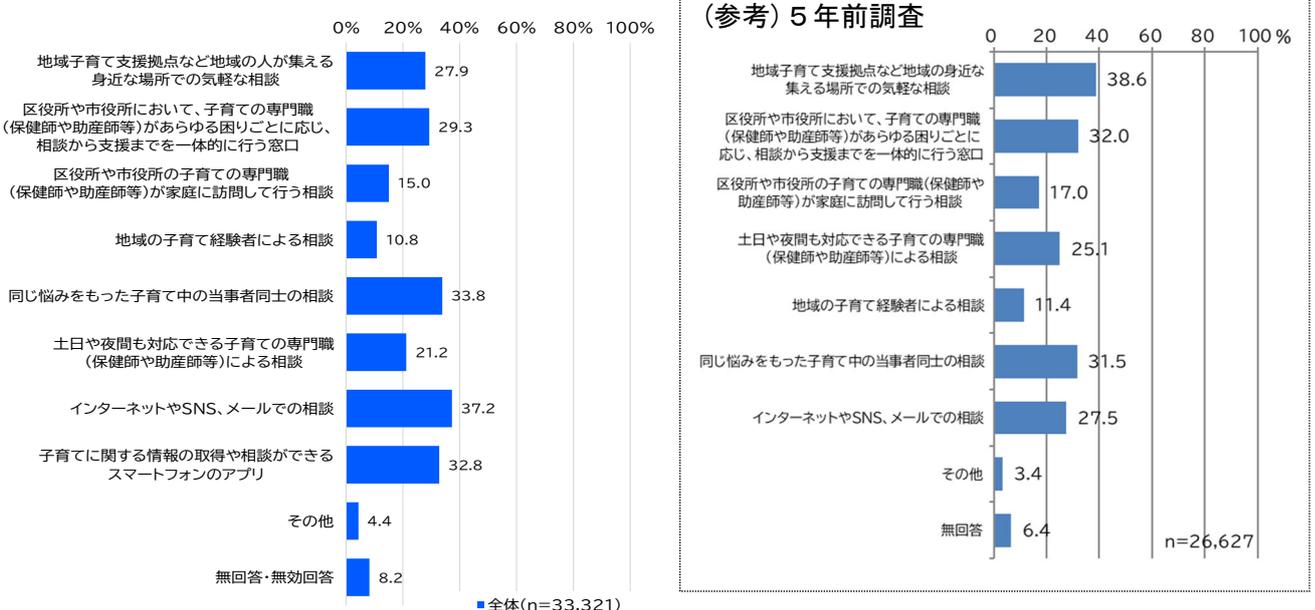
【問 31】 現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。(複数回答)



(ウ) どのような相談先があれば相談しやすいか

「インターネットや SNS、メールでの相談」が 37.2%と最も多く、「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が 33.8%、「子育てに関する情報の取得や相談ができるスマートフォンのアプリ」が 32.8%。

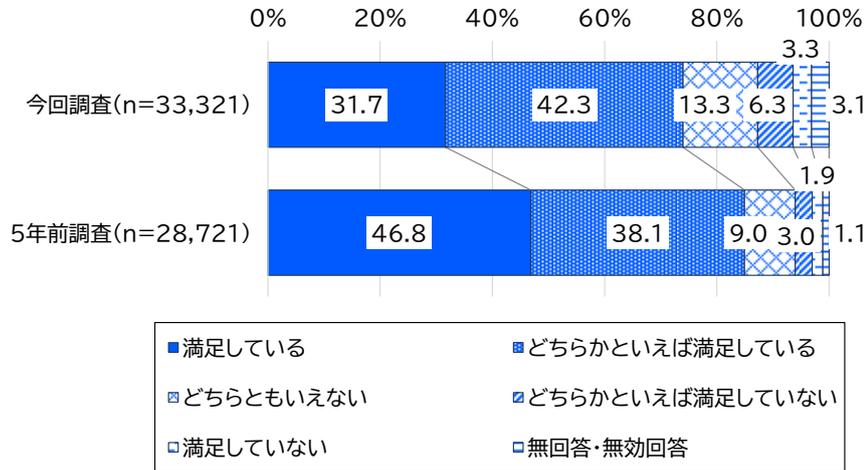
【問 32】 子育てに関する困りごとに具体的に対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。(複数回答)



(イ) 現在の生活の満足度

「どちらかといえば満足している」が42.3%と最も多く、「満足している」が31.7%、「どちらともいえない」が13.3%。
5年前と比較して、「満足している」または「どちらかといえば満足している」と回答した方が減少。

【問43】子どもを育てている現在の生活に満足していますか。



(ロ) 子育て支援の充実に向けて行政に望むこと

「出産費用や保育・教育費などの子育て費用の助成」が60.0%と最も多く、「子どもの遊び場・居場所の充実」が33.1%、「子どもを一時的に預けられるサービスの充実」が28.8%。

【問45】今後、子育て支援の充実に向けて、行政にどのようなことを望みますか。

(3つまで複数回答)



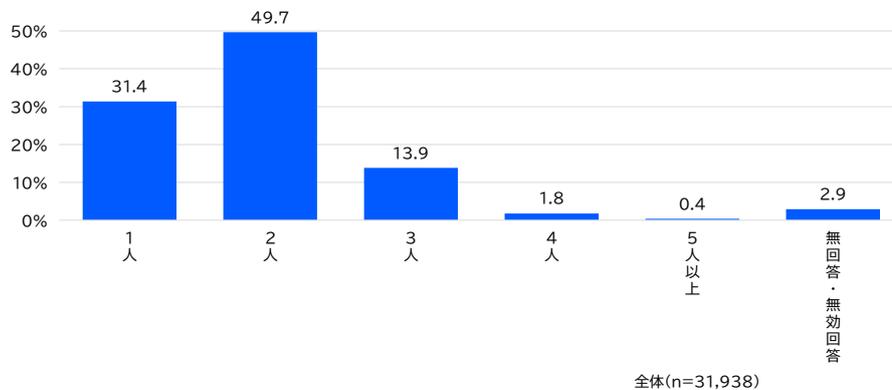
(2) 小学生調査

ア 子どもと家族の状況

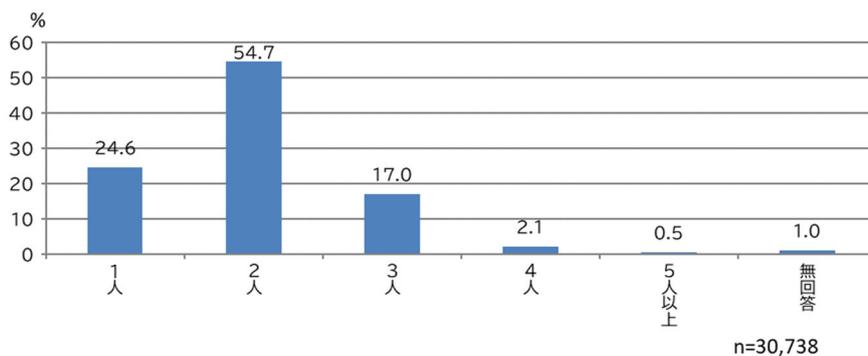
(ア) 子どもの人数

「2人」が49.7%、「1人」が31.4%、「3人」が13.9%。

【問3】あて名のお子さんを含めたお子さんの人数を伺います(令和5年4月2日時点)



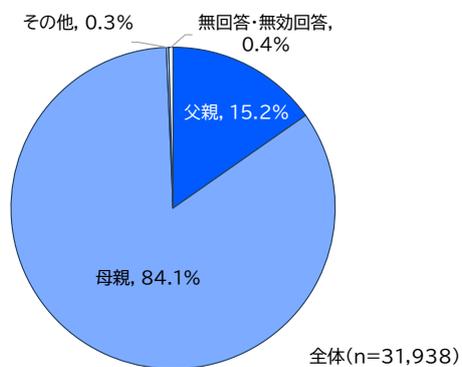
(参考) 5年前調査



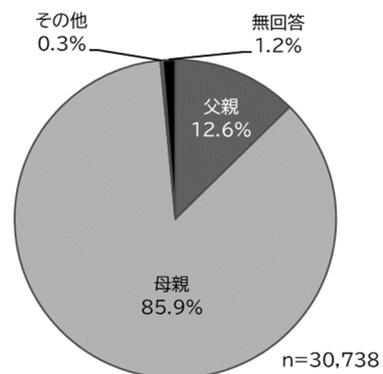
(イ) アンケート回答者

「母親」が84.1%、「父親」が15.2%、「その他」が0.3%

【問4】アンケートにお答えいただく方を伺います。



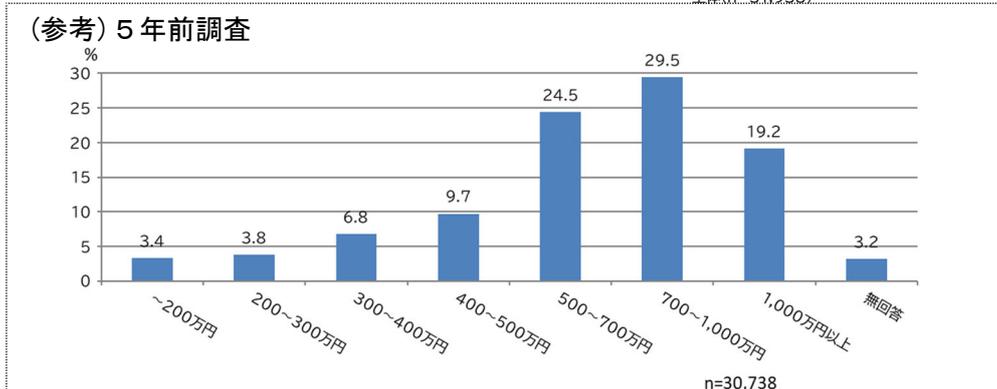
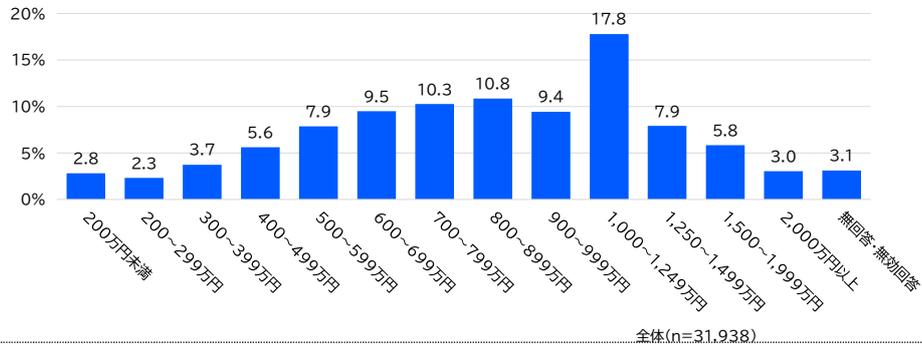
(参考) 5年前調査



(ウ) 年間収入

「1,000～1,249万円」が17.8%と最も多く、「800～899万円」が10.8%、「700～799万円」が10.3%。

【問7】令和4年1年間の世帯全体の年間収入（税・社会保険料等控除前）を伺います。

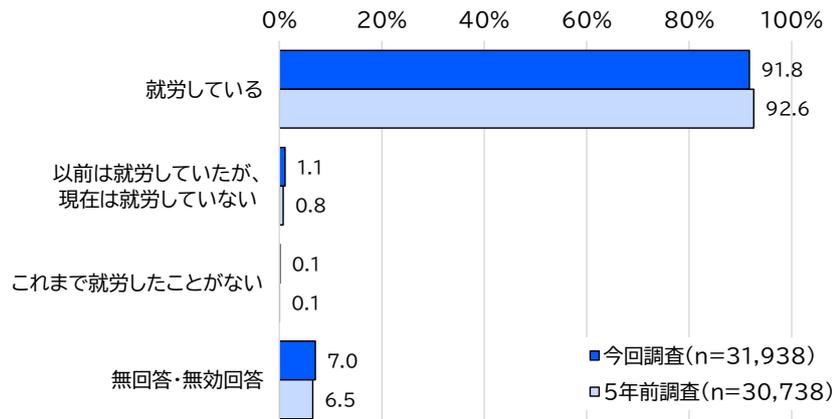


イ 保護者の就労状況

(ア) 父親の就労状況

「就労している」が91.8%と最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1.1%、「これまで就労したことがない」が0.1%。

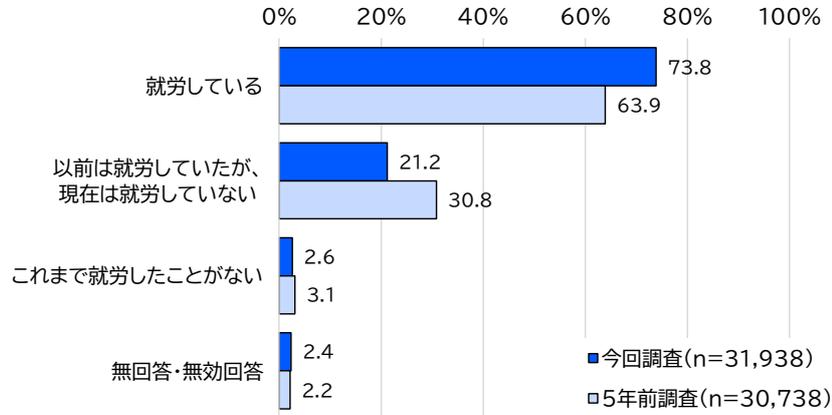
【問8】父親の就労状況（自営業及びその家族従事者を含む）を伺います。



(イ) 母親の就労状況

「就労している」が73.8%と最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.2%、「これまで就労したことがない」が2.6%。
5年前と比較して「就労している」が増加。

【問9】母親の就労状況（自営業及びその家族従事者を含む）を伺います。

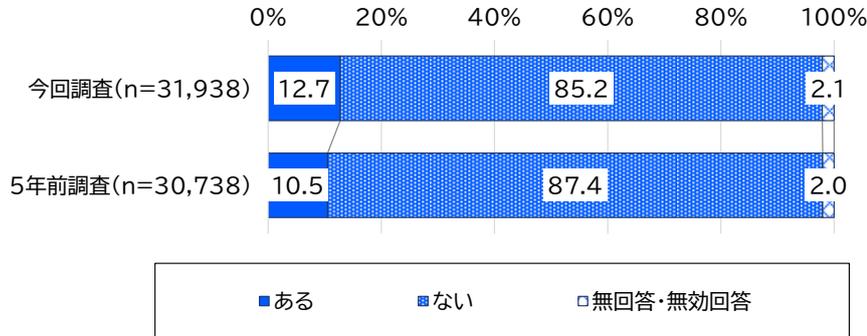


ウ 子どもの発達、障害の状況

(ア) 発達や障害に関する医師の診断

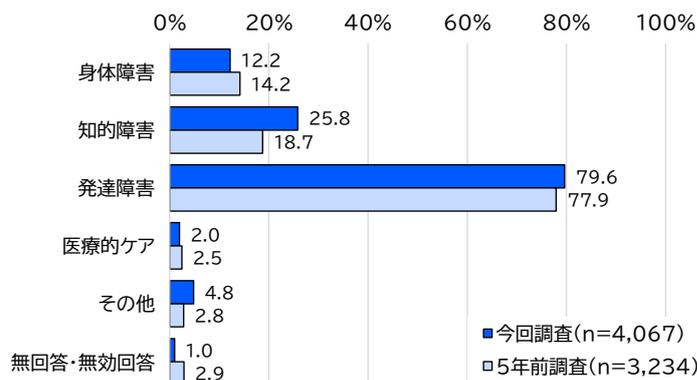
「ない」が85.2%、「ある」が12.7%。
診断内容は、「発達障害」が79.6%と最も多く、「知的障害」が25.8%、「身体障害」が12.2%。
5年前と比較すると、診断がある方のうち、「知的障害」の診断を受けた方が増加。

【問11】これまでお子さんの発達や障害に関して、何らかの医師の診断を受けたことはありますか。



【問11-1】それはどんな診断ですか。（複数回答）

※発達や障害に関して医師の診断を受けたことがある場合のみ回答



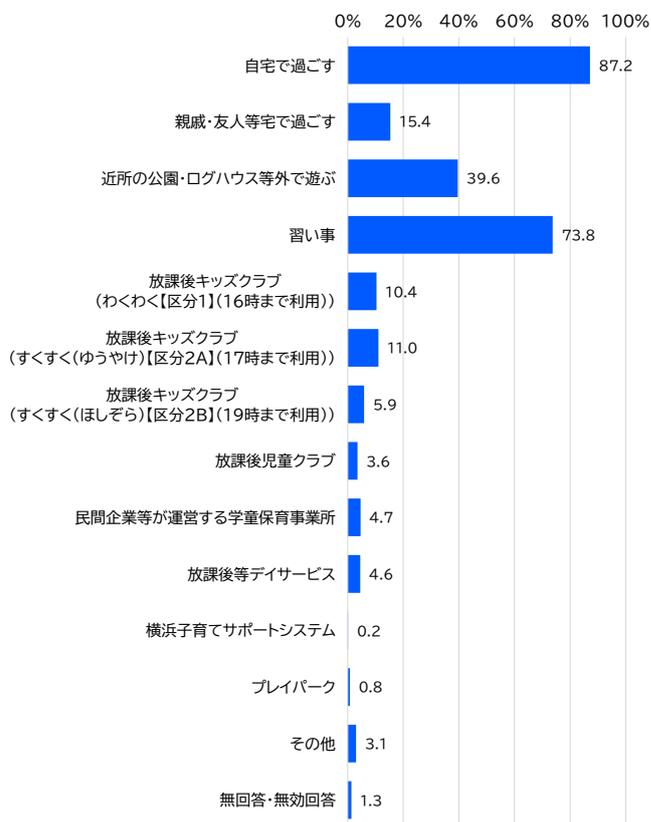
エ 子どもの放課後の過ごし方

(ア) 通常期（学校の長期休業中を除く）の放課後の過ごし方

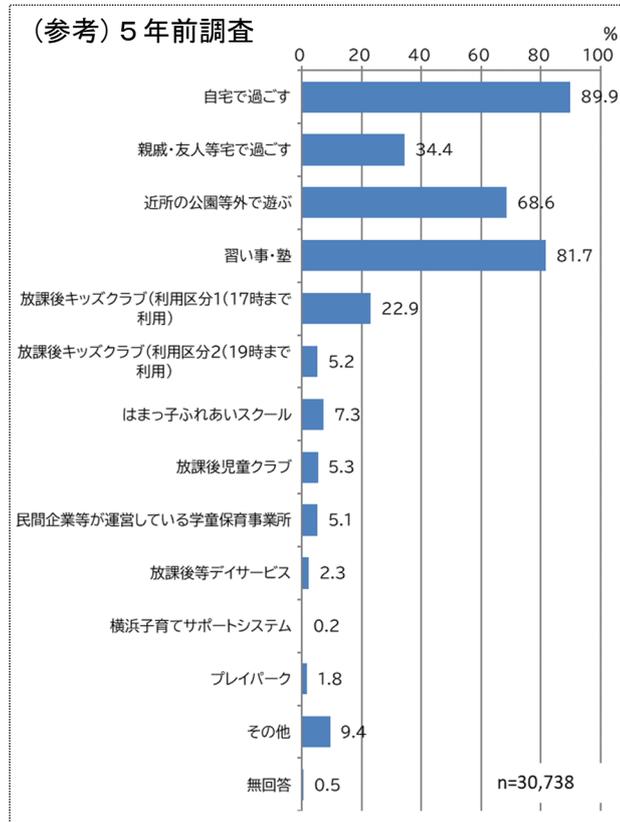
「自宅で過ごす」が 87.2%と最も多く、「習い事」が 73.8%、「近所の公園・ログハウス等外で遊ぶ」が 39.6%。

【問 12】 通常期（学校の長期休業中を除く）の月～日曜日の放課後等の時間（土曜日・日曜日は一日中）を過ごしている場所（事業を利用しているか）をお答えください。

（複数回答）



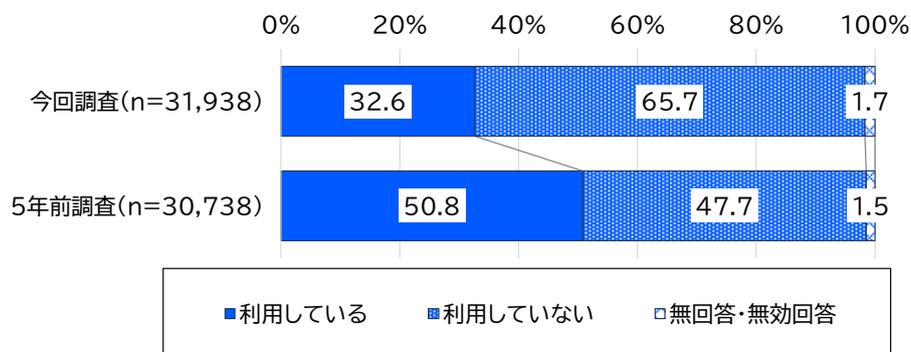
■全体(n=31,938)



(イ) 「放課後キッズクラブ」の利用状況

「利用していない」が65.7%、「利用している」が32.6%。
 5年前と比較すると、「利用している」が20ポイント程度減少。
 属性別にみると、子どもの年齢が低い方で「利用している」が多い。

【問 14】 あて名のお子さんの通う小学校区域にある「放課後キッズクラブ」を利用していますか。



「放課後キッズクラブ」の利用有無－属性別

		n=	利用している	利用していない	無回答・無効回答
あて名の子どもの年齢	1年生	5,621	65.8	32.5	1.7
	2年生	5,373	54.5	43.8	1.7
	3年生	5,268	40.2	57.9	1.9
	4年生	5,452	19.1	79.3	1.5
	5年生	5,092	8.2	90.2	1.7
	6年生	4,985	3.3	95.1	1.6

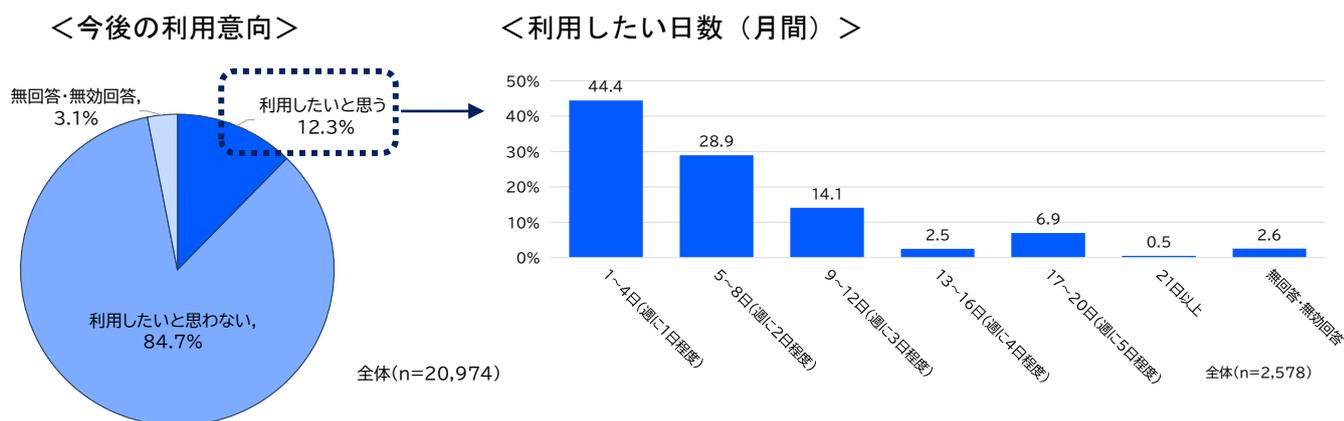
※網がけは全体よりも10ポイント以上大きい値を示す。

(ウ) 「放課後キッズクラブ」の今後の利用意向

「利用したいと思わない」が84.7%、「利用したいと思う」が12.3%
 利用したい日数（月間）は、「1～4日（週に1日程度）」が44.4%、「5～8日（週に2日程度）」が28.9%、「9～12日（週に3日程度）」が14.1%。
 属性別にみると、子どもの年齢が低い方で「利用したいと思う」が多い。

【問 14-1】 今後、利用したいと思いますか。また利用したい場合はその頻度をお答えください。

※「放課後キッズクラブ」を利用していない方のみ回答



「放課後キッズクラブ」の今後の利用意向－属性別

		n=	利用したいと思う	利用したいと思わない	無回答・無効回答
あて名の子どもの年齢	1年生	1,828	33.4	62.8	3.8
	2年生	2,353	25.0	72.2	2.8
	3年生	3,052	17.4	79.1	3.5
	4年生	4,324	10.8	86.5	2.7
	5年生	4,592	5.0	92.5	2.5
	6年生	4,741	3.0	93.7	3.3

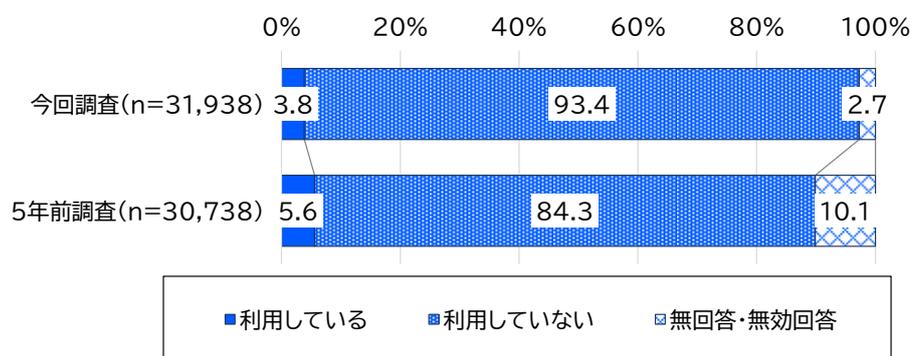
※網がけは全体よりも10ポイント以上大きい値を示す。

(イ) 「放課後児童クラブ」の利用状況

「利用していない」が93.4%、「利用している」が3.8%。

5年前と比較して、「利用していない」が増加。

【問16】放課後児童クラブを利用していますか。



「放課後児童クラブ」の利用有無一属性別

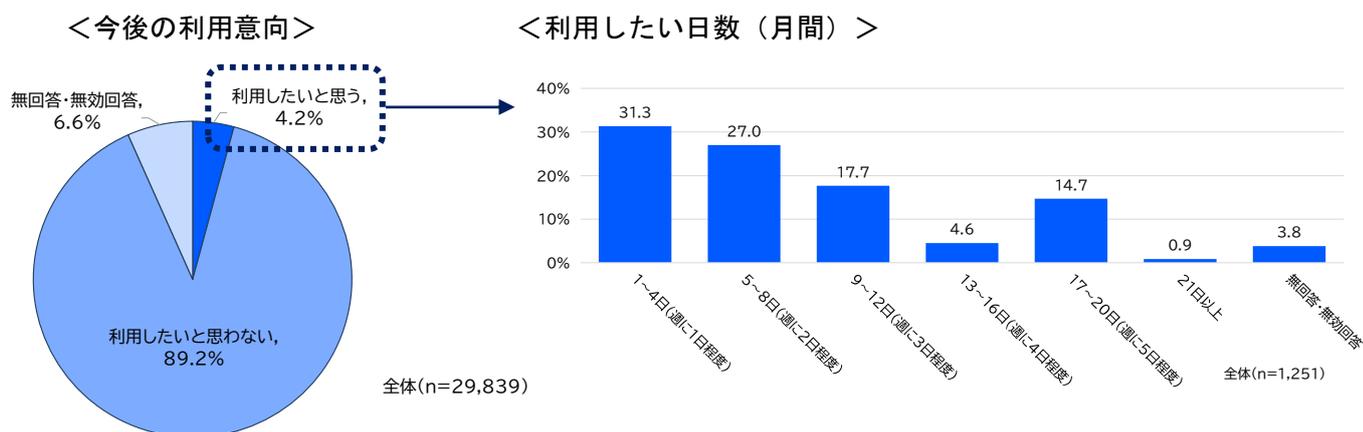
		n=	利用している	利用していない	無回答・無効回答
あて名の子どもの年齢	1年生	5,621	5.0	91.8	3.2
	2年生	5,373	5.7	91.2	3.2
	3年生	5,268	4.1	93.0	2.9
	4年生	5,452	3.3	94.1	2.5
	5年生	5,092	2.9	95.1	2.0
	6年生	4,985	1.8	95.9	2.3

(オ) 「放課後児童クラブ」の今後の利用意向

「利用したいと思わない」が89.2%、「利用したいと思う」が4.2%。
 利用したい日数（月間）は、「1～4日（週に1日程度）」が31.3%、「5～8日（週に2日程度）」が27.0%、「9～12日（週に3日程度）」が17.7%。
 属性別にみると、子どもの年齢が低い方で「利用したいと思う」が多い。

【問 16-1】 今後、利用したいと思いますか。また利用したい場合はその頻度をお答えください。

※放課後児童クラブを「利用していない」方のみ回答



「放課後児童クラブ」の今後の利用意向－属性別

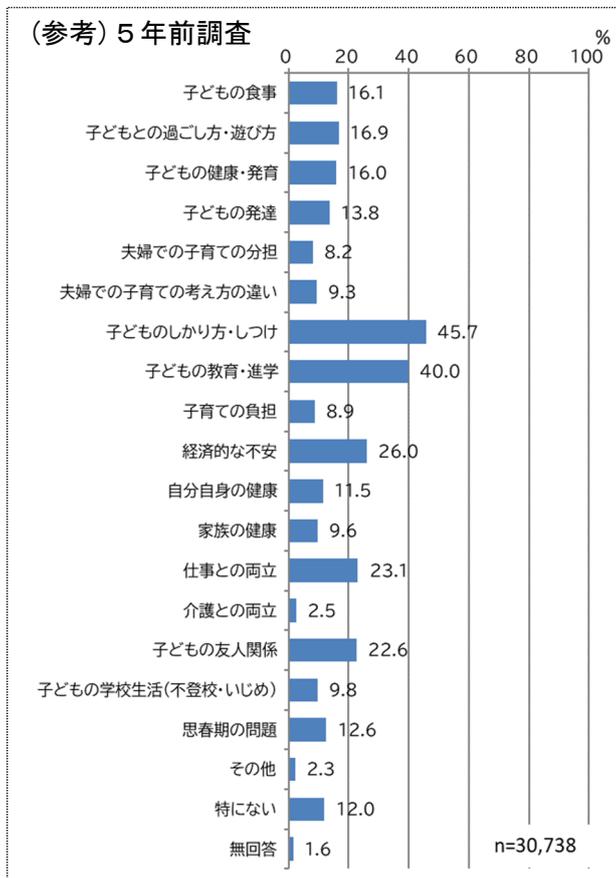
		n=	利用したいと思う	利用したいと思わない	無回答・無効回答
あて名の子どもの年齢	1年生	5,161	7.0	85.6	7.5
	2年生	4,899	5.7	88.3	6.1
	3年生	4,898	4.4	88.4	7.2
	4年生	5,133	3.5	90.1	6.4
	5年生	4,843	2.6	91.5	5.9
	6年生	4,780	1.7	91.7	6.6

オ 子育て全般

(ア) 子育てをしていて感じている困りごと

「子どもの教育・進学」が 50.8%と最も多く、「子どものネットやゲームとの付き合い方」が 44.1%、「子どものしかり方・しつけ」が 38.2%。

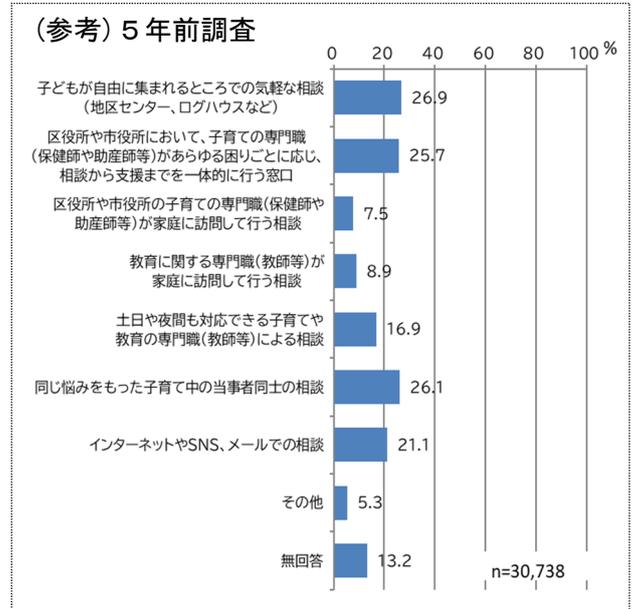
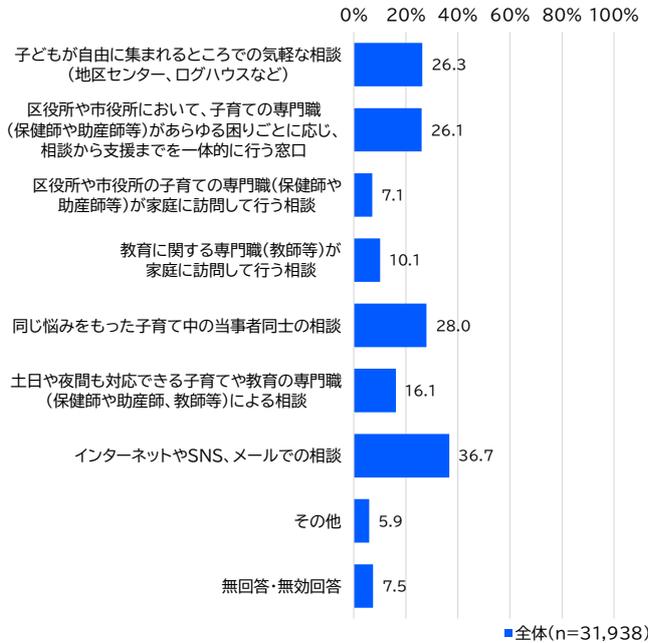
【問 27】 現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。(複数回答)



(イ) どのような相談先があれば相談しやすいか

「インターネットや SNS、メールでの相談」が 36.7%と最も多く、「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が 28.0%、「子どもが自由に集まれるところでの気軽な相談（地区センター、ログハウスなど）」が 26.3%。

【問 28】 子育てに関する困りごとに具体的に対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。（複数回答）

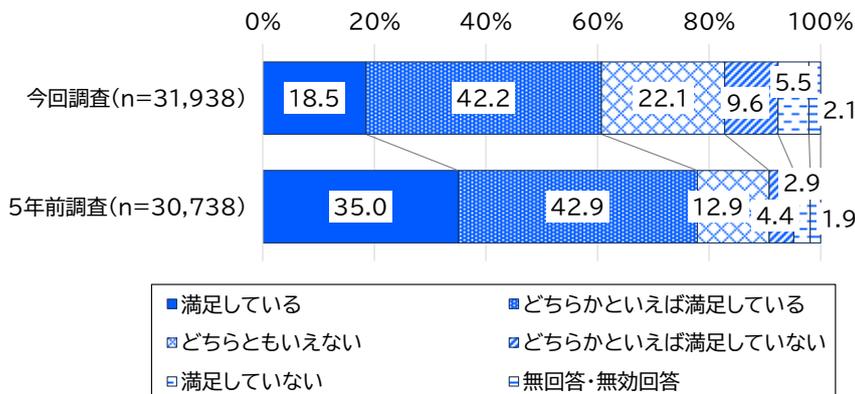


(ウ) 現在の生活の満足度

「どちらかといえば満足している」が 42.2%と最も多く、「どちらともいえない」が 22.1%、「満足している」が 18.5%。

5年前と比較して、「満足している」または「どちらかといえば満足している」と回答した方が減少。

【問 38】 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。

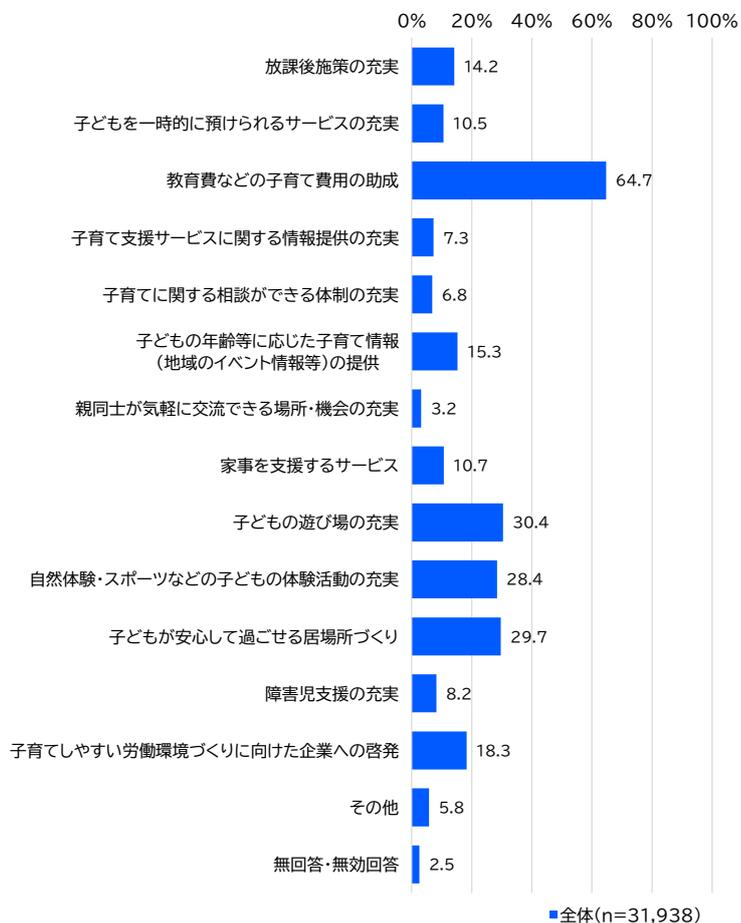


(I) 子育て支援の充実に向けて行政に望むこと

「教育費などの子育て費用の助成」が64.7%と最も多く、「子どもの遊び場の充実」が30.4%、「子どもが安心して過ごせる居場所づくり」が29.7%。

【問 39】 今後、子育て支援の充実に向けて、行政にどのようなことを望みますか。

(3つまで複数回答)



カ 小学4年生以上の子ども本人への質問

(ア) あったらしいなと思う場所

「建物の中で、思いきり遊べる場所」が66.5%と最も多く、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思いきりできる場所」が49.3%。

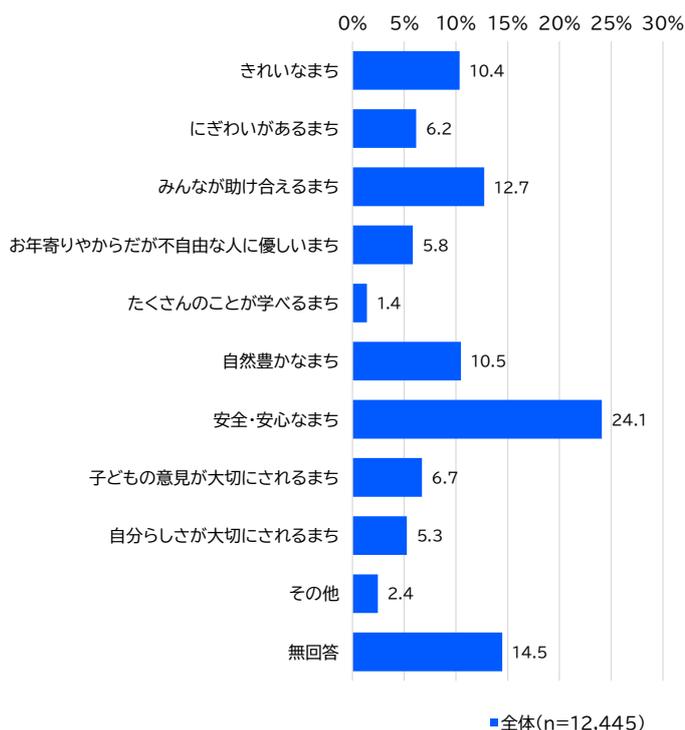
【問2】あなたが、こんな場所があったらいいなと思う場所を教えてください。(複数回答)



(イ) 横浜市がどのようなまちになってほしいと思うか

「安全・安心なまち」が24.1%と最も多く、「みんなが助け合えるまち」が12.7%、「自然豊かなまち」が10.5%。

【問3】あなたは、横浜市がどのようなまちになってほしいと思いますか。



令和5年度実施 グループトーク 「みんなで話そう、つながろう！横浜での子育て」開催報告

1 目的

次期（第3期）「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（令和7～11年度）の策定に向けて、子育てしていて困ったこと、嬉しいこと、わかってほしいこと、あったらいいななど、子育ての本音を話しあい、お話を聞かせていただいて、次期計画の策定に生かすため、令和5年10月から12月に、市内全区で「グループトーク」を開催しました。

2 概要

(1) グループトークの内容

子育てに対する意見やコメントが書かれている「葉っぱ」のカードを見ていただき、グループトーク開始前に、共感するものや気になったものを3枚選んでもらい、自己紹介の際、選んだカードについても紹介してもらいました。

その後、横浜での子育てについて、以下3つのテーマごとに、個人ワークとグループワークを行い、話し合いました。

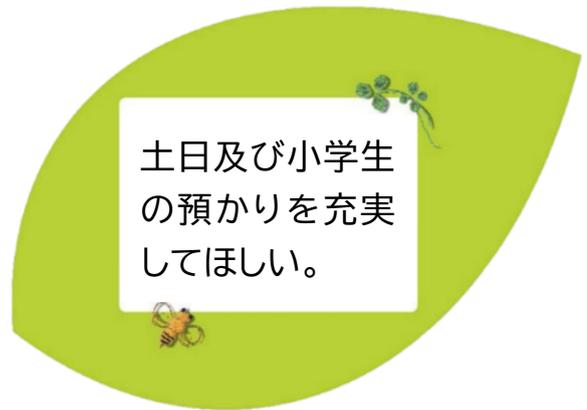
ア 個人ワーク：ふせんを使って、自身の思いや意見などを書き出す。

イ グループワーク：ふせんを模造紙に貼りながら、グループで共有し意見を出し合う。

【テーマ】①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること」

②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな」

③感想シェア



※カードの一例です

グループトークの進め方

これから3つのテーマについて話します。

- ① 子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること
- ② こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな
- ③ 感想シェア

グループ内での話の進め方



個人ワーク：5分

思いついたことをなるべくたくさんふせんに書き出します。



グループで共有：15分

ふせんを模造紙に貼りだしながら、グループで共有・意見を出し合います。

(2) 日時・会場・参加人数（開催順）

日時		開催区	会場	参加数
令和5年10月14日	土 10:00 ~ 12:00	南区	区役所1F多目的ホール	14人
令和5年10月14日	土 14:00 ~ 16:00	港北区	区役所1階 健診会場(予防接種室)	13人
令和5年10月21日	土 10:00 ~ 12:00	瀬谷区	区役所5階大会議室(A、B)	7人
令和5年10月22日	日 10:00 ~ 12:00	旭区	区役所新館2階大会議室	4人
令和5年10月28日	土 10:00 ~ 12:00	中区	区役所7階会議室(701・702・703)	4人
令和5年10月30日	月 10:00 ~ 12:00	栄区	区役所新館1階 健康相談室101・102	5人
令和5年11月1日	水 10:00 ~ 12:00	鶴見区	区役所1階予防接種室	13人
令和5年11月1日	水 10:00 ~ 12:00	西区	区役所3階会議室(3B)	8人
令和5年11月15日	水 10:00 ~ 12:00	泉区	区役所4階会議室(A、B、C)	10人
令和5年11月25日	土 10:00 ~ 12:00	都筑区	区役所1階多目的室	12人
令和5年11月26日	日 10:00 ~ 12:00	磯子区	区役所7階会議室(701・702)	9人
令和5年11月27日	月 10:00 ~ 12:00	港南区	区役所6階会議室 601・602	16人
令和5年11月27日	月 10:00 ~ 12:00	保土ヶ谷区	区役所3階会議室(301・302)	14人
令和5年11月29日	水 10:00 ~ 12:00	緑区	区役所4階会議室(A、B)	12人
令和5年11月30日	木 10:00 ~ 12:00	金沢区	区役所3階1号会議室	5人
令和5年12月2日	土 15:00 ~ 17:00	神奈川区	地域子育て支援拠点かなーちえ	23人
令和5年12月9日	土 14:00 ~ 16:00	戸塚区	区役所3階多目的スペース大A	14人
令和5年12月15日	金 10:00 ~ 12:00	青葉区	区役所4階401~403会議室	10人
合 計				193人

(3) 企画・運営

当事者の視点を踏まえて実施するため、市域で活動している子育て当事者グループ（ワイワイ会議）の皆様の御協力のもと、参加型のワークショップを行いました。

3 グループトークで出されたご意見について

(1) テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること」(総数 1,971 件)

＜カテゴリ＞		＜主な内容＞	
1	保育・預かりの場の提供	252	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預りがうまく使えない。 ・保育園に何才からでも入れる様にしてほしい。
2	育て方・しつけ・家庭教育	222	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもともっと一緒にいる時間が欲しい。 ・子育て正解がないので、これでいいのかな。
3	子どもの居場所	209	<ul style="list-style-type: none"> ・出産後の手続き全てオンライン化。 ・第二子になるとフォローがなくなる。
4	行政手続や公的支援に望むこと	208	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生の居場所がない。 ・公園が使えない日の子どもの居場所。
5	家族関係・自分の時間・妊活等	173	<ul style="list-style-type: none"> ・夫との連携に悩む。 ・ゆっくりごはん食べたい。
6	子育てにやさしいまち	143	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカー移動困難。 ・オムツ替え 男性トイレにも!!
7	働き方	138	<ul style="list-style-type: none"> ・家事、育児、仕事の両立はとても難しい。 ・在宅ワークだと保育園に入りにくい。
8	教育関係	132	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の給食は早く実現してほしい。 ・不登校の子どもが増えている。
9	地域・人とのつながり	121	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同士の良いつながりを持つことが難しい。 ・自治会に子ども会がない。
10	親の居場所	120	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども抜きで親だけが話せる場がほしい。 ・学齢期の親の居場所
11	子育ての相談先	108	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽にフラッと相談できる場所 ・不登校になった時の相談先
12	子育て情報	102	<ul style="list-style-type: none"> ・情報がまとまったサイトがあるといい。 ・小学校より先の情報がない
13	産前・産後のケア	33	<ul style="list-style-type: none"> ・知っておくべき情報は妊娠中に知りたい。 ・産後ケアを 1 年に伸ばしてほしい。
14	子どもの将来（進学・就職）	10	<ul style="list-style-type: none"> ・塾に行かないといけないう悩む。 ・発達障害の診断のある子の将来像が描けない。

(2) テーマ②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな。」(総数 1,533 件)

＜カテゴリ＞		＜主な内容＞	
1	子どもの居場所	207	<ul style="list-style-type: none"> • 子供の遊び場（特に室内）がもっとほしい。 • 気軽に利用できる居場所
2	行政手続や公的支援に望むこと	205	<ul style="list-style-type: none"> • 経済的支援の充実（保育料、手当など） • 移動手段の補助があればいい。
3	子育てにやさしいまち	163	<ul style="list-style-type: none"> • ベビーカーで安心して出かけやすい街。置き場も。 • 両親とも使える赤ちゃんコーナー
4	保育・預かりの場の提供	155	<ul style="list-style-type: none"> • 一時預かりの予約を取りやすくしてほしい • 病児保育利用簡略化
5	親の居場所	134	<ul style="list-style-type: none"> • ママパパ同士で話せる場。 • 子育て支援拠点を増やしてほしい。
6	子育て情報	120	<ul style="list-style-type: none"> • 自分から探さなくても、情報を得られると助かる。 • 情報が一か所に集まっていたほしい。
7	地域・人とのつながり	107	<ul style="list-style-type: none"> • 親も子どもも色々な人と関わる場を持ってほしい。 • 子どもが地域に働きかけられる活動の支援
8	教育関係	96	<ul style="list-style-type: none"> • P T Aを任意に。親以外のサポート活用。 • 小学校の 1 クラスをもっと少なくしてほしい。
9	子育ての相談先	91	<ul style="list-style-type: none"> • 小学生の子育てを相談できる場所がほしい。 • 相談の 1 つ前に話を聞いてくれるサポート
10	働き方	89	<ul style="list-style-type: none"> • 時短期間長くしてほしい。 • 非正規こそ子育て支援の拡充を。
11	育て方・しつけ・家庭教育	73	<ul style="list-style-type: none"> • 男性向けセミナーの充実、特に出生前 • 子供の性教育に力を入れてほしい。
12	家族関係・自分の時間・妊活等	61	<ul style="list-style-type: none"> • 夫婦のコミュニケーションとる余裕がほしい。 • ふるさと納税で財源流出しているのではないか
13	産前・産後のケア	29	<ul style="list-style-type: none"> • 第 2 子でも赤ちゃん教室に参加できるといい。 • 産後ケアを 4 ヶ月以上も使えるようにしてほしい
14	子どもの将来（進学・就職）	3	<ul style="list-style-type: none"> • 成長と共に障がい児は分けられる。一緒の学び。 • 障がい児が成長の中で地域にとけこめる様に。

0 50 100 150 200 250

(3) テーマ③ 「感想シェア」(総数 987 件)

テーマ①、②を話し合った後に、今日のグループトークで得た気づきや思いを振り返って共有していただきました。

<主な内容(要旨)>

○今は0才児の子育てばかりを「子育て」と思っていたけど長く続いていくもので先は長く困りごととはつきないとおもった

○これから小学生になったら支援がへるのか…休めると思ってたのに!

○生んだあと「大人と話したい」ニーズ高まる。

○高齢者と子連れの相性の悪さをどうする

○おせっかいおばちゃん続けようと思いました。

○放課後の子供の居場所がないと言う事も全然知らなかった。

○「子どもの居場所」長い期間、不安の種なので、解消して欲しい。

○月曜に休みの遊び場が多いので困ってる。

○場所を使うには人が必要だし大変なんだなと思った。

○中学生になると習い事や過ごす場の選択肢が減るのを初めて知った。

○地域での居場所・相談を求めている人が多そうと思った。

○地区センタープレイルーム小学生が遊べない。

○遊び場、居場所づくりへの要望が多いと感じた。

○学校に行きたくない日に行ってすごせる場所。第3の場所があるといい。

○公園でのボールあそびNGなのが衝撃だった。

○パパの居場所やつながり、学ぶ場についても、やっぱりみんな思ってるんだなあって思った

○ちょっと話せる ほっとできる ぼーっとできる みたいなことを求めている

○顔を見て話がしたいLINEじゃダメなんだ～

○親子にやさしい場所、イベントが(ふえる)あることで無関心の人にも気づきがあるといいな

○場がふえるというよりもどこでも場になるような関係性

○未就学児以上の世代の困り事が聞けて先へのばく然とした不安が具体的な心配になって見えてきた

○情報を得ることは、大変、労力があるとみんなが感じているんだなあ

○引越した人に優しくしてほしい!電話番号に市外局番を!

○施設の充実 スーパーでベビーカー置ける場所欲しい!カートに乗せたい

○交通手段が問題になってる。介護、車いすも共通!

○週末に子どもを預けたいと思ってる人は私だけじゃなかった。

○一時あずかりは昔(10年前)とちがって充実しているのだろうと思っていたら違った。

○預かりって大事!!親にとって子と離れることは子と親の心の平和につながる。

- オンライン化がすすんでいる今、いろんな申請がオンラインになるのはとてもよいと感じた。
 - 子育ての必要サービス(食事、交通)は高齢者の人のサービスと同じものが多い。
 - 子育てと高齢の支援で、共通するものは分けなくても良い。
 - 一時保育など母子手帳などの時にいっぺんに登録できるシステム
 - 共働きが増えた今、みんなでお金出し合って外注ってイイナ!
 - 皆、お金の支援が必要であると感じている
 - 夏休みシーズンの子供のご飯問題送迎問題は非常に共感した。
 - 子供を産もうとする時に一番悩む「経済的支援」てやはり大事
 - 多様すぎて、行政も大変だ!
 - 子育て中の交通手段支援をもっと具体的にかんがえてほしい
-
- 話すことって大切。こういう場あるといい
 - モヤモヤの理由が言語化された。
 - 日頃思ったことを共有できるのがうれしかった。
 - 子育て世代の悩みは共通しているのに、解決していることが少なくてびっくりした。
 - こんなに多く、ずっと長い間同じ悩みがあるのになぜ解決しないのか…。したとしても時間がかかり子育て終わりそう…。
 - 自分と同じことを思っている人が意外に多いことがわかった。ぜひ意見が反映されると良いなと思う。
 - こういうグループトークの機会をもっと作ってほしい。パブリックコメントだけだと出しづらい人が多いと思う。
 - 家事代行で週1回作りおきしてもらっている。補助あるといいな。
 - 家事代行の時間こどもにむきあうと決めた。
 - (プレパパ期や育児中も)パパへのフォローがもっとあるといいな・・・(家庭内だけではむずかしい 妻から言いにくい)←パパの吐き出すところがなさそう 育休中の孤独感をもうちょっと分かち合える場や仲間がいたらな。
 - ママは周りから色々見聞きすることがあるが、パパの見本は自分の父親しかいない。でも一世代前のパパなので、今の子育てのお手本にはならない。
 - 2018年の話し合いでは、保活と預かり親子の居場所がメインだったけど減ったのは声が届いた証拠でありがたいと思いました。

(4) 意見のまとめ

以下は、テーマ①、②の中での主な意見について、関連するものをまとめて整理したものです。

ア 産前・産後の支援に関すること

<育て方・しつけ>

- マタニティーの時期に子育て世代とかかわることがなく、出産後なぜこんなに寝ないか、全く分からずネットで検索した。もっと早く知りたい、聞きたい。
- 子が昼も夜も寝ないので親がしんどい
- 離乳食がなかなか進まない。食べないときなどがある。
- 注意の声かけが難しい

<子育ての相談先>

- 赤ちゃん訪問だけでなく後も定期的に来て欲しい
- 産後(ケア)支援は産じょく期が手厚いが外に出られるような、体力回復、気力の回復ができるような、託児つき講座があるとよい。

<子育て情報>

- 赤ちゃん学級にプレママ・パパも見学に行けるようにしてほしい。支援拠点が利用できることももっとアピールしてほしい
- 産婦人科など母親学級や区などの手続きでもっとマタニティー期産後の体験談ききたい
- 赤ちゃんの体重計れる所あるかな?

<産前・産後のケア>

- 赤ちゃん会 月齢でなく子どもの成長にあわせてほしい
- 第2子でも赤ちゃん教室に参加できるといい。
- 産後うつのテストを1ヶ月でするのではなく、少しホルモンおちついた4ヶ月(赤ちゃんの健診時とか)にもしたら良いのに。
- 家族に頼れないのか聞かれた。「頼れない家族」なんだからすぐ産後ケアへつなげてほしかった。
- 1ヶ月検診後「定期的に誰かがこちらを気にかけてくれることはないのか」と不安になった(病院通ってた妊娠期のが安心だった)

<その他>

- 妊婦や産後の人の買い物支援→高齢者支援と合わせてやれるといい
- 赤ちゃんコーナーが両親とも使える所ばかりだと良いと思います。
- パパ1人で赤ちゃん抱っこしたまま、トイレができなくて困ることがある。赤ちゃん置くベッドが出入り口にあり、便器と離れているので、とてもそこに放置できない…。

イ 地域における子育て支援に関すること

<地域・人とのつながり>

- 子育て中のママだけでなく、パパや地域の皆さんに関心をもってもらい、つながりをもってもら

う大切さを感じました。

○子育てを終えた方々に気軽に温かい眼差しで今の子育てに参加してもらえるような機会が増えてほしい。

○異学年の交流の話から、異世代交流も良いなと感じました。若いカップルと小学生…とか。世代間の理解がすすむと思います。

○子育て世代の外国人の方との交流の場があったらいい（子ども、親同士の国際交流にもなる）

○地域でがんばっている団体を行政がもっとバックアップしてほしい

○小学生が楽しくかかわれる地域の場がほしい

○サービスじゃなくて、地域でのつながり欲しい

○おせっかいをやきたい人やかかれたい人がうまくつながれる場がほしい。

○町内の婦人部のおばさんに「最近のママは」とイヤミを言われる!!

<居場所>

○地域の誰でも利用できるコミュニティスペースがほしい。（子供の見守り、交流など）

○地域ごとに（身近なところに）居場所があるといいな

○こども食堂のような居場所。食事はなくても子どもがふらーっと逃げだしたい時にくつろげる受け皿。

○地域の子育てイベント、参加したいが、午前中はあわただしく参加できない。

○プレイパークのような遊び場を増やす。

○町内会館を子どもたちの居場所として開放できたらいい。

○地域の人、多年令層の人で子どもと遊ぶイベント・場所

○地区センターやコミュニティハウスで子どもが遊びやすく!

○児童館がないので、地域での子育てが難しい

○市・区のイベント(地区センターも)申込みの家族の人数を緩和 or なしにしてほしい。（大人2人 子ども4人）

<子育ての相談先>

○地区センター、ケアプラに何でも相談ができるフリーな人がいてほしい。

○ケアプラザが高齢者だけでなく子育てにも力を入れてほしい。ケアプラザは高齢者向けが多い。

○子育ての相談が気軽にできる人や場がない

<保育・預かりの場の提供>

○地域で子供の見守り、託児ができるようなつながりがほしい。

○全部のひろばで一時あずかりがあるといい

○一時預かりについてなるべく同じ人に預けたい。

○子サポの両方会員になる予定だが子育ておわった人に周知してほしい!!あずかりさん少ない!!

○子サポではなくちょこっと預かってくれる方をさがしている。

○子サポ、電子マネーで払いたい。小銭を用意するのが大変。

○子サポが手軽に利用できたらいい。日程調整がネットでできたら助かる。

ウ 保育・教育に関すること

<保育・預かりの場の提供>

- 入れたい時に保育園に入れるようにしてほしい。(0歳4月じゃなくても入れるように)
- 第一子が保育園に入りやすいようになってほしい。
- 保育園の充実。来年4月に預けられる気がしない…新規枠少なすぎる。こんなに小さい頃から本当に入れたい？
- 早生まれの子が保育園に入りにくい。0才4月入園ができないので保育園に入れても保育料が高いと働かない方がコスパがいいことになるのは変だと思う。
- 小学校は全員入れるのになんで保育園はみんな入れないのか？
- 双子同時に保育園に預けられず、退職した。
- 育休3年取っているが、保育園のわくも少なく、子どもの特性も出てくる時期なので、どこの園でもいいわけではないので困っている

- 週末子どもを預けられる場所がほしい(保育園に通っていても)
- 夜勤の時に子供の預け先がなくて困っている。祖父母にお願いできない状況もある。
- 夜にあずける場がほしい

- 一時保育の予約、予定に合わせて予約じゃなくて予約に合わせて予定する
- 一時預かりの利用がすぐにできない。事前面談が数ヶ月待ちと言われた。予約がすぐにうまる。
- 育休中の一時保育を利用しやすくなると助かる。
- 一時保育のあずかり状況をリアルタイムに知りたい。状況がわかりにくい。
- 一時保育不透明。横浜市のHPに載っている保育園にtelしても今はやっていないと言われる。定員に達しているからと…他保育園も達していると思うが…?

- 病児保育を増やして欲しい。当日の予約がとれない。病院で見てもらってからでないダメなので大変。
- 病児保育を充実させてほしい。仕事ができない。
- 病児保育を利用しやすくしてほしい・遠い。預けられる病気が限られる。
- 病児保育申込可能期間を当日まで延長させてほしい。
- 病児や祝日保育の拡大が必要。私は母子家庭で看護師休めない 2025年問題も考えて。

<子育ての相談先>

- 区に相談する一歩手前で相談できる場がほしい
- いつもオープンしている地区センターコミハに子育ての相談者がいない!
- LINEの相談は解決策を提案してくる。話が聞いて欲しいだけなのに…
- 相談の1つ前に話を聞いてくれるサポート
- 病児保育・発達について気軽に聞ける所があれば…
- 子どもの発達について気軽に相談する場がない。区や保育園の先生には相談しにくい。
- ひとり親で保育園に子をあずけて働いている。土日に相談できる場がほしい。
- ママは自分のお母さんに相談したりしているが、自分(父)は親には相談しにくい。

<その他>

- 送り迎えの負担よりも、子どもと1時間でも離れることがどれだけ楽かと思う。
- きょうだいで、保育園が別々、送迎が大変
- 保育園のお昼寝要らない子にはなくしてほしい。
- 子どもを預けることは最初は抵抗あった(ママなのに…)でも預けると一緒に子育てしてくれる仲間ができてうれしかった
- ベビーシッターほどでなくてちょっとしたお手伝い(目だけ貸して)2人目は大変!お風呂も大変
- ちょっと見てほしい。少し預けたい時の先がない
- 保育料が高い!!(0~2才)日割化希望(当欠でなく、一事前申請分だけでも)
- 子どもの一時保育の理由で"リフレッシュ"と言われると少し預けにくい。

エ 学齢期の子どもに関すること

<育て方>

- 小五(高学年)習いごと、塾で遊び相手がいない…
- 私立と公立で学習、体験の機会の差がある
- スマホを持つか、持たないか。個人的なことだけど、もう少しルールを話し合える子どもの場がほしい(親)
- 子供たちのSNSの使用について(ゲーム・ケイタイ)
- スマホやSNS 子どもが欲しがるものどこまで与えるか(あまり与えたくない…)
- ケータイ社会。子どもの方が長けてて追いつかない問題がある。

<子どもの居場所>

- 小学生の居場所の充実。(キッズ、学童以外に、フラリと立ち寄れる場所)
- 少し大きくなった子(年少以上や小学生)の遊び場が困る。特に雨の日曜は行くところがない。
- 地区センタープレイルームで小学生が遊べない。
- 小学生以上でも、安い預かりの場選択肢をふやしてほしい
- 小学生のあずけ先に困っています 土日両親とも仕事があるときがあります
- 小学生のあずかりの子サポの提供会員が少なくお願いできない。
- 公園は小学生とかがボール遊びしていて、未就学児には危ない…遊びにくい。
- 学齢期~中高生の居場所(不登校利用OKの)がほしい。
- 部活に入っていない中学生の居場所。中学の部活が少ないので、地域でできる場がほしい。
- 放課後デイサービスやキッズの午前中の開放ができないか。
- 自転車の練習をする場所がない。

<学習>

- 小学校の体育、英語などを外部に頼むことで教育の質が上がると思う。
- 子どもの学習が学校の授業だけで十分なのか不安。
- 公立小学校で休むと学校の勉強についていけなくなりがち…。
- 小学校生活の中に子供の選択の機会を増やしてほしい。どの授業をえらぶか、難易度など。意欲や主体性の尊重につながる。

<給食>

- 学校給食 20 分で完食は短すぎる(会話を楽しめない)
- 給食を充実していほしい。セーフティーネットになっている子もいる!
- 中学校の給食は早く実現してほしい。
- ハマ弁が地産地消になってない。
- 中学校給食当たり前と思っていたのになくて驚いた!

<子育て情報・相談先>

- 小学生以上の子どもたちへの支援、相談ができる場所が少なすぎる。(学校以外で支援できる場がほしい)
- 小学校の情報が全然入ってこない。
- 小学校入るまでのイメージがつかず、3月はとても不安だった…。
- 小学校や中学校に見学や参加ができる機会を増やしたい。やっても知ることが難しい。
- 小学校親どうしつながり少ない。育児について話したい。
- キッズがどんなことをしているのか分かりやすく周知して欲しい。
- 不登校に対する気軽に話せる場所が通っている小学校や中学校にほしい。
- 思春期のママ向けの相談、情報が充実してほしい。
- 思春期反抗期の悩み。どう相談したらいいか?
- 昼夜逆転してくる(思春期～) 夜も相談できるといいな。

<不登校>

- 不登校が増えている。
- 不登校の相談先を学校以外のところでしたい。相談できる場がほしい。
- フリースクールが少ない。お金がかかるのでえらびづらい。
- 学校以外の居場所が子どもが自力で通える場所にほしい。(学校に行けないのに) 学校より遠いところに行けない。
- 不登校の学習支援を無料でして欲しい。

<PTA活動>

- 学童やPTAの情報が知れるところが分からない
- PTAと地域をつなげる仕組みづくりが必要。
- PTAお給料出そう。
- PTAを任意に。親以外のサポート活用。
- PTAなどのしごと各学校で統一すればいい
- PTA業務を軽くし、卒業生も学校活動にサポートできる仕組みは良いと思った。

オ 障害のある子どもに関すること

<支援・サービス>

- 保育園も障害児対応少ない気がする
- 複数の障害や病気をかかえていると通院負担が大きい。

- 障害児向けはあるが、軽度の児向けはあまり手厚くない
- 軽度障害児向けプログラム市でできませんか？
- 医療的ケア児の通学に親のつきそい不要になるといいな
- 障害児の送迎は親でしょっていう決めつけがあると思う。
- 障害のある子どもの送迎支援がほしい。
- 放課後デイの質を担保する。金もうけの業者はNO!

<居場所>

- 障害のある子もない子も一緒に遊べる場がほしい。障害児支援がもっとほしい。同じ悩みのある親子とつながりたい。児童館がほしい（赤ちゃん～小学生の場所）
- 障害や発達遅れの遅れ、心配のある子の居場所と遊び場がほしい。

<教育・進学>

- ウチの子は発達障害の診断のある子ですが、将来像が描けないです。
- 学校の個別支援級の人数が多すぎる。支援学校を拡充してほしい
- 障がい児も一緒に学べる教室がいいが、成長と共に障がい児が分けられていく。
幼・保までは同じ教室→小・中は支援級→卒業後は普通高校に進学できない。

<子育ての相談先>

- 療育センターが小学生以降も頼れたらいい。もしくは就学の時紹介してほしい
- 療育センターを対象年齢上げてほしい。就学児に支援がとだえる。
- 自閉症に関する知識や相談する先がもっと広がってほしい(定員オーバーで療育に通えなかった)障害にしても介護にしてもグレーなところをサポートしてほしい。
- 療育センター初診までに半年もかかる。困る。半年、不安でしかたがない。早く受診したい。

<子育て情報>

- 障害児の支援がわかりやすいホームページがあるといい。
- 発達に不安のある小さいお子さんとその家族と接することが多い。インスタやSNSは便利だが不安をあおる広告も多い。情報が多すぎる
- 自分で調べないと障害児支援制度にたどりつかない。児童発達支援デイサービスを紹介してもらえなかった。

<その他>

- 発達に不安を抱える親子だけ集まる場所がもっと欲しい。
- 療育の際に、きょうだい児の保育が必要!!
- 障害児のきょうだい、ヤングケアラーになってしまう。がまんさせてしまうのが心苦しい。
- 異性のひとり親+発達障がい、付きそいがむずかしい。

カ ひとり親家庭に関すること

- フルタイムでシングルで子育て続けるのはムリ。

- 病児保育、小学校学級閉さの際ひとり親が安心して働ける様になって欲しい
- ひとり親で保育園に子をあずけて働いている。土日に相談できる場がほしい
- ひとり親のバスパスを(土日だけでも)子どもと2人~で使えたら出かけられる
- 異性のひとり親+発達障がい、付きそいがむずかしい。
- 離婚成立まで支援がない。

キ ワーク・ライフ・バランスに関すること

- 夫も妻も育休、産休とりやすくなるといい。
- 育休中に週2回テレワークできる制度あり。隣の部署に父で1年とった人いた。自分も根まわして8ヶ月取得。育休取れていいねと言われて違和感があった。当たり前にした。
- 小さい子がいるパパは残業させない風土。になって行ってほしい・・・
- どうしても超忙しいパパもいることも前提に。
- パパには会社から意識付けを働きかけてほしい。
- 会社の上司も子育てしている人が増えているから変わってくるかも。
- フリーランス自営業も(取引相手に言いにくい!)休業の補償が必要。
- 子育て世代の仕事の声はあがるが、子育てしてない人や、未婚の人たちとの溝はうめないとうまくいかない。

ク まちづくりに関すること

- ベビーカーでも人とすれちがえるくらい広い道がほしい!
- 子どもをだっこからおろせる場所がもっとまちにあってほしい。
- 育児・子育てスペース、男性が入れなかつたりして施設が使いにくい(オムツ替えとか)
- 全ての駅にキレイな授乳室&ベビーカーで入れるトイレがあるといいな。
- エレベーターふやしてほしい。
- エレベーターでの経路がなかなかわからない。
- 子どもがさわぐと困るのでバスに乗れない。冷たい視線を感じる!!
- 電車やバスでの移動がとにかく大変。
- 坂が多いので、移動手段が充実すると良い。(ベビーカーでの移動が大変)
- 自転車や車が無い為ベビーカーでスーパーや大きなショッピングモールに行くのですが、子供はお店のカートに乗りたがるので、ベビーカー置いておけたらとてもありがたいです。
- 赤ちゃんと行けるカフェ。・座敷(ねかせられる)・トイレ、授乳。

ケ 子育て全般(理念等)に関すること

- 子どもが大事にされていることを実感できるような世の中になってほしい。
- 子育てしやすい街を目指すと同時に”産みやすい街”でもあって欲しいと思った。
- 子育ての問題を解決すると実は皆にやさしい街になるのではないかな。
- 「子育て」のまん中のこどもの不在は問題だと思う。

コ その他

- 歩きタバコが多く、子どもの顔の位置でとても危険。健康被害もこわい。

- 家庭内で子育てについて、お父さんからの情報提供することが少なく、ママ発案がほとんど。夫への情報提供者が妻になってしまっている。(夫への説明が大変で負担)
- 夜泣き対応などパートナーに気をつかう。大人の機嫌を取ることもある。
- パパがストレスフルにならないよう自分が頑張ってしまう。
- 保育園でパパの姿を見ることが増えた。以前はこんなに多くなかった。パパが抱っこしている姿も増えたので、男性の育児参加も増えていると思う。

4 前回（5年前）のグループトークとの比較など

(1) テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること」

最も多かったのは、5年前と同様に「保育・預かりの場の提供」でしたが、全体に占める割合で見ると17%から13%となり、そのほかの声の割合が少しずつ増加しており、悩みやニーズが多様化しているものと思われます。また、「行政手続や公的支援に望むこと」が4%から11%に増加しており、中でも、子育ての経済的負担の大きさに関する声が多く聞かれました。

(2) テーマ②の「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな。」

「子どもの居場所」に関することが最も多く、雨の日の遊び場を求める声や、公園の利用方法、既存の公共施設の利用方法や、放課後の居場所、不登校などの場合の学校以外の居場所が必要という声などがありました。

また、テーマ①と同じく「行政手続や公的支援に望むこと」が4%から13%になり、経済的支援の充実や、手続のオンライン化、移動手段の補助を求める声が多く見られました。また、「親の居場所」に関する声についても、3%から9%に大幅増となりました。「子育てをしている親と知り合いたい」「パパたちの交流する機会や場があるといい」という声のほか、子連れイベントを求める声も多く、知り合う機会や場を求めている実態が見られました。

5年前は2番目に多かった「保育・預かりの場の提供」に関することは、15%から10%になり、保育園入所や一時預かり、病児保育に関することのほか、また「ちょっとだけ預けたい」「ちょっと見てほしい」といった様々な内容がありました。

(3) その他

数は多くありませんでしたが、「保育園へのお迎えや病院でパパが珍しくなくなった」「5年前よりも父親の育児参加が増えたと思う」など、子育て事情の変化に関する声もありました。

5 次期計画への反映

今回のグループトークにおける意見交換の結果については、令和6年5月頃、計画策定に向けた議論を行う横浜市子ども・子育て会議等で報告を行うとともに、頂いた意見等を十分に踏まえて計画素案を作成してまいります。

また、グループトークでは、「こういうことを言う機会が増えるとよい」「言語化することでモヤモヤがはっきりした」などの声も複数いただきました。グループトークに参加いただけるのは、募集に応じて申込をいただいた一部の方ですが、対面でやり取りすることの大切さを改めて感じる場ともなりました。運営にご協力いただいたワイワイ会議の皆様からは、計画策定や推進に当たって、市民の声を聞く場を設けることについて仕組み化するべきとのご提案もいただきました。

「横浜市こども・子育て基本条例」の制定について

1 趣旨

令和6年第2回市会定例会において、議員提案により、「横浜市こども・子育て基本条例」の制定について議案が提出され、6月5日（水）に議決されました。概要について報告します。

2 条例の概要

(1) 名称

横浜市こども・子育て基本条例

(2) 構成・趣旨

前文及び全15条で構成

こども・子育てについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び学校等の「育ち学ぶ施設」の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容

(3) 各条文について

条項	概要
前文、第1条～第3条	目的、用語定義（こども、保護者、育ち学ぶ施設）、基本理念 等
第4条（こどもの意見の尊重等）	全てのこどもは、年齢及び発達に応じて意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保される
第5条（市の責務）	市は、こども・子育て施策の総合的な推進、施策へのこどもの意見の聴取と反映、学校教育等へのこどもの参加の環境整備、こども・子育て関連分野でのこどもの視点の重視に努める
第6条（市民・事業者の役割）	市民・事業者は、こどもとの対話の機会の確保、居場所づくりその他の必要な配慮を行うよう努める
第7条（育ち学ぶ施設の役割）	育ち学ぶ施設は、こどもの意見・提案を実現するための環境整備、主体的に考えること等ができるよう、必要な支援に努める
第8条（計画等の策定）	市は、条例を踏まえてこども計画等を策定する
第9条（子育て支援）	市は、こども・子育てに関する施策を、妊娠の段階から切れ目なく総合的に進める
第10条（こどもの養育）	保護者はこどもの健全な養育に努める
第11条（広報・啓発）	市は、こども・市民等に対し、こどもの最善の利益が考慮されること等について広報・啓発に努める
第12条（体制の整備）	市は、こどもの意見表明の機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備に努める
第13条（財政上の措置）	市は、必要な財政上の措置に努める
第14条（市会への報告）	市長は、施策へのこどもの意見の反映の状況等について、毎年市会に報告し、公表する
第15条（主権者教育）	市は、市政及び市会の役割等に対するこどもの理解と関心を深める主権者教育を推進する

(4) 施行日

令和7年4月1日

3 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画との関係

条例第8条では、「市は、こども計画及びこども・子育てに関する施策について、この条例を踏まえて策定するものとする。」とされています。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、一体的に推進していく予定ですので、条例第8条に基づく計画としても位置づけていきます。

横浜市こども・子育て基本条例

こどもは社会の宝であり、未来を担うのは今を生きるこどもたちである。

しかしながら、急速な少子化の進展その他の社会の大きな変化の中で、こどもを取り巻く環境はめまぐるしく変わっており、このような状況の下、全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、それぞれの幸せを実感できる社会を実現するためには、こどもが、愛され保護される存在であることに加え、社会を構成する一員として、その年齢及び発達^{さん}の程度に応じて、意見を表明し、多様な活動に参画することができる機会が確保されることが重要である。

また、このような経験は、こどもが、自立心を養い、自ら研鑽^{さん}に努め、多様性を受け入れ、他者を尊重する心を身に付けながら成長し、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画するための基礎となる。

そして、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることは、父母その他の保護者を始めとしたこどもを取り巻く社会全体の責務である。

ここに、こども基本法の精神にのっとり、こども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に向け、こども・子育てに関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こども・子育てについて、基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）の責務並びに市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もってこども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達^{さん}の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護す

るものをいう。

(3) 事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うものをいう。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉施設、学校その他の施設のうち、こどもが入所し、通所し、通学し、又は交流するものをいう。

(基本理念)

第3条 全てのおとなは、こども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組むものとする。

(こどもの意見の尊重等)

第4条 全てのこどもについては、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が考慮されるとともに、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、こども・子育てに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもが、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めるものとする。

3 市は、こどもが社会を構成する一員としてその年齢及び発達に応じて学校教育、地域社会等における多様な活動に積極的に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

4 市は、こども・子育てに関連するあらゆる分野における施策を講ずるに当たっては、こどもの視点を重視するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第6条 市民及び事業者は、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、その年齢及び発達に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、こどもとの対話

の機会の確保、居場所づくりその他の必要な取組を行うよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、こども・子育てに関する施策に協力し、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達に応じて、その意見及び提案を実現するために必要な環境の整備に努めるとともに、こどもが主体的に考え、自ら課題を解決できる能力を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(こども計画等の策定)

第8条 市は、こども計画(こども基本法第10条第2項の市町村こども計画をいう。)及びこども・子育てに関する施策について、この条例を踏まえて策定するものとする。

(子育て支援)

第9条 保護者が安全で安心な環境の中でこどもを育てることができるよう、市は、こども及び保護者の意見を尊重しつつ、子育てしやすい社会の実現のために、こどものある家庭に対する支援を始めとした様々なこども・子育てに関する施策を、学童期から、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて切れ目なく総合的に推進するものとする。

2 市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者は、前項の施策に協力するよう努めるものとする。

(こどもの養育)

第10条 こどもの養育は家庭を基本として行われるとの認識の下、父母その他の保護者は、こどもを育むための第一義的責任を有する者として、こどもが、その年齢及び発達に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、健全な養育に努めるものとする。

2 市は、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、こどもに対し、その年齢及び発達の程度に応じて、自らが社会を構成する一員であること等について広報及び啓発に努めるものとする。

2 市は、こどもの最善の利益が考慮されること等について市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(体制の整備)

第12条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもがその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、こども・子育てに関する施策を総合的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告等)

第14条 市長は、毎年、こども・子育てに関する施策へのこどもの意見の反映の状況等について、市会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(主権者教育)

第15条 市は、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、市政及び二元代表制における市会の役割等に対するこどもの理解と関心を深める主権者教育を推進するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について

1 ひとり親家庭自立支援計画

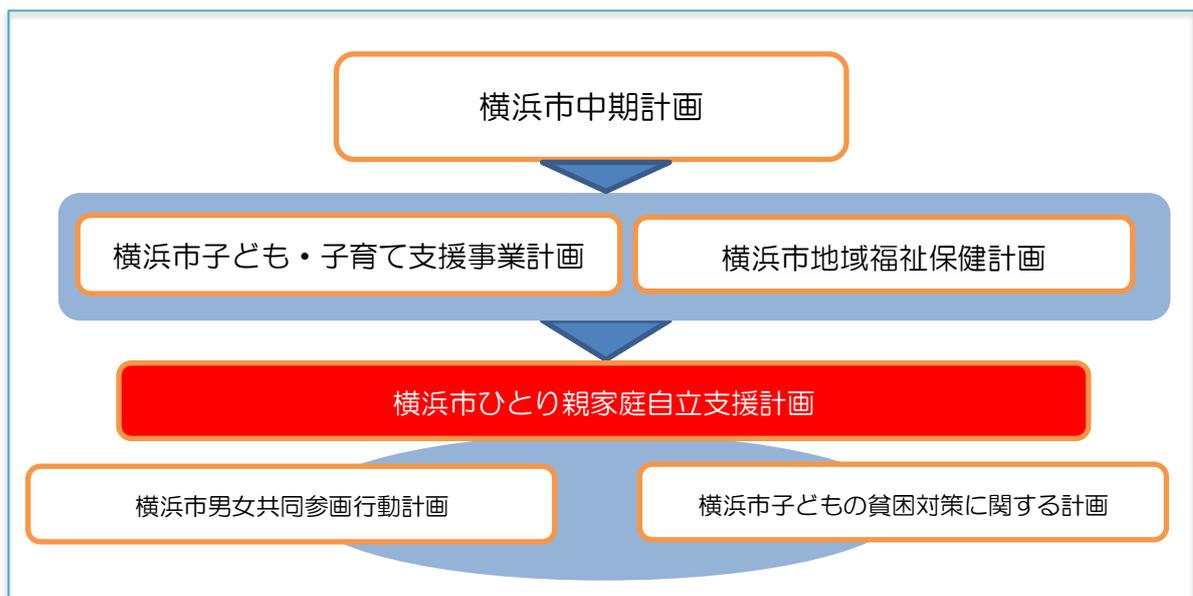
(1) 策定の趣旨

本市では、様々な困難に直面しているひとり親家庭等に対する、きめ細かな福祉サービスと自立に向けた支援の施策が、総合的かつ計画的に展開するよう、平成15年度から「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。

今年度は、現行の第4期計画の最終年度にあたりますので、第5期目となる次期計画（令和7年度～11年度）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。



(3) 計画の対象

ひとり親家庭（母又は父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む。）及び寡婦（かつて母子家庭の母であって、現在も配偶者のない状態にある方）を対象とします。

【参考】国勢調査結果によるひとり親家庭世帯数

（単位：世帯）	令和2年	平成27年
母子世帯	19,481	22,803
父子世帯	3,154	3,588
合計	22,635	26,391

2 計画策定に向けた検討状況

(1) 実態把握のための調査

令和6年1月から2月まで、本市のひとり親家庭の生活実態や福祉施策等に対する意見などを把握するため、ひとり親家庭に対し郵送方式によるアンケート調査を行いました。

○ ひとり親家庭へのアンケート調査

目的	本市のひとり親家庭の生活実態や福祉施策等に対する意見などの把握
対象	○ 住民基本台帳から同一世帯上、配偶者がなく、子の年齢が20歳未満を含む世帯で、母子又は父子世帯と思われる世帯を無作為抽出。(その他の家族がいる場合を含む) ○ 4,000世帯(母子世帯2,900世帯、父子世帯1,100世帯)
調査方法	郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答(回収率:21.2%)
調査項目	世帯と住居の状況、仕事の状況、福祉制度の認知・利用状況、子どもの状況、収入や養育費、困りごとや相談先等 全42問
実施期間	令和6年1月24日～2月26日

(2) 実態把握のためのヒアリング

ひとり親家庭の子どもや家庭の生活像及び支援ニーズの把握のため、支援者団体・当事者団体へのヒアリングを実施します。

○ 支援者団体・当事者団体へのヒアリング実施

目的	ひとり親家庭の子どもや家庭の生活像及び支援ニーズの把握
対象	○支援者側 民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、小中学校、地域などでひとり親家庭の支援を行っている各種団体等 ○当事者側 ひとり親家庭当事者団体、ひとり親家庭の子ども
調査方法	ヒアリング
調査項目	・ひとり親家庭の状況、親・子どもの様子 ・ひとり親家庭を支援する上で必要と感じていること ・近年の支援ニーズ等の変化 等
実施期間	令和6年5月～7月

(3) ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

学識経験者や、ひとり親家庭に対する支援に関わっている地域の方から、様々なご意見を伺うため、ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会を開催します。令和6年6月から12月までに3回程度の開催を予定しています。

3 計画策定スケジュール(予定)

令和6年5～7月	実態把握のためのヒアリングを実施
6～12月	ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会開催(3回程度)
9月	第3回市会定例会において、計画素案にかかる検討状況を報告
10～11月	計画素案公表、市民意見募集実施
12月	第4回市会定例会において、市民意見募集の実施結果及び計画原案にかかる検討状況を報告
令和7年2月	第1回市会定例会において、計画原案を説明
3月	計画策定

横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30年度～令和6年度）の概要

I 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び国基本方針に基づき、「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進しています。第4期計画は当初、平成30年度から令和4年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」と期間や取組の整合を図ること、令和2年に改定された国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）との整合を図ることの観点から、一部改定のうえ令和6年度末まで2か年延長しています。

（第1期：平成15年度～19年度、第2期：平成20年度～24年度、第3期：平成25年度～29年度）

2 計画の期間

平成30年度から令和6年度まで（7か年）

3 基本方針

児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的とします。

II ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

(1) 子どもの貧困の社会問題化

令和元年国民生活基礎調査の結果では子どもの貧困率は13.5%で、3年前(平成28年)の調査の13.9%から低下しましたが、ひとり親家庭の貧困率は48.1%となっています。また、令和4年度本市調査では、新型コロナウイルス感染症拡大以降、食費の支出に困難が生じたと回答した家庭は51.7%にのぼります。

(2) 権利擁護の高まり

平成24年の民法改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明確化されましたが、養育費の不払いといった課題も表出しています。また、国の法制審議会家族法制部会において、共同親権を含めた親権のあり方などが議論されています。今後の議論の方向性や結果を踏まえ、養育費の確保や子どもにとって望ましい面会交流のあり方を啓発していく必要があります。

(3) 父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要性

平成26年度の母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正及び施行により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられましたが、比較的収入があることから、実際の支援対象には該当しにくくなっています。また、日常生活の支援の必要性や、相談相手がいない割合が比較的高く孤立感を抱えやすいなど、母子家庭とは異なるニーズに対する支援が求められています。

(4) 子どもの教育に対する支援の必要性の高まり～給付型奨学金

貧困の連鎖を防ぐとともに、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるために、子どもの教育に対する支援の重要性が高まり、教育費の確保が課題となっています。民間の給付型奨学金や、令和2年度から始まった高等教育の修学支援新制度など、多様な制度の情報が必要とする人に的確に伝わり、子どもの進学のモチベーションにつながるよう支援につなげて

いくことが求められています。

2 ひとり親家庭の現状

(1) ひとり親家庭の数

令和2年国勢調査によると、本市のひとり親世帯の数は、他の家族等と同居している場合も含めると、母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯の計22,635世帯となっています。また、令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、離婚が87.5%、死別が4.2%、未婚が7.4%、となっています。

(2) ひとり親家庭の世帯状況について

令和元年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の稼働収入は686.8万円の一方、母子家庭は231.1万円でした。令和4年度本市調査では、稼働収入平均は母子家庭231.6万円、父子家庭292.4万円、全体237.2万円となっています。また、養育費について取り決めをしている世帯は、令和4年度本市調査では50.2%で、平成24年度本市調査から少しずつ増加し、半数程度までになっています。

(3) ひとり親家庭の親について

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭の親の平均年齢は、母親41.8歳、父親48.3歳となっています。親の最終学歴は「高校・高等専修学校卒」が母親37.4%、父親42.2%と最も多くなっています。次いで、母親は「高専・短大・専門学校卒」の32.5%、父親は「大学・大学院卒」の31.1%でした。「中学校卒」は、全体の9.3%を占めました。

(4) ひとり親家庭の子どもについて

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭の子どもの人数は「1人」が47.9%、「2人」が39.0%、「3人」が11.9%、「4人」が1.2%で、ひと家庭あたりの子どもの人数の平均は、母子家庭1.66人、父子家庭1.73人となっています。

ひとり親家庭を構成する子どもの就学・就労状況については、「小学生」が32.0%と最も多く、次いで「中学生」の23.9%となりました。「小学校入学前」の子どもは13.2%ですが、母子家庭では13.8%、父子家庭では7.9%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

平成29年度本市調査では、「生活費が不足している」が57.6%、次いで「日常の家事ができない」38.9%、「就職先が決まらない」13.9%となっています。父子家庭では、ひとり親になった際に「日常の家事ができない」ということで困ったとの回答が55.9%にのびりました。

(6) 福祉制度の認知状況等

平成29年度本市調査では、「児童扶養手当」等の認知状況は7割以上でしたが、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」等の認知割合は3割以下でした。令和4年度本市調査では、前述の「教育訓練給付金」の認知割合は約4割でしたが、生活をすぐに支援できる「食品提供会」の認知度は3割以下となりました。

注：本計画を策定した平成29年度に、本市におけるひとり親家庭の状況を把握するための市民アンケート調査を実施しています。また、計画の一部改定にあたり、令和4年度にもアンケート調査を実施しましたが、調査対象や調査項目が異なっているため、単純な比較はできません。

3 ひとり親家庭の課題状況

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦勞することが多い状況となっています。

(1) 子育てや生活支援

現状	ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齢児が多く、日々の生活における家事の援助や、保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要となっています。 親または子の疾病や障害、DVや児童虐待など、他に様々な困難を抱えている場合もあります。
課題	・ヘルパー派遣等による家事支援や保育の確保、DV被害へのケアや養育支援 ・地域の支援者とのつながりの育み

(2) 就業の支援

現状	ひとり親家庭の親は9割近くが就労していますが、母子家庭の母は非正規職員が半数近くを占めています。また、令和4年度本市調査では、母子家庭・父子家庭ともに4割の人が、より良い就労に向けて転職したいと考えています。
課題	・本人や子の状況、これまでのキャリアや希望を踏まえ、就労の安定や、資格の取得支援と就職・転職に向けた、きめ細かな伴走支援

(3) 経済的支援

現状	令和4年度本市調査では、暮らし向きが「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した世帯は全体の3分の2にのぼり、経済的支援はひとり親家庭の生活を守るたいへん重要な支援です。
課題	・国の制度を踏まえ、児童扶養手当等の支援の着実な実施 ・就労や稼働収入の増加など、生活向上に向けた次のステップに繋げていく支援

(4) 養育費確保の支援

現状	令和4年度本市調査によると、平成24年の民法改正を受け離婚届に養育費についてのチェック欄が設けられて以降に離婚した世帯では、それまでに比べ養育費の取り決めを行った割合が上がっていますが、ひとり親家庭全体で見ると、半数近くの世帯で養育費の取り決めが行われていません。
課題	・養育費の相談や法律相談のニーズの増加への対応 ・養育費セミナー等の開催による情報提供など、啓発の取組の強化 ・養育費確保支援事業等の着実な実施

(5) 相談・情報提供

現状	相談については、父子家庭の当事者同士のつながりが希薄で、相談相手が見つかりづらい傾向があります。情報提供については、「制度について知らず、利用できなかった」というアンケート回答も多く挙がっています。
課題	・父子家庭への情報提供 ・さまざまな手法による、わかりやすく、利用につながる支援情報の提供

(6) 子どもへのサポート

現状	親との離死別等による生活の変化や、DVや虐待などにより、心のケアが必要な場合や、就業などの理由で、親が子育ての時間を取れず、親子の関わりが少ない場合もあります。 親への負担を考え、早くから生活を助けようと、進学をあきらめてしまう状況もみられます。
課題	・学習支援や生活支援、面会交流支援など、子ども自身への支援の更なる充実 ・子ども食堂など、地域力による支援の取組の充実

III 支援の基本的姿勢

1 支援の基本的姿勢

計画を推進するにあたり、支援にあたって大切にしたい視点を「3つの視点」、重点的に取り組む内容を「5つの重点」として掲げ、取組を進めていきます。

■ 3つの視点 ■

- 自立を支援する視点…ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援
- 子どもの視点…子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援
- 地域支援の視点…ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

■ 5つの重点 ■

各自治体で策定する自立支援計画の基礎となる国基本方針が令和2年に一部改定されたことを踏まえ、「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」「生活困窮者自立支援、地域民間団体などとの連携」「ワンストップ支援体制の構築」といった新たな視点を、5つの重点に反映させます。

① 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。とりわけ母子家庭の困窮状況の課題については、女性の就労や自立支援等の面からも、個々の家庭の状況に寄り添いながら伴走型の支援をしていく取組を進めていきます。

② ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることや、母子・父子自立支援員の専門性の向上をはかるなどにより、窓口での相談支援や情報提供がワンストップで実施できる体制の構築に取り組みます。

③ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない状況を改善するために、SNSなどのインターネットメディアも活用し、わかりやすく利用しやすい制度案内につとめ、積極的な情報提供に取り組みます。

④ 当事者同士の交流と支援者の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、本市と支援機関・地域民間団体等が相互に連携するとともに、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で温かく見守られ、自立を目指していけるよう支援します。

⑤ 子どもへの支援

親との離死別、DV等の子どもへの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるような生活・学習の支援を行います。また、子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流、養育費の確保など、子どもの視点に立った支援を進めるために、離婚する当事者に対しての啓発などを実施します。

IV 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響と、その支援

1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響

アンケート調査や支援団体へのヒアリングから、新型コロナウイルス感染症の影響とみられる、新たな困難な状況が浮かび上がりました。

- ・勤務先の業績悪化に伴う失業や勤務時間の減少による収入の減少
- ・雇用環境の悪化、求人の減少に伴う就職、転職の困難
- ・感染のリスクを回避するための就職活動の自粛
- ・学校の休校等による出勤困難、収入の減少
- ・家庭内コミュニケーションや家族関係の変化

また、アンケート調査において、「新型コロナウイルス感染症により、就労に影響があった」と回答した方は56.5%で、そのうち、「収入の低下」、「雇用契約期間の満了や解雇」といった影響を受けた方は合計82.5%にものぼりました。

2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援

本市ではこれまで、新型コロナウイルスの影響で困難を抱えたひとり親家庭の生活を支えていくための支援を実施してきました。

- (1) ひとり親世帯への給付金の支給
- (2) ひとり親世帯フードサポート事業（ぱくサポ）
- (3) 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の制度拡充
- (4) 住宅支援資金貸付

3 今後の支援の方向性

(1) 即時的・経済的な支援

アンケートでは、コロナ禍で役立った支援として、ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス関連給付金などの現金での給付金や、食料品の現物での給付など、生活のうえですぐ利用できるものを回答した方が多くありました。

国の制度や民間事業者の活動状況を踏まえながら、時勢に応じて引き続き支援します。

(2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援

ヒアリングでは、即時的な支援を受けても生活が改善できず困っている家庭もあり、子の成長過程を見据え、長期的なビジョンで支援することも重要との意見がありました。家庭の困難を丁寧に把握し、伴走した支援が求められます。

令和4年度本市調査では、教員、看護師、保育士などの専門知識・技術を生かした仕事に従事しているひとり親は、ひとり親家庭の中では比較的年収が多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大による就労への影響も少なかったという結果となりました。

相談者の意向やキャリアを尊重し、家庭の事情に寄り添いながら、より安定した生活が継続的に営める職に就けるよう、自立支援教育訓練給付金等の制度を活用し、資格の取得、就職・転職を支援していきます。

(3) 親子へのサポートや交流

ひとり親家庭、当事者団体の双方から、他の家庭との交流の機会が少ない、親がリラックスできる機会が少ない、子がさまざまな体験ができないなどの悩みの声がありました。

対面やオンラインを適切に選択し、感染防止対策を講じながら幅広く催事を開催し、より多くのひとり親家庭が他のひとり親家庭とつながり、孤立しないよう支援していきます。

(4) 支援に関する手続きや情報提供

感染拡大防止の観点に加え、ひとり親の抱える時間的な制約や、手間の軽減の観点から、就労支援や申請の手続きをオンラインで行えるようにしてほしいというニーズも出てきていま

す。

情報の漏洩を防ぐ措置など、手続きの電子化にあたり配慮すべき項目について、今後検討を進めていきます。

また、「制度を知らずに利用できなかった」ということが生じないように、ウェブサイトやSNS、紙媒体など、それぞれが持つ利点を踏まえ、多面的な情報提供を行っていきます。

V 支援の具体的計画

1 子育てや生活支援

日常生活支援事業、保育所優先入所、こども家庭総合支援拠点 等

2 就業の支援

自立支援給付金事業、就業・自立支援センター事業 等

3 経済的支援

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、就学援助、特別乗車券交付事業 等

4 養育費確保の支援

養育費確保支援事業、法律相談 等

5 相談・情報提供

相談・提供体制の充実、離婚前相談 等

6 子どもへのサポート

生活・学習支援事業、思春期・接続期支援事業 等

7 新型コロナによる困窮の支援

ひとり親世帯フードサポート事業

計画の進捗よく状況の把握

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市中期計画」並びに「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している、次の目標を掲げ、推進していきます。

【指標1】就労の状況の把握

目標	現状値(平成28年度末)	令和3年度実績	令和6年度
ひとり親の就労者数	1,022人(累計)	2,855人(累計)	3,700人(累計)

【指標2】自立支援の状況の把握

目標	現状値(平成28年度末)	令和3年度実績	令和6年度
ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	3,510人	4,685人	6,000人

※最終年度の数値目標は次期子ども・子育て支援事業計画(平成32年度～36年度)の策定にあわせて設定します。

● 計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びに子どもの貧困対策の関係区局による庁内連携会議により、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策をすすめます。